

第2次

砥部町環境基本計画

令和2年2月

愛媛県 砥部町

目 次

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の背景	
(1) 環境問題の変化	1
(2) 国内外の取り組みの進展	2
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の役割と位置づけ	
(1) 役割	3
(2) 位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 環境のとらえ方と範囲	
(1) 対象地域	4
(2) 対象範囲	4

第2章 環境の現状と課題

1. 砥部町の概要	
(1) 位置	5
(2) 人口	5
(3) 産業	6
(4) 土地利用	7
(5) 気象	7
2. 生活環境の保全	
(1) 大気環境	8
(2) 水環境	11
(3) 騒音・振動・悪臭	15
(4) 土壌環境	16
(5) 化学物質	16
3. 自然環境の保全	
(1) 植物	18
(2) 動物	19
(3) 文化財	20

4. 快適環境の確保	
(1) 環境美化	21
(2) 景観	21
5. 資源・エネルギーの循環・適正利用	
(1) 廃棄物	22
(2) 地球環境	22
(3) 資源・エネルギー	25
6. 環境教育及び環境学習の振興	
(1) 環境保全活動	26
(2) 環境学習	27
(3) 環境情報	27

第3章 目指す環境像

1. 目指す環境像	28
2. 基本目標	30

第4章 施策の展開

1. 健やかで安心して暮らせるまち	
(1) 健やかな大気環境を守ります	34
(2) きれいな水環境を守ります	35
(3) やすらぎを感じる場所を守ります	36
(4) 有害化学物質による汚染を防ぎます	37
2. 豊かな自然と歴史・文化を大切にするまち	
(1) 豊かな自然を守ります	38
(2) 歴史・文化を守ります	39
3. 安らぎのある快適な生活空間を感じるまち	
(1) 美しく潤いのあるまちを目指します	40
(2) 豊かな景観資源を保全し、良好な景観を守ります	41
4. 限りある資源と地球環境を大切にするまち	
(1) ごみを減らし、リサイクルを進めます	42
(2) 地球環境問題への取り組みを進めます	43

5. 環境のことを考え、行動するまち	
(1) 環境に配慮した行動を進めます	44
(2) 環境教育と学習を進めます	45
(3) 環境情報の提供を進めます	45
6. 環境指標	46

第5章 町民・事業者の環境保全行動指針

1. 町民の環境保全行動指針	49
2. 事業者の環境保全行動指針	54

第6章 計画の実現に向けて

1. 町・町民・事業者の役割と協働	
(1) 町	62
(2) 町民	62
(3) 事業者	62
2. 推進体制	63
3. 進行管理	64

資料編

1. 砥部町環境基本条例	65
2. 砥部町環境審議会委員名簿	69
3. 環境に関する町民・事業者・中学生的意識調査結果	70
4. 第2次砥部町環境基本計画策定経過	96
5. 環境基準	97

第 1 章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の背景
2. 計画策定の目的
3. 計画の役割と位置づけ
4. 計画の期間
5. 環境のとらえ方と範囲

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の背景

(1) 今日の環境問題

私たちのまち砥部町は、「清流とほたる 砥部焼とみかんのまち」のキャッチフレーズのとおり、香り高い文化と歴史が息づくまちであり、まちの将来像である「文化とところがふれあうまち」を目指し、「人と地域のつながりを活かした協働によるまちづくり」「誰もが住みやすく、住みたいと思えるまちづくり」「将来にわたって持続可能なまちづくり」をテーマとしたまちづくりを進めています。

私たちの生活は、経済成長により物質的に豊かになりました。

しかし、豊かさが進むとともに環境問題はごみ問題や近隣騒音、生活排水による水質汚濁などの「都市・生活型公害」へと変化するとともに、地球規模で見ると、地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染、生物多様性の減少などの問題が深刻化しています。

また、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災における原子力発電所の事故による影響を踏まえた電力需給への対応、さらには近年表面化してきた大陸から飛来する高濃度の微小粒子状物質であるPM2.5による環境汚染への対策など、これまでにないような新たな問題にも私たちは直面することになりました。

その一方で、価値観の変化や余暇時間の拡大などにより、うるおいとやすらぎのある生活が求められています。

緑や水辺など身の回りの快適な空間が、まちづくりの重要な要素となっています。

私たち一人ひとりが地域の主役として地域を誇れるようなまちにするため、豊かさと便利さを追求する現代の生活を見つめ直し、環境に配慮した取り組みを行うことで、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の実現を目指していかなければなりません。



(2) 国内外の取り組みの進展

① 国等の取り組み

我が国では、平成5年に環境基本法を制定し、平成6年には「循環」「共生」「参加」及び「国際的取組」の4つを長期的目標として掲げた「環境基本計画」が策定されました。

環境基本法の基本理念の実現に向けた一連の環境施策として、1998年(平成10年)の「京都議定書」の採択を受けて制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」、2000年(平成12年)の循環型社会の形成について基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」、2008年(平成20年)の「生物多様性基本法」などが制定され、様々な問題に適応した取り組みの推進が図られてきました。

また、東日本大震災後には、放射性物質による環境汚染の問題に対して、2011年(平成23年)8月に「放射性物質汚染対処特措法」が制定され、復興に向けた除染等の実施が進められるとともに、2018年(平成30年)4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」が策定されています。

② 愛媛県の取り組み

愛媛県では、環境保全に関する総合的な計画として2010年(平成22年)2月に「えひめ環境基本計画」が策定され、現在は、2016年(平成28年)2月に策定された「第2次えひめ環境基本計画」となっています。

③ 砥部町の取り組み

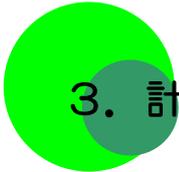
砥部町では、2006年(平成18年)3月に、長期的視点に立ち、環境に対する基本的な方針と町民、事業者、町の各主体が担う具体的な取り組みを示す総合的な計画として、2016年度(平成28年度)までの10年間を期間とする「砥部町環境基本計画」を策定しました。

また、すべての町民の参加と協働により、人と自然との共生を基本とした良好で快適な環境保全と創造に関する理念を明らかにし、町の施策の基本方向を定めるものとして、2006年(平成18年)4月、「砥部町環境基本条例」を施行しました。

2019年度(令和元年度)にこの計画に基づく取り組み状況を検証し「第2次砥部町環境基本計画」を策定します。

2. 計画策定の目的

本計画は、2006年(平成18年)3月に策定した「砥部町環境基本計画」に基づく取り組み状況を検証し、新たな課題や国内外の情勢の変化に対応し、さらなる取り組みの推進を目的とします。



3. 計画の役割と位置づけ



(1) 役割

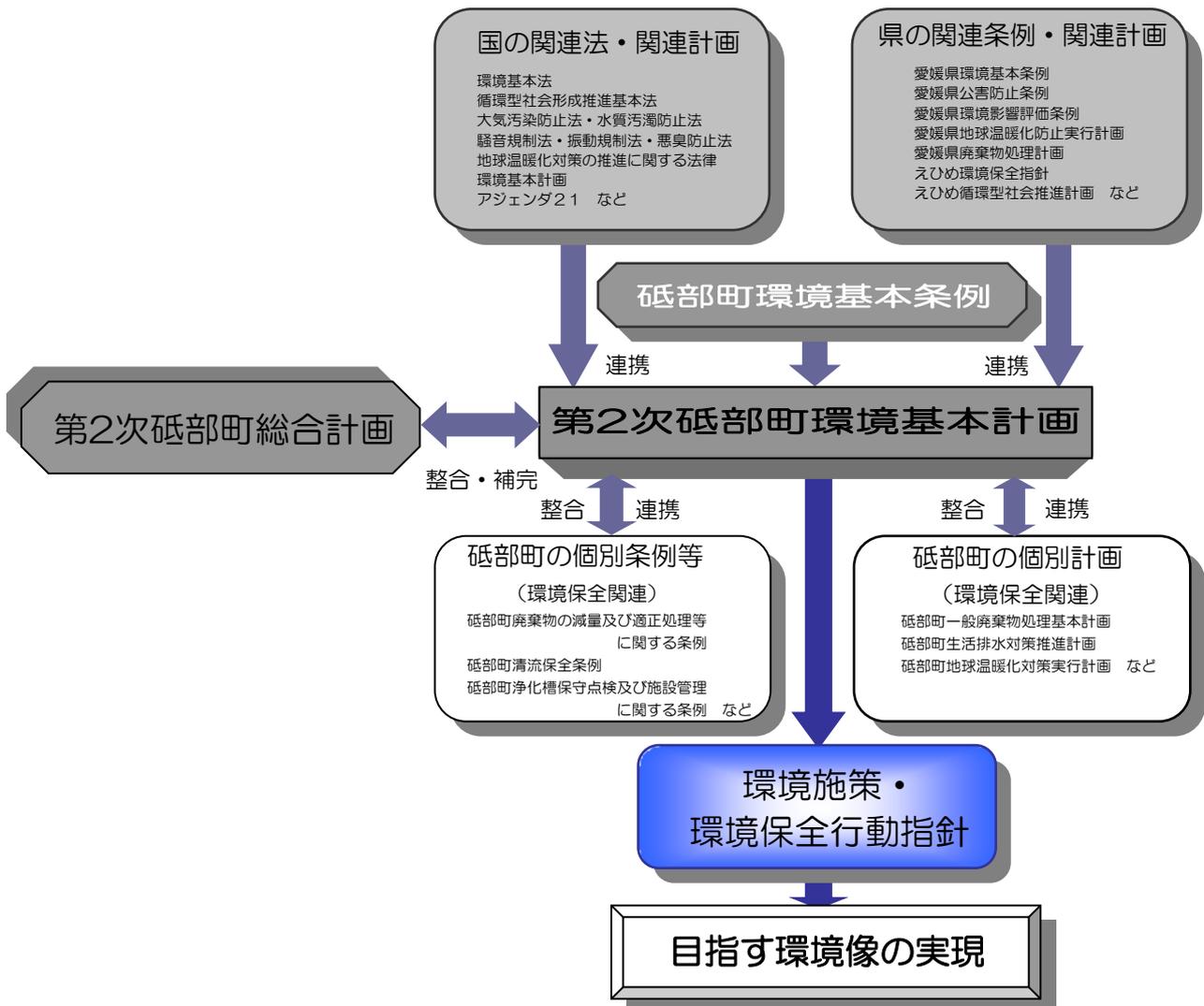
本計画は、まちづくりを環境面から具体化する計画であり、総合的かつ計画的な環境づくりを進めるための指針となります。また、本計画では、町・町民・事業者の役割を明らかにし、この三者が協働して環境づくりを進めていくことを示しています。

(2) 位置づけ

本計画は、「砦部町環境基本条例第8条」に基づき策定します。

本計画は、国や県の関連法・関連条例や関連計画と連携するとともに、砦部町総合計画と整合を図り、同計画を環境面から補完します。また、本町の各種計画の環境に関する事項や施策の推進にあたっての指針となります。

砦部町環境基本計画の位置づけ



4. 計画の期間

本計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間とします。

ただし、今後の社会情勢や環境問題に変化が生じた場合には、必要に応じて適宜、見直しを図るなど、柔軟に対応していきます。

5. 環境のとらえ方と範囲

（1）対象地域

本計画の対象地域は、砥部町全域とします。

ただし、河川などのように流域としてとらえる必要がある場合や、その他広域的な取り組みが必要な場合については、国や県及び近隣の自治体と協力し、取り組みを進めます。

（2）対象範囲

本計画の対象範囲は、日常生活から地球環境まで幅広くとらえるものとし、以下に示すとおりとします。

1. 生活環境の保全

- (1) 大気環境 (2) 水環境 (3) 騒音・振動・悪臭 (4) 土壌環境
(5) 化学物質

2. 自然環境の保全

- (1) 植物 (2) 動物 (3) 文化財

3. 快適環境の確保

- (1) 環境美化 (2) 景観

4. 資源・エネルギーの循環・適正利用

- (1) 廃棄物 (2) 地球環境 (3) 資源・エネルギー

5. 環境教育及び環境学習の振興

- (1) 環境保全活動 (2) 環境学習 (3) 環境情報

第 2 章 環境の現状と課題

1. 砥部町の概要
2. 生活環境の保全
3. 自然環境の保全
4. 快適環境の確保
5. 資源・エネルギーの循環・適正利用
6. 環境教育及び環境学習の振興

第2章 環境の現状と課題

1. 砥部町の概要



(1) 位置

本町は、愛媛県の中央部に位置します。

町域は、北を松山市、東は松山市と久万高原町、南は内子町、西は松前町、伊予市と接しており、東西約9km、南北約21km、その面積は、101.59km²となっています。

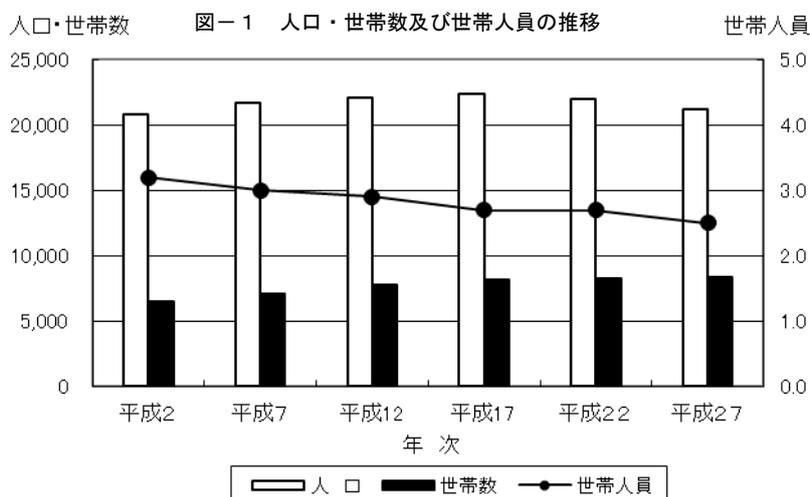
(2) 人口

平成27年の総人口は、21,239人、世帯数は8,356世帯となっています。平成17年を境に人口が減少しています。

世帯人員は、平成2年の3.2人/世帯に対して、平成27年で2.5人/世帯と年々減少しており、核家族化・少子家族化が伺えます。

年齢別人口を見ると、65歳以上の老年人口が増加し、14歳以下の年少人口が減少しており、本町においても高齢化・少子化が進んでいます。

昼間人口を見ると、夜間人口に比べ13%ほど少なく、松山市のベッドタウンである本町の特徴がみられます。



資料：国勢調査（総務省、平成27年）

表-1 昼間・夜間人口（平成27年）

昼間人口	夜間人口	昼間・夜間人口比※
18,554	21,239	0.87

※：夜間人口を1とした場合

資料：国勢調査（総務省、平成27年）

(3) 産 業

本町の第1次産業（農業、林業、水産業）は、温暖な気候を利用したみかん栽培が主になっています。しかし、第1次産業を取り巻く状況は厳しく、就業者数は10年前と比較すると約25%減少しています。第2次産業（鉱業、製造業、建設業）は、建設業、製造業が主になっており、製造業では、食料品製造業、国の伝統的工芸品である「砥部焼」を取り扱う窯業が主となっています。第3次産業（運輸、通信、電気、ガス、水道、商業、金融、公務、サービス業など）は、卸売・小売業、飲食店及びサービス業が主となっています。

商業に関しては、北部にショッピングセンターや大型スーパーがあり、また、古くからの商店街も形成されていますが、消費者の松山市への流出や、地元商店街の後継者不足等から空洞化が見られます。

観光では、地場産業である砥部焼の体験や、天然記念物に指定されている砥部衝上断層^{とべしやうじょうだんそう}や温泉などを楽しむことができ、えひめこどもの城や県立とべ動物園など、子ども連れの家族が楽しめる環境が整備されています。

表－2 総生産額の推移

区 分	平成16年 (百万円)	平成26年 (百万円)	増減率 (%)
第1次産業	2,700	1,870	△30.7
第2次産業	13,615	10,218	△25.0
第3次産業	39,997	44,738	11.9
計	56,312	56,826	0.9

資料：統計資料集（砥部町、平成29年）

表－3 産業別就業者数の推移

区 分		平成17年 (人)	平成27年 (人)	増減率 (%)
就業者数		11,271	10,489	6.9
第1次産業	農 業	1,208	908	△24.8
	林 業	41	45	9.8
	水産業	2	0	△100.0
	計	1,251	953	△23.8
第2次産業	鉱 業	5	4	△20.0
	建設業	1,174	925	△21.2
	製造業	1,414	1,388	△18.4
	計	2,593	2,317	△10.6
第3次産業	卸売・小売業、飲食業	2,560	2,129	△16.8
	金融、保険、不動産業	280	355	26.8
	運輸、通信業	694	681	△18.7
	電気、ガス、水道業	27	33	22.2
	サービス業	3,304	3,350	13.9
	公 務	446	382	△14.3
	計	7,311	6,930	△5.2
分類不能		116	289	149.14

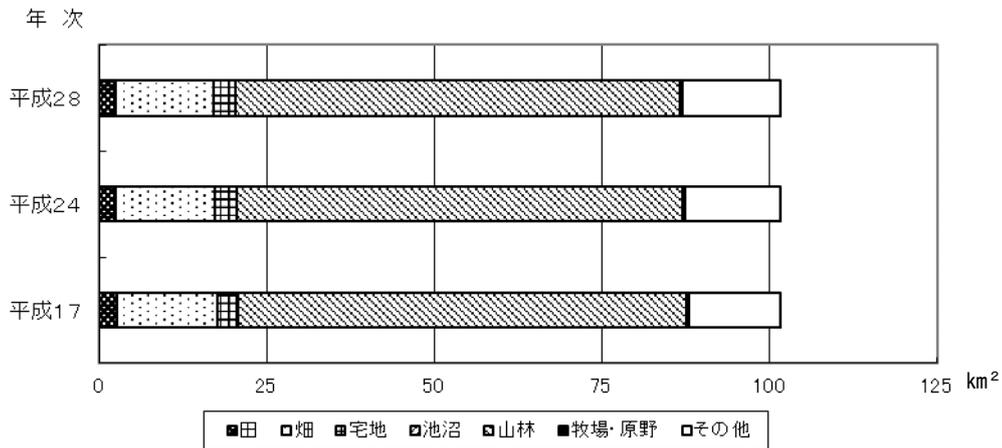
資料：統計資料集（砥部町、平成29年）

(4) 土地利用

本町は、周囲を山々に囲まれ、北部は重信川に注ぐ砥部川が中央部を流れる盆地状の地形となっています。南部は中央を肱川の支流玉谷川が流れ、標高は230m～1,000mで平野部がほとんどなく、急峻な地形が大部分を占める起伏の多い地形となっています。

地目別土地面積の推移を見ると、田、畑がわずかに減少し、宅地が増加しています。

図-2 地目別土地面積の推移

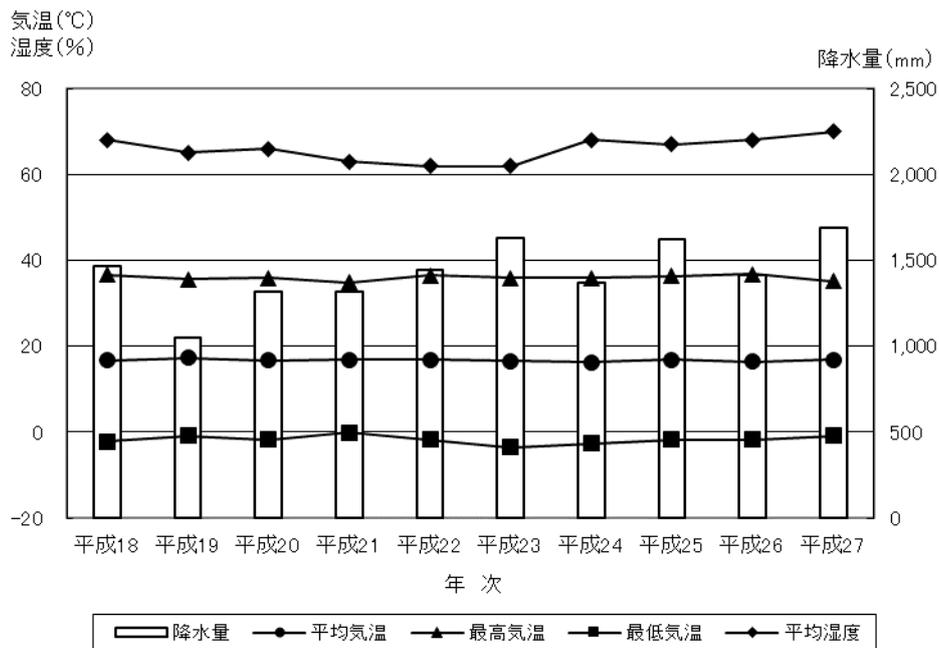


資料：統計資料集（砥部町、平成29年）

(5) 気象

本町は、瀬戸内地方にあるため、比較的温暖な気候に恵まれています。しかし、南部の山間地においては冬季に積雪が見られる場合があります。

図-3 気象（松山地方気象台）



資料：気象統計資料（気象庁）

2. 生活環境の保全

(1) 大気環境

大気汚染は、工場・事業場のボイラー、焼却炉などから排出される固定発生源と自動車などから排出される移動発生源があります。

本町では、大気環境の測定は行われていませんが、隣接する松山市、松前町で測定が行われています。この測定では、大気の状態は、光化学オキシダント⁷・微小粒子状物質⁸で環境基準を上回っているものの、その他の二酸化硫黄⁹、一酸化炭素¹⁰、浮遊粒子状物質¹¹及び二酸化窒素¹²では、概ね環境基準¹³を下回っていました。

なお、本町の大気環境は、概ね良好ですが、家庭ごみの焼却による苦情があります。このため、良好な大気環境の維持及び野焼き対策の推進などが求められています。

表-4 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局

一般環境大気測定局	松山市（富久町、和気、味生、垣生小）、松前町（松前）
自動車排出ガス測定局	松山市（本町消防、朝生田）

※：グラフは直近の測定局の朝生田の年平均値を用いた。

⁷光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物と炭化水素が、紫外線の影響によって光化学反応を起こすことで生じる汚染物質の集合体をいいます。「光化学スモッグ」の原因になり、高濃度では人の粘膜を刺激し、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物等植物への影響も知られています。そのため、環境基準が「1時間値が0.06ppm以下であること。」（昭和48年環境庁告示第25号）と定められています。

⁸微小粒子状物質：微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5μm以下の非常に小さな粒子のことです。非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系の疾患のほか循環器系への影響も懸念されています。そのため、環境基準が「1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、一日平均値が15μg/m³以下であること。」（平成21年環境省告示第33号）と定められています。

⁹二酸化硫黄：石油等の硫黄分を含む燃料の燃焼で生じます。高濃度で人の呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質になるといわれています。そのため、環境基準が「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」（昭和48年環境庁告示第25号）と定められています。

¹⁰一酸化炭素：燃焼等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされています。一酸化炭素は、温室効果のあるメタンの寿命を長くするほか、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響があるといわれています。そのため、環境基準が「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」（昭和48年環境庁告示第25号）と定められています。

¹¹浮遊粒子状物質：大気中に気体のように浮遊する微粒子のうち、粒子の大きさが10μm以下のものをいいます。高濃度で人の気管や肺に沈着して呼吸器系に影響を与えるといわれています。そのため、環境基準が「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」（昭和48年環境庁告示第25号）と定められています。

¹²二酸化窒素：石油、ガス、石炭等の燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等様々です。燃焼の過程から排出される際には大部分が一酸化窒素ですが、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となります。高濃度で人の呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因になるといわれています。そのため、環境基準が「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」（昭和53年環境庁告示第38号）と定められています。

¹³環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることの望ましい基準。

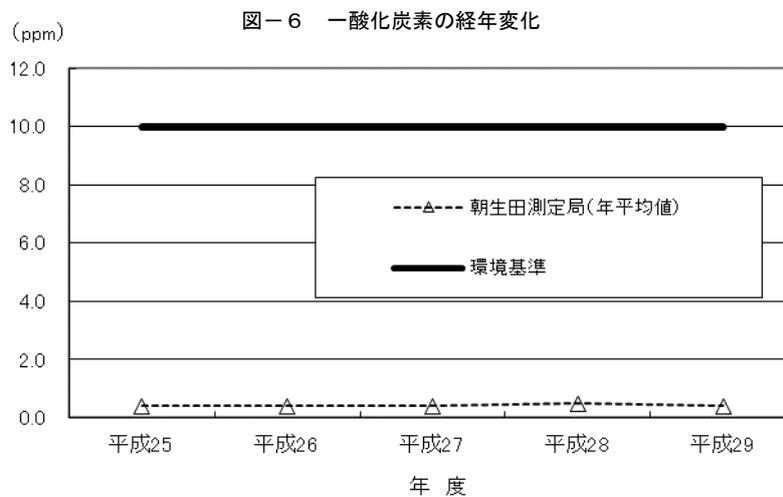
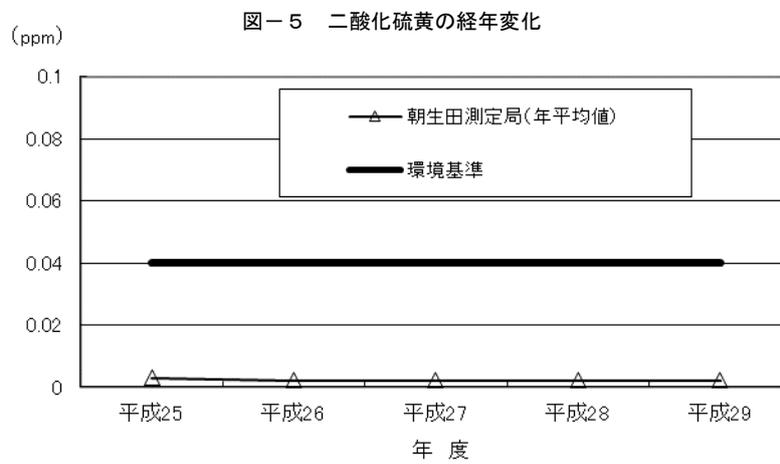
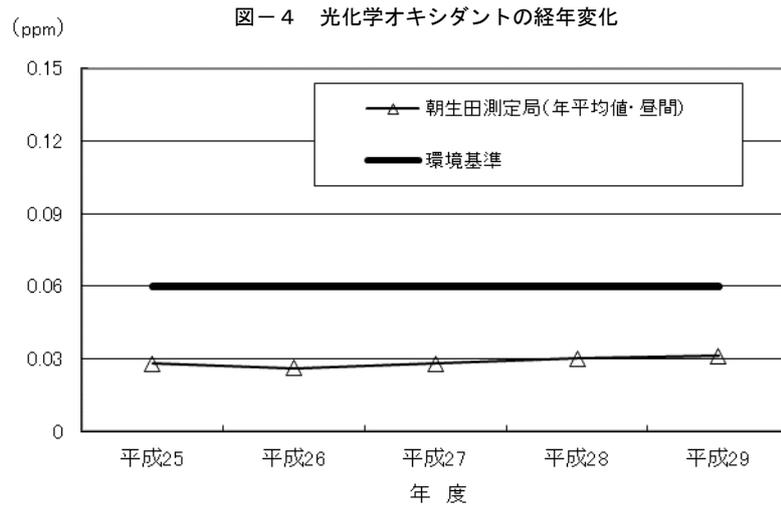


図-7 浮遊粒子状物質の経年変化

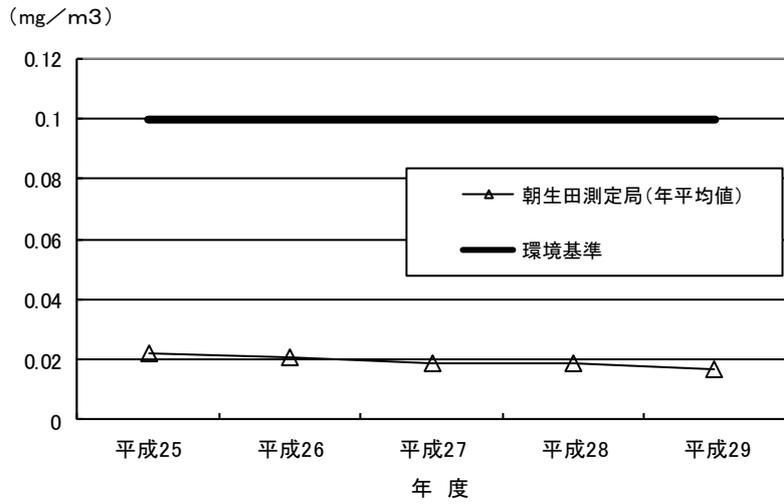


図-8 二酸化窒素の経年変化

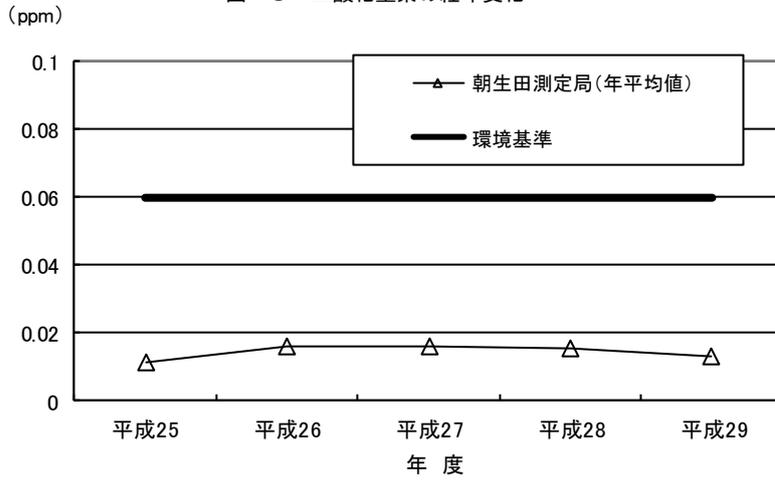
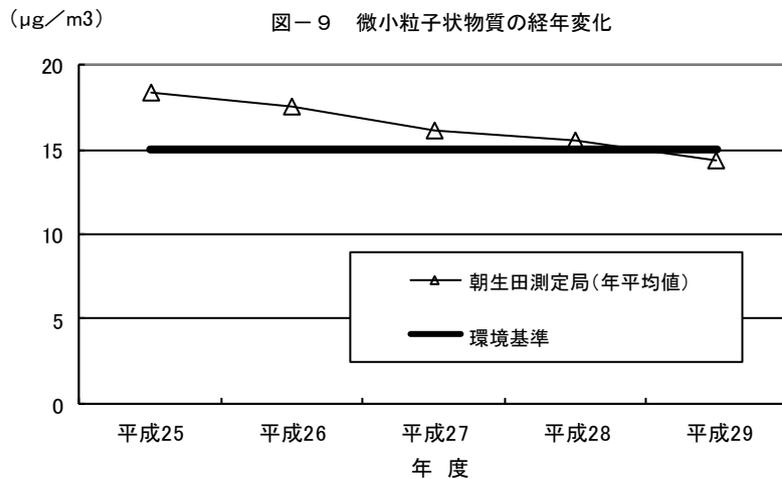


図-9 微小粒子状物質の経年変化



資料：大気汚染常時監視測定結果報告書（愛媛県立衛生環境研究所、平成30年）

(2) 水環境

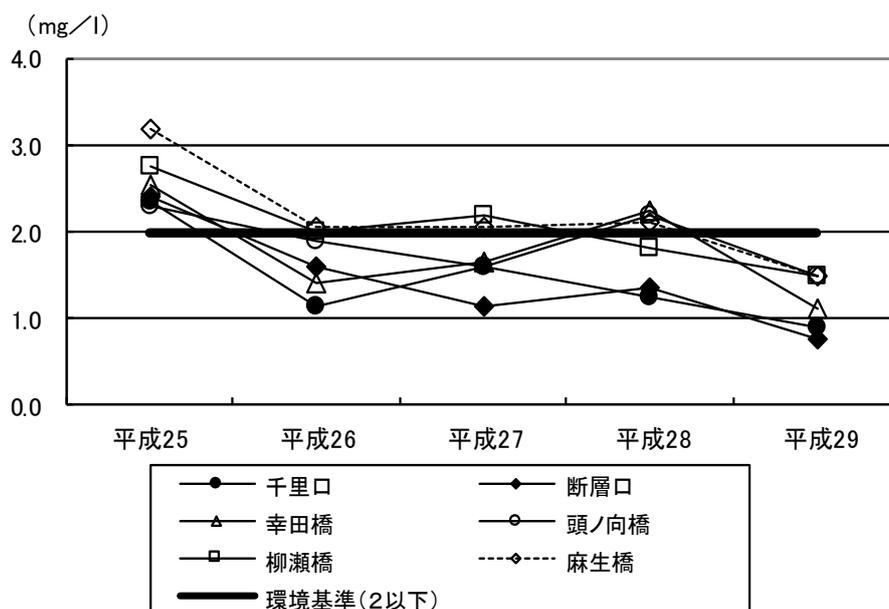
① 河川水質

水質汚濁は、工場・事業場から排出される工場排水や家庭から排出される生活排水によって、河川などの水質が汚染されることをいいます。河川の汚濁の原因は、現在、生活様式の変化により、生活排水が大きなウエイトを占めています。

本町では、水質汚濁防止法第14条の8に基づき「砥部町生活排水対策推進計画」を策定し、重信川水系における生活排水による水質の汚濁の防止を推進しています。肱川水系では、肱川流域の水環境保全を目的とした「砥部町清流保全条例」を制定し、水環境の保全に取り組んでいます。また、河川水質を定期的に測定し、水質汚濁の監視を行っており、そのうちの有機性汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）¹⁵では、住宅密集地域の調査地点で環境基準を上回る値が見られることから、家庭からの生活排水が主な原因と推定されます。

また、pH・SS・DO等¹⁶その他の検査項目でも環境基準を上回る項目があることから、公共下水道の整備などの生活排水対策の推進などが求められています。

図-10 生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化(砥部川)



¹⁵生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと、数値が大きいほど水質が汚濁しています。環境基準とは、75%値（1年間の日間平均値を小さい順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値→整数でない場合は端数を切り上げ）で評価します。

¹⁶pH・SS・DO：pH（水素イオン濃度指数のことで水の酸性、中性、アルカリ性を示します。）
SS（浮遊物質・懸濁物質のことで水中の粒子状物質の含有量を示します。）
DO（溶存酸素量のことで、水の中にどれだけの濃度で酸素が溶存しているかを示します。）

図-11 生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化(和田川)

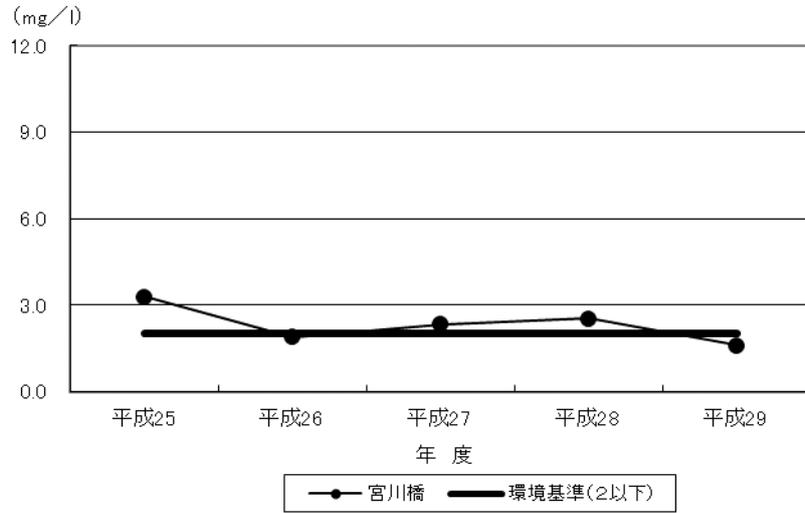


図-12 生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化(村川)

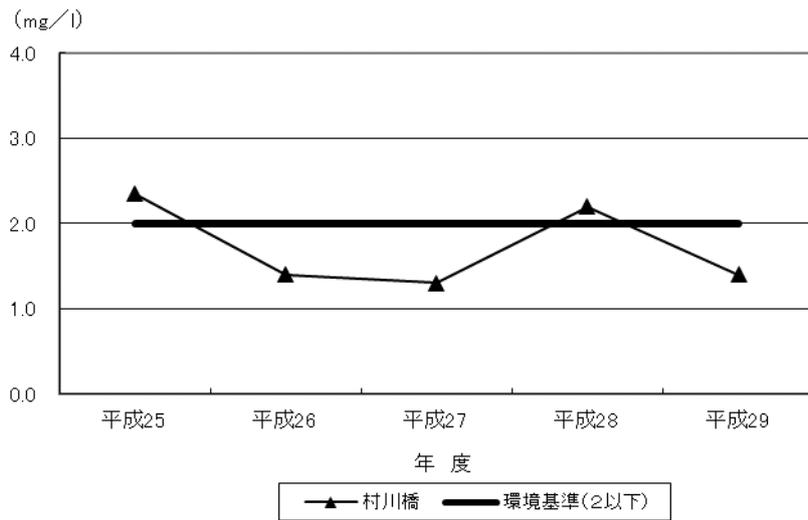


図-13 生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化(御坂川)

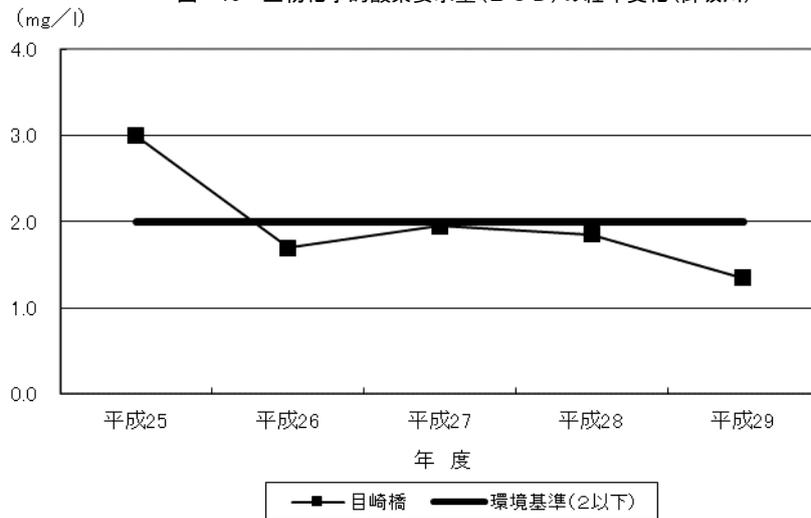


図-14 生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化(重信川)

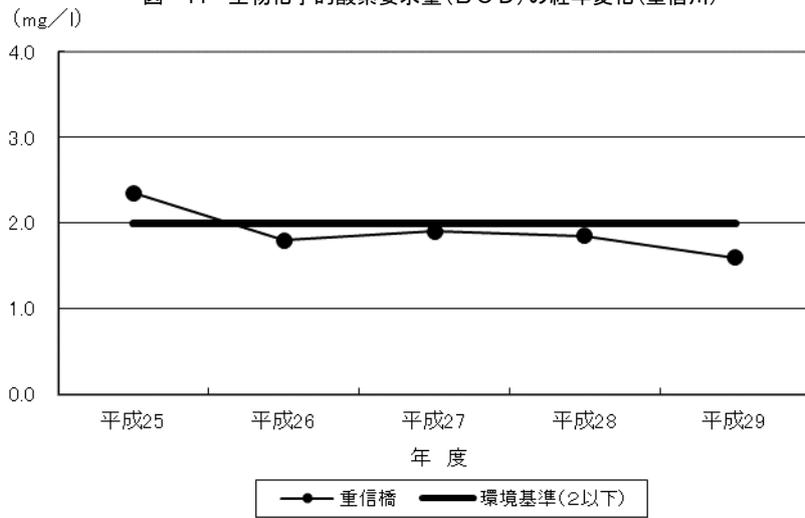


図-15 生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化(玉谷川)

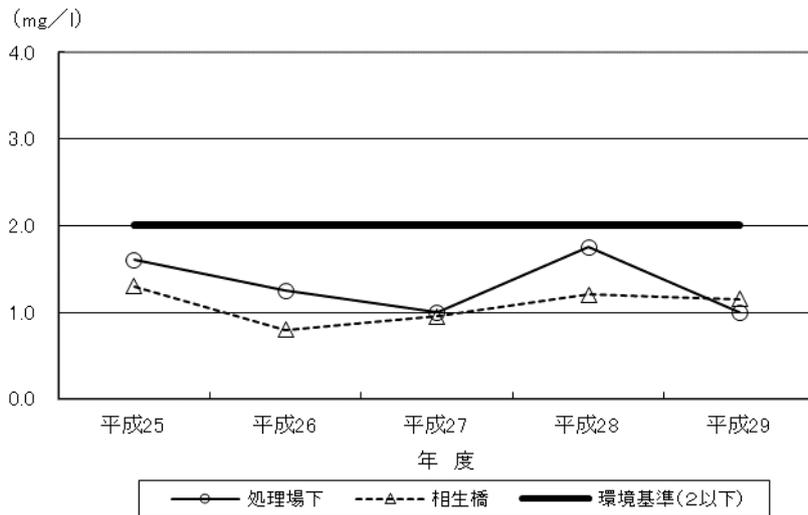
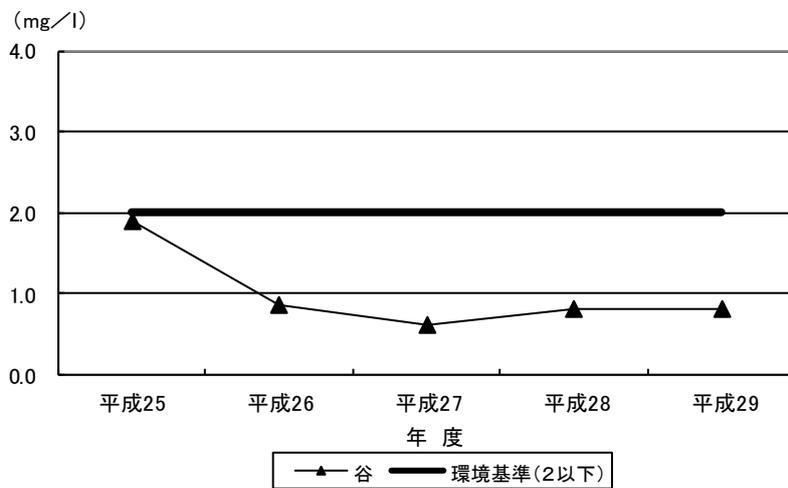


図-16 生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化(高市川)



資料：生活環境課（砥部町、平成30年）

② 地下水質

本町の地下水は、飲料水、農業用水などとして利用されており、災害時における非常用水としても無くてはならない資源となっています。

現在、本町の上水道普及率は94%を越えており、その原水及び浄水は法令に基づき定期的に検査を行い、安全な水道水を供給しています。また、毎年、県では、県内数十箇所の採水可能な井戸水の概況調査を行っており、本町内でも毎年1箇所から2箇所程度の採水可能な井戸所有者の協力により調査が行われています。なお、平成15年度までの調査においては、環境基準を上回るような異常は出ていませんでしたが、平成16年度に実施された調査において、果樹園地に隣接している井戸から採水した水より、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目において環境基準を上回る値が確認されたため、定期モニタリングの対象となっています。原因としては、果樹園地に施される肥料による影響が疑われます。

このため、適切な施肥対策の推進が求められています。

表－5 地下水の調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

単位：mg/ℓ				
調査地点	用途	平成28年	平成29年	環境基準
砥部町麻生	生活用水（井戸）	3.8	2.1	10以下
砥部町川井	生活用水（井戸）	24	21	10以下

資料：地下水の水質分析結果（愛媛県、平成29年）

③ 生活排水処理

本町の公共下水道事業は、平成17年度に着工し平成22年度末に一部区域で供用を開始しています。平成30年度末における処理区域面積は107haで、処理区域内人口は6,279人、普及率は33.2%となっています。

浄化槽のし尿は、砥部地区は松山衛生事務組合、広田地区は大洲・喜多衛生事務組合でそれぞれ広域処理されています。

生活排水は、公共下水道、合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設などで適正に処理されているものの、一部の生活雑排水が未処理のまま河川に放流されていることにより水質汚濁の原因となっており、表－6に示すように生活排水処理率は76.4%となっていますが、更なる生活排水処理率¹⁶の向上が求められています。

表－6 し尿等処理の状況（平成30年度）

砥部地区								
a 人口 (人)	水洗化 人口 (人)	b			非水洗化 人口 (人)	c		生活排水 処理率 b+c/a
		下水道 人口	合併浄化槽 人口	単独浄化槽 人口		計画収集 人口	自家処理 人口	
21,111	19,714	6,646	9,483	3,585	1,397	1,371	26	76.4%

a：3月31日現在の住民基本台帳人口

b：下水道人口は、農業集落排水人口を含む。

資料：生活環境課（砥部町、令和元年）

¹⁶ 生活排水処理率：公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽によってし尿及び生活雑排水が処理されている割合をいいます。

表－7 下水道計画の概要

区 分	面 積 (ha)	計画区域内人口 (人)	事業期間
全体計画	441.3	16,200	平成17年度～ 令和22年度
事業計画 (平成29年度)	187.1	8,400	平成17年度～ 令和5年度

資料：上下水道課（砥部町、令和元年）

（3）騒音・振動・悪臭

騒音・振動・悪臭は感覚公害といわれ、物的被害を生ずることはまれで、一般的には心理的・精神的な影響が主体となっています。従来は、工場・事業場からの騒音・振動・悪臭が問題でしたが、最近では、住宅の密集化・集合化及び生活様式の多様化により、都市部では、オーディオ・ピアノ・エアコンの室外機などの生活騒音が問題となることがあります。

本町の過去5年間における騒音・振動・悪臭に関する公害苦情件数を見ると、騒音が17件、振動が0件、悪臭が8件となっており、比較的良好な状態にあると考えられます。

このため、現状の概ね良好な音・におい環境を維持し、より良い環境の形成に向けた取り組みが求められています。

表－8 本町の公害受理件数の推移

単位：件

年 度		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
典 型 7 公 害	大気汚染					
	水質汚濁	1		1	2	1
	土壌汚染					
	騒 音	3	5	1	4	4
	振 動					
	地盤沈下					
	悪 臭	1	2	2	2	1
典型7公害以外		44	42	43	78	47
計		49	49	47	86	53

資料：生活環境課（砥部町、令和元年）

※典型7公害以外とは、住民等から寄せられる苦情のうち、雑草等の繁茂・野焼き・ペットの飼い方など典型7公害に該当しない苦情のことです。

(4) 土壤環境

土壤汚染は、原因となる有害物質の不適切な取り扱いによる原材料の漏出により、土壤に直接混入する場合や事業活動などによる水質汚濁・大気汚染を通じ、二次的に土壤中に負荷される場合があります。近年、工場・事業場などの跡地利用に伴い、有害物質の不適切な取り扱いや汚染物質の漏洩による汚染が判明する事例が見受けられます。

本町では、土壤汚染に関する公害苦情はなく、現状で土壤環境は概ね良好なものと考えられます。

このため、良好な土壤環境の維持が求められています。

(5) 化学物質

化学物質は、私たちが日常生活に使用しているプラスチック容器や医薬品、工場・事業場で使用される資材やオイルなどに使われており用途が幅広く、家庭生活から事業活動までのあらゆる場面で使用されています。また、化学物質の中には、合成過程や燃焼過程において非意図的に生成されるものやホルモン攪乱作用などの人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

① 環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度

化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われられない場合、環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）」に基づき、環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度の運用が平成14年4月より開始されました。P R T R制度とは、化学物質の排出と移動を管理するための制度であり、情報を国が一元的に管理することにより、全体として化学物質の持つ環境リスクを減らしていくための制度です。

このため、有害化学物質に関する情報の収集及び提供が求められています。

表－9 本町の特定化学物質排出・移動量

単位：kg／年

年 度		平成26年	平成27年	平成28年
排出量	大 気	333	368	346
	公共用水域	67	79	100
	土 壤	0	0	0
	埋 立	0	0	0
移動量	下水道	0	0	0
	廃棄物	54	41	46
計		454	488	492

資料：愛媛県環境白書（愛媛県、平成30年）

② ダイオキシン類

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）」で環境基準が定められ、国や県では、同法や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」などの法令により、規制や指導を行っています。

本町では、ごみ焼却施設の老朽化に伴う施設整備にあたり、ダイオキシン類対策の一環として、ごみ固形燃料化施設を整備し、平成13年度から供用を開始しています。

さらに、町民・事業者に対するごみの分別の徹底や簡易焼却炉の使用停止などの適正な処理について要請するなど、ダイオキシン類の排出抑制に取り組んでいます。

今後も、現在の良好な環境の維持が求められています。



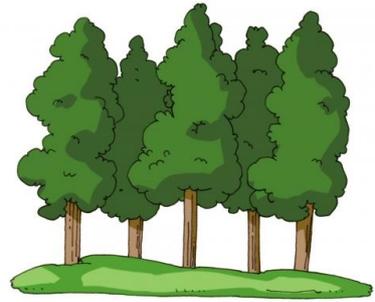
砥

部町美化センター（ごみ固形燃料化施設）





3. 自然環境の保全



野生動植物は、生態系の基本的構成要素であり、人類の豊かな生活にとって欠かすことのできない役割を果たしています。本町は、周囲を山々に囲まれ、標高差による様々な環境が存在し、多様な動植物の生息・生育環境が確保されています。

しかし、近年、野生動植物の乱獲や開発行為等によるこれらの生息地の破壊、手入れ不足による人工林の荒廃、外来種の影響などによって、多くの野生動植物に種の絶滅のおそれが生じています。

一方、本町では、有害鳥獣による農作物等への被害、生活環境への影響などを防止するため、有害鳥獣駆除が行われています。

このため、動植物の生育・生息環境の保全及び野生鳥獣との共生が求められています。

表-10 有害鳥獣駆除実績

区 分	単 位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
カラス	羽	42	38	13	4	8
イノシシ	頭	354	400	385	326	407

資料：農林課（砥部町、令和元年）

（1）植 物

本町の植物の特徴としては、森林地域、低山地、砥部川に代表される河川植生に大別されます。

森林地域は、スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギで占められており、草花としては、ドクダミ、シャガ、アマドコロ、ヤブコウジ、フタリスズカ、ヤマコンニャク、シュンラン、コシダ類が生育します。

低山地は、春には、タンポポ、ヒメジュオン、ニガナ、ジシバリ、アブラナ、スミレ、タチツボスミレ、アケボノスミレ、キショウブ、シュンラン、レンゲ、キツネノボタンが、夏にはナツズイセン、キツネノカミキリ、ナデシコ、オニユリ、ノカンゾウ、ササユリ、ヒルガオ、ヤマツツジ、オカトラノオ、ウメバチソウ、ホタルブクロ、センブリ、イタドリ、ドクダミ、キキョウ、ツリガネニンジン、ツルリンドウ、ハギなどが生育します。

河川植生では、帰化植物やツル植物が多くを占めているものの、野草もかなり見られ、こうした草地は、市街地の中では少なくなってしまう空間です。

近年、都市化が進む中で、これらの緑は貴重な存在となっています。

(2) 動物

① 哺乳類

本町に生息する主な哺乳類は、ウサギ、イタチ、リス、タヌキ、イノシシ、ハクビシン、キツネ、サル、テン、ムササビ、コウモリ、モグラ及びネズミなどであり、愛媛県で普通に見られる種で構成されています。

なお、愛媛県レッドデータブック¹⁷の掲載種としては、ニホンリスがあげられます。

② 鳥類

本町に生息する留鳥は、カラス、スズメ、ヒバリ、メジロ、モズ、ヒヨドリ、ウグイス、ミソサザイ、カッコウ、ホトトギス、フクロウ、シジュガラ、タカ、トビ、キジ、コジュウケイ、ホオジロ、ヤマドリ、ヤマバト、ヤマガラなどであり、愛媛県で普通に見られる種で構成されています。

渡り鳥としては、ツグミ、ツバメ、ミミズク、カモ、シギ、シラサギ、ゴイサギ、オシドリ、ヒワなどが確認されています。

③ 両生類・爬虫類

本町に生息する両生類は、ヒキガエル、アマガエル、ツチガエル、トノサマガエル、カジカガエル及びイモリなどであり、トノサマガエル及びイモリは愛媛県レッドデータブックの掲載種となっています。

爬虫類としては、アオダイショウ、シマヘビ、カラスヘビ、ヒミズ、マムシ、トカゲ及びイシガメなどであり、イシガメ及びマムシは愛媛県レッドデータブックの掲載種となっています。

④ 昆虫類

初夏に確認されるホタル類としては、ゲンジボタルとハイケボタルの生息が確認されているものの、近年減少傾向にあります。この他、初夏から初秋に確認される昆虫類としては、アブラゼミ、ヒグラシ、ニイニイゼミ、ツクツクボウシ、ミンミンゼミ、クマゼミ、オニクワガタ、ミヤマクワガタ、ノコギリクワガタ、コクワガタ、ヒラタクワガタ、タマムシ、コガネムシなどがあげられます。

秋には、エンマコオロギ、マツムシ、スズムシ、クツワムシ、ウマオイ、キリギリス、トノマサバッター、オンブバッター、ショウリョウバッター、ヒシバッター、クルマバッター、イナゴ、マダラカマドウマ、ケラ、カマキリなどが確認されます。

トンボ類としては、クロスジギンヤンマ、カオジロトンボ、ヒメトンボ、ウスバキトンボ、コシホソヤンマ、ヘビトンボ、ナツアカネトンボ、アカトンボ、キトンボ、オニヤンマ、シオカラトンボ、イトトンボ、ハグロトンボなどが生息します。

¹⁷ 愛媛県レッドデータブック：愛媛県内における絶滅に瀕している野生動植物のリストであり、絶滅したと考えられる動物18種、植物12種、計30種を含め、絶滅に近づいている種として動物401種、植物941種、計1,342種が掲載されています。

チョウ類では、ミカドアゲハ、シロオビアゲハ、ウラギンシジミ、スジグロシロチョウ、ヒメアカタテハ、アサマイチモンジ、コムラサキ、ツマグロヒョウモン、テングチョウ、エソスジグロシロチョウ、ヒメジャノメ、キチョウなどが生息します。

水生昆虫類としては、ゲンゴロウ、ミズスマシ、アメンボ、タガメ、ミズカマキリ及びトンボ類のヤゴなどが生息します。

⑤ 魚 類

本町に生息する魚類は、オイカワ、アメノウオ、マス、ソウギョ、レンギョ、コイ、ウナギ及びドジョウなどであり、ドジョウは愛媛県レッドデータブックの掲載種となっています。

その他の甲殻類、貝類としては、カワエビ、カラスガイ及びタニシなどが生息します。

※：動物の和名は、「砥部町誌」（砥部町、昭和53年）及び「広田村誌」（広田村、昭和61年）に従いました。
このため、標準和名と異なる種名が含まれています。

（3）文化財

本町には、国の天然記念物に指定されている^{とべしょうじょうだんそう}砥部衝上断層や平成17年12月に愛媛県無形文化財（工芸技術）に指定された砥部焼など古い歴史を有する貴重な文化財が数多くあります。このような文化財は、地域の歴史や文化、風土を語るために欠くことのできないものであり、貴重な地域資源となっています。

このため、残された貴重な文化財の保存・継承の推進が求められています。

表-11 指定文化財

種 別	国指定	国登録	県指定	町指定	合計
有形文化財	建造物	2	1	5	8
	絵 画				0
	彫 刻			6	6
	工芸品			18	18
	典 籍			1	1
	古文書			3	3
石造美術			3	3	
無形文化財			1	1	2
民俗文化財				13	13
記念物	1		1	17	19
伝統的建造物群					0
計	1	2	3	67	73

資料：社会教育課（砥部町、平成30年）



4. 快適環境の確保

(1) 環境美化

計画的に整備された美しい街並みであっても、ごみが散乱していたり、犬のフンが放置されていると、住み良いまちとは言えません。

本町では、昭和55年から7月の第1日曜日を「町内一斉清掃の日」として、各種団体と町民が協力して、町全域で清掃活動を行っています。また、住民団体、NPO、企業等が自発的に清掃美化活動を行う愛媛県公共土木施設愛護事業（愛リバー制度・愛ロード制度）の活動団体は、6団体となっています。

しかしながら、空き缶やタバコなどのごみのポイ捨てによる問題が見られます。

このため、環境美化に対し、町・町民・事業者の三者の協働、環境意識及びモラルの向上の喚起などが求められています。

表-12 愛媛県公共土木施設愛護事業活動団体

区分	団体名	
愛リバー制度	2団体	久保田老人クラブ、岩谷ロみどり会
愛ロード制度	4団体	いわや咲楽会、(株)洋武建設洋武会、岩谷ロードサポーター「がんろく」、井関農機(株)砥部事業所

資料：建設課（砥部町、令和元年）

(2) 景観

本町は、砥部川周辺の平地から、みかん畑が特徴的な丘陵地、山間部の地域までを含んでおり、変化に富んだ緑豊かな自然景観を有しています。また、国の天然記念物に指定されている砥部衝上断層や伊予12景¹⁸に選ばれた銚子滝、仙波ヶ嶽及び仙波溪谷のほか、障子山、権現山、赤坂泉公園、金毘羅山公園、七折梅園、水満田古墳公園及び砥石山公園などの数多くの景観資源が存在します。

このため、本地域の特性を活かした歴史的資源や地形・水辺などを活用した総合的な景観施策とともに、沿道や建造物の景観配慮のための工夫などが求められています。



¹⁸ 伊予12景：海南新聞社（現愛媛新聞社）主催により、大正15年に選定された景勝地。



5. 資源・エネルギーの循環・適正利用

(1) 廃棄物

本町のごみ処理の特徴は、平成13年度にごみ固形燃料化施設を整備し、燃料ごみを固形燃料化していることが挙げられます。

また、リサイクル・ごみの減量化に向けた取り組みとして電気式生ごみ処理機等購入事業及び廃品回収事業などを行うとともに、平成19年度の燃料ごみ・雑ごみの有料化によりごみの排出量は減少しましたが、生活様式の多様化に伴い、今後増加することも考えられるため、更なるごみの減量化及び資源化の推進が求められています。

表-13 ごみ処理の状況（平成30年度）

a 計画収集人口 (人)	b ごみ処理量 (t)	資源化率 (%) (d/b)			固形燃料化含む 資源化率 (%) (c+d/b)
		c 固形燃料化	d 資源化	e 埋立	
21,111	6,038	4,678	820	540	91.0

a : 3月31日現在の住民基本台帳人口

資料：生活環境課（砥部町、令和元年）

(2) 地球環境

現代の産業化社会における大量の石油や石炭などの化石燃料の消費によって、二酸化炭素や硫黄酸化物などが大量に排出されています。また、科学技術の進歩によりフロンのように自然界に存在しない物質が作られ、大気中に排出されてきました。

これらの行為が地球規模の環境に深刻な影響を与え、地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨などの地球環境問題に発展しています。

① 地球温暖化

エネルギーや資源を大量に消費する私たちの社会経済活動によって、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスが大気中に放出され、地球の温暖化が進行しているといわれています。

IPCC¹⁹第5次報告書(2014)によると、2100年末には温室効果ガスの排出量が最も少なく抑えられた場合でも、0.3~1.7℃の上昇、最も多い最悪の場合に最大4.8℃の上昇と予測されています。

その結果、海水面の上昇や異常気象の増加、熱帯地方特有の伝染病の拡大や農産物の減少など、将来世代への重大な影響が懸念されています。

¹⁹ 気候変動に関する政府間パネルの略称で、1988年に各国政府から推薦された科学者を主体に設立された、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行う国連の下部組織

わが国の温室効果ガスの排出量は、1990年～2000年代前半まで増加したのち、増減を繰り返していますが、減少への転換はできていません。

「京都議定書」の第一約束期間であった2008～2012年に、日本が約束した「1990年比で6%削減」という目標は一応達成できました。今後は、カンクン合意の下で自主的に約束している「2020年までに2005年比で3.8%以上削減」という目標と、パリ協定の下で誓約した「2030年までに2013年比で26%削減する」という目標を着実に達成することが必要です。

愛媛県では、県民、事業者、行政の役割や行動指針、具体的な施策等を明らかにした「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定し、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進してきたほか、行政の率先行動計画となる「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を平成13年3月に策定し、事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

また、平成22年2月には、この「愛媛県地球温暖化防止実行計画」に、県内における温室効果ガス排出量の削減目標と目標達成を図る対策・施策を追加した計画を策定し、低炭素社会の実現へ向けて、さまざまな温暖化防止施策を展開しています。

砥部町では、平成12年度に本庁舎を対象に「第1次砥部町地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後数回の見直しを行い、平成30年度に「第4次砥部町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

平成15年には庁舎屋上に太陽光発電設備を設置するとともに、平成29年度には本庁舎の照明を全てLED化するなど率先した取り組みを推進し、表-14に示すとおり第3次砥部町地球温暖化対策実行計画による温室効果ガスの排出量は、平成30年度で基準年の平成24年度と比較して、4.2%の減少を達成しています。

地球温暖化は、地球規模の環境問題ですが、私たちの生活に欠かすことのできない電気やガス、灯油、自動車なども温室効果ガスの発生源であり、きわめて身近な環境問題といえます。

このため、地球温暖化問題を解決するためには、私たち一人ひとりの積極的な取り組みが求められています。

表-14 砥部町（本庁舎）の温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂

年 度	平成24年度 (基準年度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度 (目標年度)
温室効果ガス排出量※	5,387	5,036	5,126	5,163	5,117
基準年度比較(%)	—	△6.5	△4.8	△4.2	△5.0

※二酸化炭素のみ

※第3次砥部町地球温暖化対策実行計画

資料：生活環境課（砥部町、令和元年）

② オゾン層

オゾン層は、地上から10～50kmの成層圏にあり、太陽光に含まれる人体に有害な紫外線を吸収する働きがあります。近年、冷蔵庫やカーエアコンの冷媒、スプレーなどの噴射剤として、広く使われてきたフロンなどの人工の化学物質によってオゾン層が破壊されることが明らかになり、南極上空などにおいてオゾン層が極端に薄くなる現象（オゾンホール）が観測されるようになりました。

国際的には、国連環境計画（UNEP）を中心に、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」（1985年）や「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（1987年）が採択され、オゾン層破壊物質の削減に取り組んでいます。

我が国でも、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）」を制定し、特にオゾン層の破壊力が強いフロン（特定フロン）などの製造中止や使用削減、回収・処分方法の確立などを推進しています。

平成7年末に特定フロン（CFC）の生産は全廃されましたが、廃棄の段階でフロンが大気中に放出される可能性があります。そのため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）」により、事業者に対し、業務用冷凍空調機器（第1種特定製品という）及びカーエアコン（第2種特定製品という）を対象に、機器が廃棄される際に冷媒として充てんされているフロン類の回収が義務づけられました。また、平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行され、製造業者や小売業者の責任において、家電製品のフロンの回収が行われています。

このため、法律が適切に守られるよう、家電製品の不法投棄の防止を含め、モラルを高めることが求められています。

③ 酸性雨

酸性雨は、主に工場・事業場からの排煙に含まれる硫黄酸化物や自動車の排気ガスに含まれる窒素酸化物などの大気汚染物質が、大気中で化学反応して酸化され酸性ガスに変化し、雨などに取り込まれ酸性度の高い雨（pH5.6以下が酸性雨）となって地上へ降下することです。酸性雨により、湖沼や河川等の陸水の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林への影響、樹木や文化財等への沈着等が考えられ、これらの衰退や崩壊を助長することなどの広範な影響が懸念されています。

環境省が実施した酸性雨調査では、全国的に欧米並みの酸性雨が観測されていますが、現時点では、酸性雨による植物衰退等の生態系被害や土壌の酸性化は認められていません。なお、酸性雨による影響は、長期的なモニタリングによらなければ把握しにくく、また、湖沼や土壌の緩衝能力が低い場合には、一定量以上の酸性物質の負荷の集積により急激に影響が発生する可能性があります。

このため、酸性雨の原因や影響などに関する情報の収集及び提供の推進が求められています。

(3) 資源・エネルギー

私たちは、日常、電気やガスなどを消費していますが、これらの資源やエネルギーは、私たちのためだけにあるのではなく、将来の世代のものでもあります。資源やエネルギーは限りのあるもので、石油であと40年、天然ガスで60年程度で採ることが出来なくなってしまうのではないかとわれています。

我が国のエネルギー消費は、二度の石油危機の時期などを除いて、ほぼ一貫して増加傾向で推移しており、特に、乗用車や家庭でのエネルギー消費や、サービス部門に関するエネルギー消費である民生・運輸といった部門での伸びが大きくなっています。

このため、私たち一人ひとり、限りある資源を将来の世代に出来る限り残すため、ライフスタイルを見直し、資源・エネルギーの有効利用や新エネルギーの利用の推進を図ることが求められています。



6. 環境教育及び環境学習の振興

(1) 環境保全活動

① 町における行動

町は、行政の主体として、本町の良い環境の保全と創出のための施策を推進するだけでなく、実際に環境に対し負荷を与える事業者としての側面も持っています。

本町の環境を守り育てるためには町民・事業者の参加と協力が不可欠ですが、町民・事業者に対し行動と参加を促すためには、何より、町が率先した取り組みを示す必要があります。

本町では、平成12年度に庁舎を対象に「砥部町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。その後計画の改訂を重ね、現在第4次計画による進行管理を行っています。

また、平成17年度に良い環境を保全及び創出し、総合的な環境施策の推進に取り組むために、「砥部町環境基本条例」を制定するとともに、「砥部町環境基本計画」を策定しました。

今後は、計画の見直しや環境に対する率先した取り組みが求められています。

② 町民における行動

今日の環境問題は、私たちの日常生活に密接しています。

そのため、本町の環境を保全していく上では、町民の身近な取り組みが大きな役割を果たすことが期待されます。町民の日常生活において、環境に配慮した物品の購入や節電などの比較的すぐに行える行動は行われています。

しかし、「町内一斉清掃」や小・中学校PTAによる廃品回収などの地域の清掃・美化運動やリサイクル活動などは、定期的に行われているものの、参加者は一部に限られています。

このため、環境意識の向上や普及・環境保全活動の推進が求められています。



③ 事業者における行動

今日の環境問題は、日常的な事業活動に密接しています。

そのため、本町の環境を保全していく上では、事業活動における日常的な取り組みが大きな役割を果たすことが期待されます。日常的な事業活動において、省エネルギーやリサイクルなどの比較的すぐにできる環境に配慮した行動については、積極的に行われています。

しかし、町内には、従業員が10名以下の事業所が多数を占めており、省エネルギー設備の導入や環境管理システムの構築などの環境保全への取り組みは難しくなっています。

このため、町の産業構造を踏まえた環境に配慮した積極的な行動の促進が求められています。

(2) 環境学習

良好な環境の保全及び創出にあたっては、町民・事業者の環境に対する高い意識の形成が必要であり、環境に関する社会教育や事業者による研修などの環境学習が重要です。また、次代を担う子どもたちも、環境問題について、よく学ぶことが重要です。

本町では、砥部川で水生生物の調査を行う「水辺教室」などを開催していますが、参加者は一部の人に限られています。

このため、県内の大学等との連携も含めた学校教育・社会教育などを通じた環境学習の推進が求められています。

(3) 環境情報

国や県では、多様化・複雑化する環境問題に適切に対応するため、環境白書やホームページなどによる様々な情報提供を行うとともに、平成14年4月からは、環境汚染物質排出・移動登録（PRTR）制度が開始されています。

このため、広報などにより環境に関する啓発や環境に関する情報の公表・提供を積極的に行うことが求められています。



第 3 章 目指す環境像

1. 目指す環境像
2. 基本目標

第3章 目指す環境像

1. 目指す環境像

「目指す環境像」とは、本町がこれからどのような環境を目指してこの計画を進めていくか最も基本となる目標です。

目指す環境像

うるおいのある自然豊かなまち 砥部

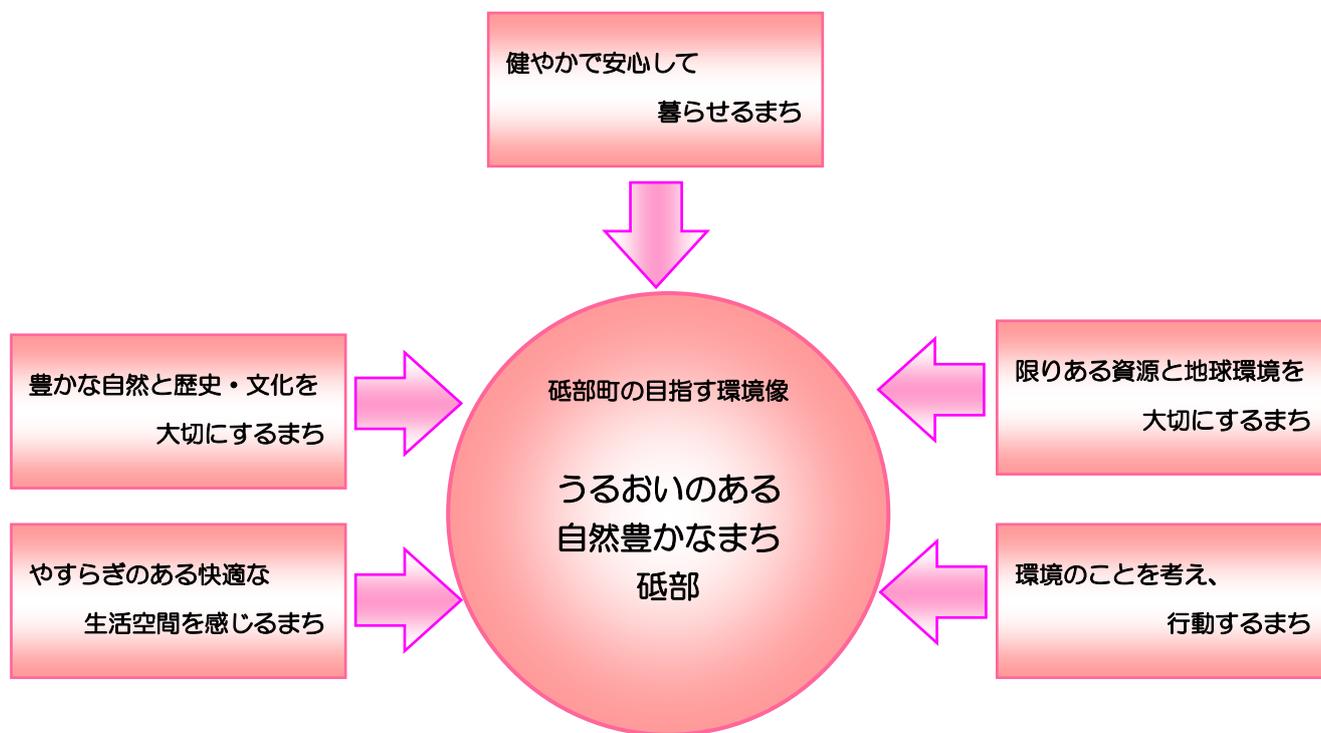
砥部地区は、砥部焼とみかんのまちとして栄えてきました。昭和40年以降は、各種公共施設の整備や国道33号・379号の改良など広域交通網の整備を進め、松山市に隣接する立地条件を生かして発展し、都市化の進展が顕著になっています。また、県総合運動公園、県立とべ動物園など広域施設も整備され、県民の余暇活動を支える役割を果たしています。

広田地区は、豊かな自然に恵まれ、松山市まで30kmという立地条件を生かし、主要産業の農林業と、美しい自然景観や日本の故郷を思い起こさせる素朴さを売りにした観光業を中心としてまちづくりを進めてきました。気候にも恵まれ、山村留学や観光などを通じて、訪れる人々に日本の山村の伝統を伝えるとともにやすらぎを与えています。

本町の環境は、概ね良好な状態を保っていますが、都市化が進む地区では、生活排水による水質汚濁など都市生活型公害の兆しが見られ、生活環境の悪化が懸念されています。

これらは、私たちの生活や事業活動が原因の一部であることから、身近な取り組みで防止するとともに、環境に配慮した行動が求められています。

本町では、快適なまちを将来の世代へ継承するため、豊かな自然を守るとともに、環境への負荷を低減し、「うるおいのある自然豊かなまち 砥部」を目指します。



仙波溪谷（仙波）

2. 基本目標

目指す環境像を実現するために、5つの基本目標、13の個別目標を設定します。

1. 健やかで安心して暮らせるまち

- ① 健やかな大気環境を守ります
- ② きれいな水環境を守ります
- ③ やすらぎを感じる場所を守ります
- ④ 有害化学物質による汚染を防ぎます

本町では、都市化の進展や生活様式の変化に伴う生活排水による水質汚濁など都市生活型公害などの問題が顕在化しており、生活環境の悪化が懸念されています。

このため、良好な大気・水質などを確保するとともに、有害化学物質による環境汚染を未然に防止し、健やかで安心して暮らせるまちを目指します。

2. 豊かな自然と歴史・文化を大切に するまち

- ① 豊かな自然を守ります
- ② 歴史・文化を守ります

本町には、豊かな自然のほかに、砥部焼に代表される工芸品や、古くから伝わる獅子舞などの芸能が脈々と受け継がれており、歴史・伝統・文化を感じさせる多くの地域資源があります。

このため、現在の豊かな自然や貴重な文化財を保全することにより、豊かな自然と歴史・文化を大切に
するまちを目指します。

3. やすらぎのある快適な 生活空間を感じるまち

- ① 美しく潤いのあるまちを目指します
- ② 豊かな景観資源を保全し、
良好な景観を守ります

本町では、ごみのポイ捨てなどが見られ、モラルの向上が求められています。また、変化に富んだ緑豊かな自然景観を有している一方、県都松山市に隣接する立地条件から、都市化の進展が進んでいます。

このため、生活マナー・モラルの向上を推進するとともに、開発事業にあたっては、環境への配慮を求め、やすらぎのある快適な生活空間を感じるまちを目指します。

4. 限りある資源と地球環境を 大切にすまち

- ① ごみを減らし、リサイクルを進めます
- ② 地球環境問題への取り組みを進めます

利便性を求めた大量消費・大量廃棄のライフスタイルによる廃棄物や資源・エネルギー問題は、そのほとんどが私たち一人ひとりの日常生活や事業活動にかかわっており、環境に配慮したライフスタイルの実践、環境にやさしい事業活動を行うことが求められています。また、近年では、二酸化炭素等の増加による地球温暖化やフロン等によるオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題が認識され、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動での取り組みが求められています。

このため、ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、資源・エネルギーを有効利用し、限りある資源と地球環境を大切にすまちを目指します。

5. 環境のことを考え、 行動するまち

- ① 環境に配慮した行動を進めます
- ② 環境教育と学習を進めます
- ③ 環境情報の提供を進めます

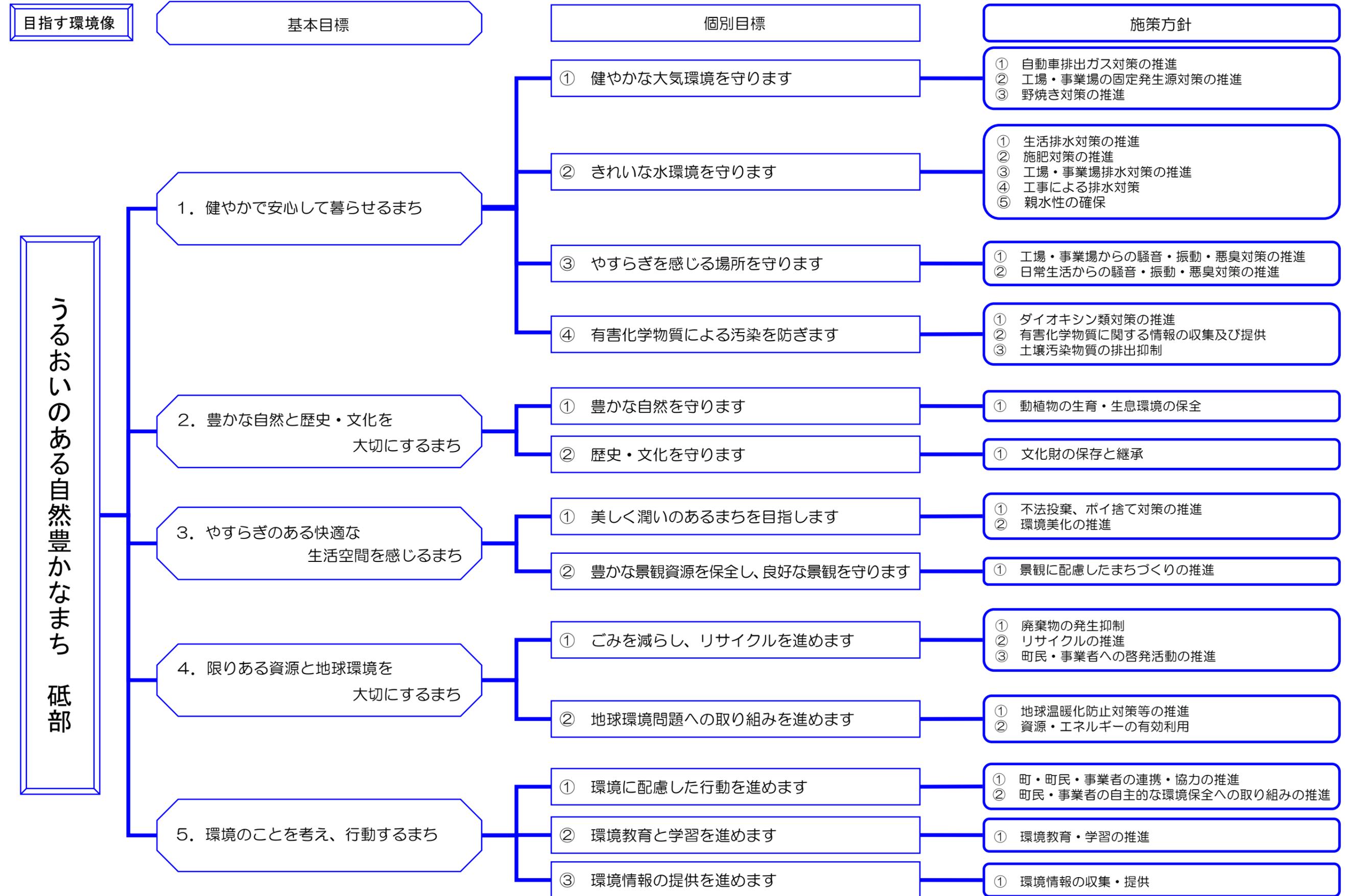
現在の様々な環境問題を解決していくためには、環境に対する意識を高め、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動が環境とどのような関わりをもち、どのような負荷を与えているかを認識し、環境に配慮した行動を行うことが求められています。

このため、環境に関する情報を収集するとともに、環境教育の推進や環境学習の場の提供などを展開し、環境のことを考え、行動するまちを目指します。



長曾池（総津）

施策の体系



第 4 章 施策の展開

1. 健やかで安心して暮らせるまち
2. 豊かな自然と歴史・文化を大切にするまち
3. やすらぎのある快適な生活空間を感じるまち
4. 限りある資源と地球環境を大切にするまち
5. 環境のことを考え、行動するまち
6. 環境指標

第4章 施策の展開

1. 健やかで安心して暮らせるまち

本町では、良好な大気・水質などを確保するとともに、有害化学物質による環境汚染を未然に防止し、健やかで安心して暮らせるまちを目指します。

(1) 健やかな大気環境を守ります

大気環境を対象とし、自動車排出ガス対策の推進、工場・事業場の固定発生源対策の推進及び野焼き対策の推進に関する施策を展開します。

施策の展開

① 自動車排出ガス対策の推進

- ◇ 地域内外とのバス路線の充実を関係機関と協議します。
- ◇ サイクル&バスライド¹⁹の整備を行うなど、バスの利用促進を図ります。
- ◇ 公共交通機関の利用が促進されるよう、普及・啓発に努めます。
- ◇ アイドリングストップの実施や急発進・急加速を控えるなどのエコドライブ²⁰について、普及・啓発に努めます。
- ◇ 公用車を更新する際は、低排出ガス車²¹を基本とし、低公害車²²についても導入に努めます。
- ◇ 幹線道路沿道の緑化の推進に努めます。

② 工場・事業場の固定発生源対策の推進

- ◇ 大気汚染防止法及び愛媛県公害防止条例に基づき、県と連携して大気汚染物質の規制・指導を行います。

¹⁹ サイクル&バスライド：自宅からバス停までは自転車で行き、バス停の近くの駐輪場に自転車を置いてバスで通勤・通学すること。

²⁰ エコドライブ：環境に配慮した自動車の運転方法をいう。具体的には、急発進・急加速をしない、空ぶかしをしない、適正空気圧のタイヤで走る、といった取組により省エネルギーを計る運転方法のこと。

²¹ 低排出ガス車：自動車の排出ガスを最新規制値よりさらに低減させた自動車を、国土交通省が「低排出ガス車認定実施要領」に基づき認定した自動車をいう。

²² 低公害車：従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいう。

③ 野焼き対策の推進

- ◇ 農業用廃ビニールや廃プラスチックなどは、適正に処理するよう、普及・啓発に努めます。
- ◇ 家庭ごみなどは、適正に処理するよう、普及・啓発に努めます。
- ◇ ごみなどの野外焼却を行わないよう、監視・指導を行います。

(2) きれいな水環境を守ります

水環境を対象とし、生活排水対策の推進、施肥対策の推進、工場・事業場排水対策の推進、工事による排水対策、親水性の確保に関する施策を展開します。

施策の展開

① 生活排水対策の推進

- ◇ 「砥部町生活排水対策推進計画」に基づき生活排水対策を推進します。
- ◇ 「砥部町清流保全条例」に基づき肱川流域の水環境保全を推進します。
- ◇ 公共下水道の整備を推進します。
- ◇ 公共下水道などの処理区域外の地域には、合併処理浄化槽の設置整備を進めます。
- ◇ 適切な浄化槽の使用法の啓発に努めます。
- ◇ 県公共土木施設愛護事業（愛りバー制度）の普及を図り、河川美化運動への参加を促進します。

② 施肥対策の推進

- ◇ 河川や地下水への負荷を低減させるよう、適切な施肥管理の普及・啓発に努めます。

③ 工場・事業場排水対策の推進

- ◇ 水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例に基づき、県と連携して排水に対する規制・指導を行います。

④ 工事による排水対策

- ◇ 河川改修や造成工事などに際しては、河川に濁水が入らないよう要請します。

⑤ 親水性の確保

- ◇ 自然環境に配慮した多自然型工法²³による河川整備を推進します。

²³多自然型工法：動植物の様々な生態の保全・創出に配慮して、瀬や淵など変化のある水際環境の創出や覆土による植生の維持、落差の穏やかな魚道の設置などの工夫を施した工法のこと。

(3) やすらぎを感じる場所を守ります

騒音・振動・悪臭を対象とし、工場・事業場及び日常生活からの騒音・振動・悪臭対策の推進に関する施策を展開します。

施策の展開

① 工場・事業場からの騒音・振動・悪臭対策の推進

- ◇ 工場・事業場における騒音・振動対策の普及・啓発・指導に努めます。
- ◇ 建設工事における低騒音・低振動型建設機械の使用や低騒音・低振動型工法の採用などについて、普及・啓発に努めます。
- ◇ 公共工事では、低騒音・低振動型建設機械の使用や低騒音・低振動型工法の採用など、騒音・振動対策を推進します。
- ◇ 深夜営業やカラオケなどにより発生する騒音の防止について、普及・啓発に努めます。
- ◇ 畜産農家へのふん尿処理施設の整備、臭気防止等の指導を行います。

② 日常生活からの騒音・振動・悪臭対策の推進

- ◇ オーディオやピアノなどの生活騒音の防止について、普及・啓発に努めます。
- ◇ 犬の鳴き声など、ペットの適切な飼い方やマナー・モラルの普及・啓発に努めます。
- ◇ 浄化槽の保守点検・清掃・検査など、悪臭の防止に関する対策や取り組みについて、普及・啓発に努めます。



（４）有害化学物質による汚染を防ぎます

ダイオキシン類や有害化学物質を対象とし、ダイオキシン類対策の推進、有害化学物質に関する情報の収集及び提供並びに土壤汚染物質の排出抑制に関する施策を展開します。

施策の展開

① ダイオキシン類対策の推進

- ◇ ごみの分別徹底を啓発します。
- ◇ ダイオキシン類の発生を防止できない焼却炉の使用禁止が遵守されるよう監視・指導を行います。
- ◇ ごみなどの野外焼却を行わないよう、監視・指導を行います。

② 有害化学物質に関する情報の収集及び提供

- ◇ 有害化学物質に関する情報の収集と提供を行います。
- ◇ 環境汚染物質排出・移動登録（PRTR）制度の周知を図り、工場・事業場での化学物質の適正管理について、国や県と連携して適切な対応を検討します。
- ◇ 国や県と連携して、石綿（アスベスト）に関する情報の提供を行います。

③ 土壤汚染物質の排出抑制

- ◇ 工場・事業場などにおいて使用される有害化学物質が土壤に流出しないよう、県と連携して指導を行います。



2. 豊かな自然と歴史・文化を大切にすまち

本町では、現在の豊かな自然や貴重な文化財を保存・継承することにより、豊かな自然と歴史・文化を大切にすまちを目指します。

(1) 豊かな自然を守ります

動植物を対象とし、動植物の生育・生息環境の保全に関する施策を展開します。

施策の展開

① 動植物の生育・生息環境の保全

- ◇ 里山や社寺林などは、動植物の多様な生育・生息空間、自然とのふれあいの場などとして様々な機能を持っていることから、町民・事業者と協力して保全に努めます。
- ◇ 自然に配慮した河川整備、治山・治水事業を推進し、森林の保全と町民の安全確保に努めます。
- ◇ 大規模開発や造成工事にあたっては、生物の多様性確保の観点からの啓発・指導を行います。
- ◇ 公園の維持管理・新設・改修の際には、緑の量を増やすとともに、地域特性を考慮した緑化を推進します。
- ◇ 公共施設の緑化を推進します。
- ◇ 街路樹や植樹帯の整備により緑化を推進します。
- ◇ 生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の持ち込みや放流をしないよう、啓発を行います。
- ◇ 鳥獣による農作物等への被害、生活環境への影響などの被害を防止するため、「愛媛県鳥獣害防止対策実施方針」に基づき、県等と連携して有害鳥獣駆除について、検討します。



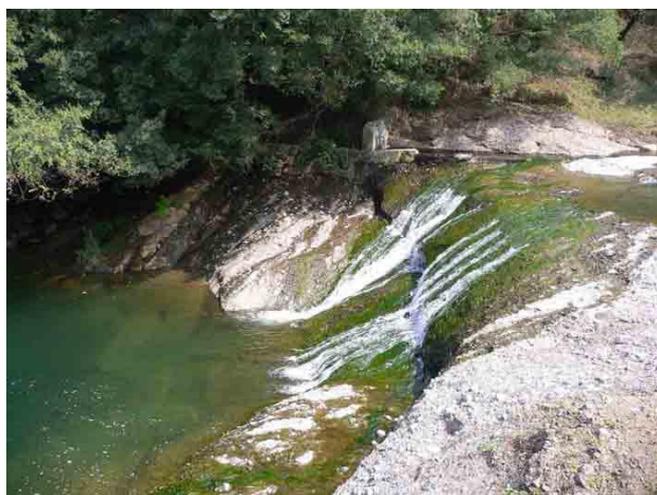
(2) 歴史・文化を守ります

文化財を対象とし、文化財の保存と継承に関する施策を展開します。

施策の展開

① 文化財の保存と継承

- ◇ 文化財の保護に努めます。
- ◇ 郷土芸能や伝統行事の保存・伝承に努めます。
- ◇ 砥部焼の振興と技術の向上を図ります。
- ◇ 郷土の歴史や文化を知るための歴史講座等を開催します。
- ◇ 文化財を活用するため、パンフレットの作成や案内板、説明板の設置に努めます。
- ◇ 地域に広がる地域資源や歴史的なつながりを再確認し、町民も観光客も楽しめる文化財や歴史的遺産の探索ルート（陶街道五十三次）の普及に努めます。



天然記念物 砥部衝上断層（岩谷口・大南）

3. やすらぎのある快適な生活空間を感じるまち

本町では、生活マナー・モラルの向上を推進するとともに、開発事業にあたっては、環境への配慮を求め、やすらぎのある快適な生活空間を感じるまちを目指します。

(1) 美しく潤いのあるまちを目指します

環境美化を対象とし、不法投棄、ポイ捨て対策の推進及び環境美化の推進に関する施策を展開します。

施策の展開

① 不法投棄、ポイ捨て対策の推進

- ◇ 不法投棄やポイ捨て防止に関する啓発を行います。
- ◇ 不法投棄に対する監視を推進します。
- ◇ 喫煙ルールの徹底や喫煙マナーの向上について、普及・啓発に努めます。
- ◇ プラスチックスマート²⁴の啓発に努め、プラスチックごみのポイ捨て防止や使い捨てプラスチックの削減を推進します。

② 環境美化の推進

- ◇ 空き地の適正管理に関する啓発を行います
- ◇ 「町内一斉清掃」を推進します。
- ◇ ペットの適切な飼育方法等のルールやマナーについて、普及・啓発に努めます。
- ◇ 県公共土木施設愛護事業（愛りバー制度・愛ロード制度）の普及を図り、河川・道路美化運動への参加を促進します。



²⁴ プラスチックスマート：環境省が取り組んでいる、プラスチックごみの海洋への流出の削減について、マイバックスの活用やポイ捨て撲滅、海岸や河川のクリーンアップ活動などの活動の推進を啓蒙するキャンペーン活動。世界経済フォーラムの報告書では2050年までに海洋プラスチックごみが海中に生息する魚を総重量で超えると予測されている。

(2) 豊かな景観資源を保全し、良好な景観を守ります

景観を対象とし、景観に配慮したまちづくりの推進に関する施策を展開します。

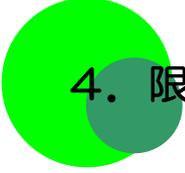
施策の展開

① 景観に配慮したまちづくりの推進

- ◇ 砥部焼・木材等の地域資源を活かした景観づくりを促進します。
- ◇ 屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持するとともに、公衆に対する危害の防止を図るよう努めます。
- ◇ 里山や遊休農地の適切な管理を促進し、良好な田園風景を保全します。



赤坂泉（重光）



4. 限りある資源と地球環境を大切にすまち

本町では、ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、資源・エネルギーを有効利用し、限りある資源と地球環境を大切にすまちを目指します。

(1) ごみを減らし、リサイクルを進めます

ごみ処理を対象とし、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び町民・事業者への啓発活動の推進に関する施策を展開します。

施策の展開

① 廃棄物の発生抑制

- ◇ 「砥部町一般廃棄物処理基本計画」に基づき廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理を推進します。
- ◇ 電気式生ごみ処理機等購入事業等の補助制度を活用し、ごみの減量化及び資源化を推進します。

② リサイクルの推進

- ◇ 再生品を率先して利用します。
- ◇ 公共工事における再生材の使用を推進します。
- ◇ リサイクル技術及び資源物に関する情報の収集・提供を行います。
- ◇ ごみの分別徹底を啓発します。

③ 町民・事業者への啓発活動の推進

- ◇ 過剰包装の自粛を啓発します。
- ◇ リサイクルの推進のため、町民・事業者への啓発活動を推進します。
- ◇ 再生品の利用についての普及・啓発に努めます。
- ◇ 分別収集方法に関するPRを行います。
- ◇ ごみ減量に関する情報提供を推進します。
- ◇ ごみ問題に対する学習機会の充実を推進します。
- ◇ 食品ロス(食べ残し・賞味期限切れ廃棄)の削減についての普及・啓発に努めます。

(2) 地球環境問題への取り組みを進めます

地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨などの地球環境問題を対象とし、地球温暖化防止対策等の推進及び資源・エネルギーの有効利用に関する施策を展開します。

施策の展開

① 地球温暖化防止対策等の推進

- ◇ 町が率先して地球温暖化防止に取り組むため、「砥部町地球温暖化対策実行計画」を改定します。
- ◇ 地球温暖化対策を推進するため、「クールチョイス²⁵」の普及、啓発に努めます。
- ◇ 環境への負荷が少ない物品等の購入を推進するため、愛媛県の策定する「愛媛県グリーン購入推進指針」の啓発に努めます。
- ◇ 日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素等の抑制について、普及・啓発に努めます。
- ◇ エアコンや冷蔵庫などのフロンを使用する機器を廃棄する際の適切な処理について、普及・啓発に努めます。
- ◇ 酸性雨の原因や影響等についての情報の収集及び提供に努めます。
- ◇ 家庭用リチウムイオン蓄電池及び家庭用燃料電池などの新エネルギー機器の設置を推進します。
- ◇ 自治会の防犯灯のLED化を推進します。

② 資源・エネルギーの有効利用

- ◇ 再生紙の使用や紙の使用量の削減に率先して取り組みます。
- ◇ 公共施設の整備にあたっては、省エネルギー型の設備・機器の導入を検討します。
- ◇ 一般家庭や企業における省エネルギー型の設備・機器の活用等について、普及・啓発に努めます。



²⁵ クールチョイス：2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す環境省の提唱する国民運動のこと。

5. 環境のことを考え、行動するまち

本町では、環境に関する情報を収集するとともに、環境教育の推進や環境学習の場の提供などを展開し、環境のことを考え、行動するまちを目指します。

(1) 環境に配慮した行動を進めます

環境保全活動を対象とし、町・町民・事業者の連携・協力の推進及び町民・事業者の自主的な環境保全への取り組みの推進に関する施策を展開します。

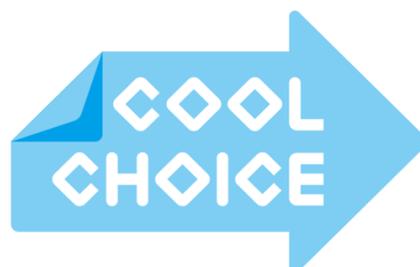
施策の展開

① 町・町民・事業者の連携・協力の推進

- ◇ 良好な環境の保全及び創出について、三者の連携・協力のあり方について検討します。
- ◇ 町民や事業者による環境保全活動を支援します。

② 町民・事業者の自主的な環境保全への取り組みの推進

- ◇ 自然体験学習、自然保護グループ活動を促進します。
- ◇ 日常生活や事業活動における環境に配慮した行動、取り組みについて、普及・啓発に努めます。
- ◇ 県公共土木施設愛護事業（愛りバー制度・愛ロード制度）の普及を図り、河川・道路美化運動への参加を促進します。



未来の
ために、
いま選ぼう。

(2) 環境教育と学習を進めます

環境教育・学習を対象とし、環境教育・学習の推進に関する施策を展開します。

施策の展開

① 環境教育・学習の推進

- ◇ 環境に関する社会教育の推進に努めます。
- ◇ 学校教育と連動した環境学習を推進します。
- ◇ 図書館において、環境教育関連の図書や資料等を充実させます。
- ◇ 環境学習のための情報等の貸し出し、提供等を行います。
- ◇ 愛媛県環境マイスター派遣制度の普及を推進します。

(3) 環境情報の提供を進めます

環境情報を対象とし、環境情報の収集・提供に関する施策を展開します。

施策の展開

① 環境情報の収集・提供

- ◇ 環境情報を幅広く収集・整理し、活用しやすい状況作りに努めます。
- ◇ 収集・整理した環境情報をホームページ、広報等で積極的に提供します。



令和元年度水辺教室（玉谷川）

6. 環境指標

各施策の進捗状況を把握するための指標値は下記のとおり設定します。

1. 健やかで安心して暮らせるまち

区分	項目		指標		
			現状	目標	
健やかな大気環境を守ります	大気環境 ※朝生田測定局		二酸化硫黄	環境基準達成 (H29)	環境基準達成 (R11)
			一酸化炭素	環境基準達成 (H29)	環境基準達成 (R11)
			浮遊粒子状物質	環境基準達成 (H29)	環境基準達成 (R11)
			二酸化窒素	環境基準達成 (H29)	環境基準達成 (R11)
			光化学オキシダント	環境基準達成 (H29)	環境基準達成 (R11)
きれいな水環境を守ります	県・国土交通 省実施	重信川（中川原橋）	環境基準達成 (H29)	環境基準達成 (R11)	
		重信川（重信橋）	環境基準達成 (H29)	環境基準達成 (R11)	
		肱川（小田川）	環境基準達成 (H28)	環境基準達成 (R11)	
	河川水質 (BOD)	町実施 ※	砥部川（千里口）	0.9mg/l (H29)	現状値以下 (R11)
			砥部川（断層口）	0.8mg/l (H29)	現状値以下 (R11)
			砥部川（幸田橋）	1.1mg/l (H29)	現状値以下 (R11)
			砥部川（頭ノ向橋）	1.5mg/l (H29)	現状値以下 (R11)
			砥部川（柳瀬橋）	1.5mg/l (H29)	現状値以下 (R11)
			砥部川（麻生橋）	1.5mg/l (H29)	現状値以下 (R11)
			和田川（宮川橋）	1.6mg/l (H29)	現状値以下 (R11)
			村川（村川橋）	1.4mg/l (H29)	現状値以下 (R11)
			御坂川（目崎橋）	1.4mg/l (H29)	現状値以下 (R11)
			重信川（重信橋）	1.6mg/l (H29)	現状値以下 (R11)
			玉谷川（処理場下）	1.0mg/l (H29)	現状値以下 (R11)
玉谷川（相生橋）	1.2mg/l (H29)	現状値以下 (R11)			
高市川（谷）	0.8mg/l (H29)	現状値以下 (R11)			
やすらぎを感じる場所を守ります	騒音	公害苦情件数	4件 (H30)	現状値以下 (R11)	
	振動	公害苦情件数	0件 (H30)	現状値以下 (R11)	
	悪臭	公害苦情件数	1件 (H30)	現状値以下 (R11)	
有害化学物質による汚染を防ぎます	土壌	公害苦情件数	0件 (H30)	現状値以下 (R11)	

※年2回検査の平均

2. 豊かな自然と歴史・文化を大切にすまち

区 分	項 目		指 標	
			現 状	目 標
豊かな自然を守ります	有害鳥獣駆除数	カラス	8羽 (H30)	/
		イノシシ	407頭 (H30)	/
歴史・文化を守ります。	指定文化財数		73件 (H30)	/
	指定文化財案内板設置数		24箇所 (H30)	/

3. やすらぎのある快適な生活空間を感じるまち

区 分	項 目		指 標	
			現 状	目 標
美しく潤いのあるまちを目指します	町内一斉清掃	推定参加人数	約10,000人 (H30)	継 続 (R11)
		回収ごみ量	18.9 t (H30)	継 続 (R11)
	不法投棄回収実績	冷蔵庫	1台 (H30)	継 続 (R11)
		洗濯機	5台 (H30)	
		エアコン	0台 (H30)	
		テレビ	15台 (H30)	
		その他	40kg (H30)	
	中山間地域等直接支払制度	集落協定数	35 (R1)	現状維持 (R11)

4. 限りある資源と地球環境を大切にすまち

区 分	項 目		指 標	
			現 状	目 標
ごみを減らし、リサイクルを進めます	資源化率		13.6% (H30)	現状値以上 (R11)
	固形燃料化を含む資源化率		91.0% (H30)	現状値以上 (R11)
	電気式生ごみ処理機等購入事業		2基 (H30)	継 続 (R11)
	ごみ集積場所整備事業		6箇所 (H30)	継 続 (R11)
	資源化促進事業		75,450kg (H30)	継 続 (R11)
	廃品回収事業		66,330kg (H30)	継 続 (R11)
	合併浄化槽設置整備事業 (累計)		539基 (H30)	継 続 (R11)
	生活排水処理率		76.4% (H30)	現状値以上 (R11)
地球環境問題への取り組みを進めます	温室効果ガス排出量 (本庁舎関係)		6,972 t-CO ₂ (基準年度: H25)	4,183 t-CO ₂ (R12)
	太陽光発電設備設置数 (公共施設)		2件 (H30)	増 加 (R11)
	低公害車導入数		1台 (H30)	増 加 (R11)
	蓄電池及び家庭用燃料電池補助数		—	継 続 (R11)
	自治会の防犯灯LED化補助数(累計)		879基(H30)	継 続 (R11)

5. 環境のことを考え、行動するまち

区 分	項 目	指 標	
		現 状	目 標
環境に配慮した行動を進めます	愛リバー制度活動団体	2団体 (R1)	継 続 (R11)
	愛ロード制度活動団体	4団体 (R1)	継 続 (R11)
環境教育と学習を進めます	環境講座等	4回 (R1)	増 加 (R11)
環境情報の提供を進めます	広報等	4回 (H30)	増 加 (R11)

- ー：現状値が把握されていないもの、若しくは、今後の見通しが明らかになった段階で目標値を設け、進行管理していくもの
- ／：計画上、目標値の設定が困難なもの、若しくは、目標値の設定が馴染まないもの



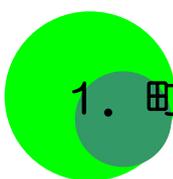
神の森大橋と玉谷川（総津）

第 5 章 町民・事業者の環境保全行動指針

1. 町民の環境保全行動指針
2. 事業者の環境保全行動指針

第5章 町民・事業者の環境保全行動指針

本計画の推進にあたり、計画を効果的に進めるためには、町の力のみならず町民・事業者のみさんの参加と協力が不可欠です。町・町民・事業者の各主体には、それぞれ個別の責務と役割が存在します。従って、それぞれの主体が、計画の趣旨に基づき、本町の良好な環境の保全と創出をどのように進めていったらよいのか、基本的な視点と具体的な行動の指針について示すことで、それぞれの主体の積極的な取り組みが促されるものと考えられます。



1. 町民の環境保全行動指針

日常生活に起因する環境負荷が増大する中、環境との関わりについての理解を深め、日々の生活の中で、小さなことでもできることから環境へ負担をかけない生活を実現していく必要があります。また、身近な自然や歴史的資源などを大切に、地域社会の一員として自主的な活動を行っていくことが期待されます。

(1) 買い物では

環境保全行動指針	行動例
ごみを減らすことのできる買い物に努める。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 必要なものを必要な量だけ買うよう心がけましょう。<input type="checkbox"/> 家族で重複して買わないよう心がけましょう。<input type="checkbox"/> レジ袋を控え、マイバッグを持参しましょう。<input type="checkbox"/> 紙コップや紙皿などの使い捨て製品は、なるべく控えましょう。<input type="checkbox"/> 修理体制が充実していて長期間の使用が可能な製品を選びましょう。<input type="checkbox"/> シャンプーや洗剤などは、詰め替え可能な製品を選びましょう。<input type="checkbox"/> 再使用やリサイクルのルートが確立しているものを選びましょう。
リサイクル製品や省エネ型製品など環境に配慮した製品の購入に努める。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> エコマーク²⁶、グリーンマーク²⁷などの環境ラベリング製品を選びましょう。<input type="checkbox"/> ノートやトイレトペーパーなどの紙製品は、再生紙を使用した製品などを選びましょう。<input type="checkbox"/> 電化製品を購入する際は、エネルギー効率の高い製品を選びましょう。<input type="checkbox"/> 農産物は地場産のものや有機栽培のものをすすんで購入しましょう。

²⁶ エコマーク : 環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。1990年2月にスタート。メーカーや流通業者の申請を受けて、(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。

²⁷ グリーンマーク : (財)古紙再生促進センターが「古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印」として1981年に制定したマーク。

(2) 電気・水・ガスなどの使用にあたって

環境保全行動指針	行動例
日常生活の中で節電に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 人のいない部屋などの不要な照明は消しましょう。 <input type="checkbox"/> 電化製品やOA機器の使用時間を減らしましょう。 <input type="checkbox"/> 待機電力を減らすため、長時間使用しないときは、主電源を切りましょう。 <input type="checkbox"/> エアコンのフィルターを定期的に掃除しましょう。 <input type="checkbox"/> 掃除機の集じん袋やフィルターは定期的に掃除しましょう。 <input type="checkbox"/> 電球やかさは定期的に掃除しましょう。 <input type="checkbox"/> 白熱球を白熱球型蛍光灯に切り替えましょう。 <input type="checkbox"/> エアコンの適温（冷房 28℃、暖房 20℃）設定に努めましょう。 <input type="checkbox"/> ブラインド、カーテンなどによる温度調整に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫への詰め込みすぎや長時間の開閉に気を付けましょう。 <input type="checkbox"/> 熱い食品を冷蔵庫に入れるときには、さましてから入れましょう。
日常生活の中で節水に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 歯磨きや洗顔、シャワー、洗車の際には、水を出し放しにしないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 蛇口には、節水コマ²⁸をつけましょう。 <input type="checkbox"/> 食器洗いは、溜め洗いを行いましょう。 <input type="checkbox"/> 洗濯は、できるだけ溜めすぎで行いましょう。 <input type="checkbox"/> 水漏れの点検を行いましょう。 <input type="checkbox"/> お風呂の残り湯は、洗濯などに利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 雨水を溜め、植木などへの散水などに利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 家庭用の雨水貯留施設²⁹を設置するなど雨水を有効利用しましょう。
家庭からの汚水の抑制に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食用油はできるだけ使い切るようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 廃油は古新聞などで吸い取ってから捨てるようにし、排水口に油を直接流さないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 食器や鍋などは、汚れを拭き取ってから洗いましょう。 <input type="checkbox"/> 米のとぎ汁は、植木などへの水やりを利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 三角コーナーに水切りネットなどを付け、調理屑を流さないようにしましょう。
日常生活の中でガス・灯油など燃料の節約に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 石油ストーブの反射板やガスコンロのバーナーは、定期的に掃除しましょう。 <input type="checkbox"/> ガスコンロの火が鍋などの外へ大きくはみださないように使用しましょう。 <input type="checkbox"/> 湯沸器の口火は、こまめに消しましょう。 <input type="checkbox"/> お風呂には、家族が続けて入るようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 浴槽にはフタをし、お湯を冷めにくくしましょう。 <input type="checkbox"/> 圧力鍋や無水鍋を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> お湯を沸かすときは、必要以上に沸騰させないようにしましょう。



²⁸ 節水コマ : 給水栓において、節水を目的として制作されたコマ。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ給水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減少します。

²⁹ 雨水貯留施設 : 屋根に降った雨水を貯留し、水資源として活用するための施設を雨水貯留施設といいます。この施設に溜めた雨水は植木の散水などの雑用水や防火用水等に利用することができ、これにより水道の節水に役立ちます。雨水貯留施設には浄化槽転用型と簡易貯留型があります。

(3) ごみを減らすために

環境保全行動指針	行動例
ごみの減量に努める。	<input type="checkbox"/> 不用になったものは、知人にゆずったり、バザーやフリーマーケットなどを活用しましょう。 <input type="checkbox"/> 生ごみは、コンポスト・生ごみ処理機などで処理しましょう。 <input type="checkbox"/> 生ごみは水を良く切って出しましょう。 <input type="checkbox"/> 衣料品は、修繕するなどして、長く使いましょう。 <input type="checkbox"/> 電化製品は、修理に出すなどして、長く使いましょう。 <input type="checkbox"/> 食品ロス(食べ残し・賞味期限切れ廃棄)の削減に努めましょう。
リサイクルに努める。	<input type="checkbox"/> ビールビンなどのリターナブルビン ³⁰ は、販売店に返却しましょう。 <input type="checkbox"/> 紙類などは、集団資源回収に出しましょう。 <input type="checkbox"/> 小売店が行うトレイやペットボトルなどの分別回収に積極的に協力しましょう。
ごみは適正に処理する。	<input type="checkbox"/> ごみは決められた収集日に決められた方法で出しましょう。 <input type="checkbox"/> テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、パソコンなどを廃棄するときは、リサイクルの方法に従って処理しましょう。 <input type="checkbox"/> 庭先などでのごみの焼却はやめましょう。

(4) 外出するとき

環境保全行動指針	行動例
低公害車などの環境への負荷の少ない車の利用に努める。	<input type="checkbox"/> ハイブリッド自動車などの低公害車や低燃費で環境への負荷の少ない自動車の購入に努めましょう。
環境に配慮した運転(エコドライブ)の実践に努める。	<input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングを控えましょう。 <input type="checkbox"/> 急発進、急加速、空ぶかし、スピード運転をやめ、燃料消費の少ない運転を心がけましょう。 <input type="checkbox"/> unnecessary 荷物は載せないようにしましょう。
自動車の使用を少なくするように努める。	<input type="checkbox"/> できるだけ公共交通機関を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 近距離移動のときは、徒歩や自転車を積極的に活用しましょう。
街を美しく保つように努める。	<input type="checkbox"/> ペットの糞は、飼い主が始末しましょう。 <input type="checkbox"/> たばこや空き缶などのポイ捨てはやめましょう。



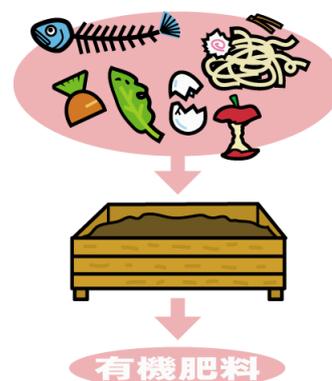
³⁰ リターナブルビン：ビールビンや一升ビンのように何度でも洗って使用できるビンのことをいいます。

(5) 家を建てる時、管理するとき

環境保全行動指針	行動例
周辺の景観などに配慮した建築に努める。	<input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に配慮した建築をしましょう。 <input type="checkbox"/> 隣家への日照などに配慮しましょう。
環境に配慮した住宅づくりに努める。	<input type="checkbox"/> 断熱・通風性などに配慮した住宅設計をしましょう。 <input type="checkbox"/> ソーラーシステムなどの太陽熱利用機器や太陽光発電の導入を進めましょう。 <input type="checkbox"/> 自然の光を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー等の低炭素なエネルギーへの転換を進めましょう。
雨水の地下浸透に努める。	<input type="checkbox"/> 雨水浸透枡 ³¹ を設置し、雨水を地下浸透させましょう。 <input type="checkbox"/> 駐車場などは、透水性舗装 ³² にしましょう。
生活排水の処理と設備の適正な管理に努める。	<input type="checkbox"/> 下水道や農業集落排水施設が整備された地域では、速やかに接続しましょう。 <input type="checkbox"/> 下水道などの処理区域外では、生活雑排水とし尿を処理できる合併処理浄化槽を設置しましょう。 <input type="checkbox"/> 下水道の汚水枡や浄化槽は定期的に点検・清掃しましょう。

(6) 公害の発生源とならないために

環境保全行動指針	行動例
家庭からの悪臭の発生防止に努める。	<input type="checkbox"/> ペットの糞尿などをきちんと処理しましょう。 <input type="checkbox"/> 庭先などでのごみの焼却はやめましょう。
自動車やオートバイからの騒音防止に努める。	<input type="checkbox"/> 自動車やオートバイの空ぶかしやアイドリングは控えましょう。 <input type="checkbox"/> 定期的に点検や整備をしましょう。
家庭からの騒音の防止に努める。	<input type="checkbox"/> カラオケなどの深夜使用はやめましょう。 <input type="checkbox"/> テレビやオーディオなどの音量は小さくし、深夜はヘッドホンなどを使用しましょう。 <input type="checkbox"/> 音の比較的大きいエアコン、電話、換気扇、洗濯機などを使用するときは、近所に迷惑がかからないように十分注意しましょう。 <input type="checkbox"/> ピアノなど楽器を弾くときには、防音や時間帯に十分注意しましょう。 <input type="checkbox"/> ペットの鳴き声に十分注意しましょう。 <input type="checkbox"/> 集合住宅では、足音や飛びはね音に注意しましょう。
緑の管理に努める。	<input type="checkbox"/> 庭や空き地などは、近隣の迷惑にならないように、きちんと管理しましょう。 <input type="checkbox"/> 落ち葉、生ごみなどを堆肥化し、身近な緑を育てましょう。 <input type="checkbox"/> 庭先の緑は隣家や通行人などの迷惑にならないように、きちんと管理しましょう。



³¹ 雨水浸透枡：地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための設備の1つで、底に穴を開けた枡の底部に碎石を敷き、そこから雨水を浸透させます。

³² 透水性舗装：路面に降った雨水の流出抑制と地下水の涵養を図るため、地下に雨水が浸透することが出来るような構造や材質を採用した舗装のこと。騒音防止効果もある。

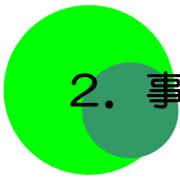
(7) 自然や地域文化を守るために

環境保全行動指針	行動例
自然とのふれあいに努める。	<input type="checkbox"/> 家の周りの動植物について調べましょう。 <input type="checkbox"/> 木や花、虫や鳥などの生き物の名前を覚えましょう。 <input type="checkbox"/> 花の咲く時期、虫や鳥がいる時期や場所を覚えましょう。 <input type="checkbox"/> 身の回りの環境を「環境マップ」などを作って調べましょう。 <input type="checkbox"/> 大気浄化機能や水源涵養機能など自然の持つ公益的機能の重要性を認識しましょう。 <input type="checkbox"/> 町や環境保全団体などが実施する自然観察会や自然環境調査などへ参加や協力をしましょう。
自然環境を守るためのマナーの徹底に努める。	<input type="checkbox"/> 自生する植物はむやみに持ち帰らないなど、野鳥や昆虫、植物など生き物を大切にしましょう。 <input type="checkbox"/> 釣り糸やごみを放置しておくで野生生物を傷つける原因になるため、きちんと後始末をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外来の哺乳類や鳥、魚、昆虫などを放さないようにしましょう。
緑などの保全に努める。	<input type="checkbox"/> 皆と協力しあい、緑の管理に積極的に取り組みましょう。 <input type="checkbox"/> 環境保全団体などが実施する緑化活動に協力しましょう。
地域の歴史・文化遺産の保存と継承に努める。	<input type="checkbox"/> 文化財や銘木などの歴史的・文化的遺産を調べましょう。 <input type="checkbox"/> 地域の祭りに参加しましょう。 <input type="checkbox"/> 地域の郷土芸能に参加しましょう。 <input type="checkbox"/> 地域に伝わる伝説や風習などを調べましょう。 <input type="checkbox"/> 歴史や文化の香るまちづくりに参加・協力しましょう。

(8) さらに進んだ環境配慮を行うには

環境保全行動指針	行動例
環境に関する情報を収集し、自主学習に努める。	<input type="checkbox"/> 環境問題について家族や友人など身の回りの人と話し合ひましょう。 <input type="checkbox"/> 環境問題に関するニュースや新聞記事、町の提供する情報を調べましょう。 <input type="checkbox"/> 地球環境問題と私たちの日常生活や事業活動の関わりについて調べましょう。 <input type="checkbox"/> 「クールチョイス」へ積極的に参加しましょう。
環境学習の場へ積極的に参加する。	<input type="checkbox"/> 町や環境関連団体などが主催する環境学習会などへ積極的に参加しましょう。 <input type="checkbox"/> グループで環境学習会を開催しましょう。
日常的にできる環境保全活動に努める。	<input type="checkbox"/> 休日などに家族で家の周りの清掃などを行いましょう。 <input type="checkbox"/> 環境家計簿などをつけましょう。
地域の環境保全活動への参加・協力を努める。	<input type="checkbox"/> 町や環境関連団体などが主催する環境保全活動へ参加しましょう。 <input type="checkbox"/> 行政や事業者が行う環境施策に積極的に提言しましょう。





2. 事業者の環境保全行動指針

日常の事業活動に起因する環境負荷が大きい中であって、経済活動の大きな部分を占める事業者の取り組みが極めて重要です。公害の防止はもとより、環境に配慮した事業活動、自主的な環境管理を推進するとともに、地域社会の一員として、良好な地域環境づくりの役割を果たしていくことが期待されます。

環境保全行動指針

(1) 事務用品・備品などを購入するとき

環境保全行動指針	行動例
環境に配慮した事務用品・備品などの購入に努める。	<input type="checkbox"/> エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品を購入しましょう。 <input type="checkbox"/> コピー用紙や封筒、トイレトーパーなどは、再生紙を利用した製品で、できるだけ古紙配合率の高い製品を購入しましょう。 <input type="checkbox"/> OA 機器などの電化製品を購入するときは、エネルギー効率の高い製品を購入しましょう。
ごみの排出が少ない事務用品・備品などの購入に努める。	<input type="checkbox"/> リサイクルが容易な素材を使用した製品を購入しましょう。 <input type="checkbox"/> 修理や部品交換が容易なものを購入しましょう。 <input type="checkbox"/> トナーカートリッジのリサイクルに努めましょう。 <input type="checkbox"/> 洗剤などは詰め替え可能な製品を選びましょう。 <input type="checkbox"/> 再使用又はリサイクルのルートが確立しているものを購入しましょう。

(2) エネルギーや水などを使用するとき

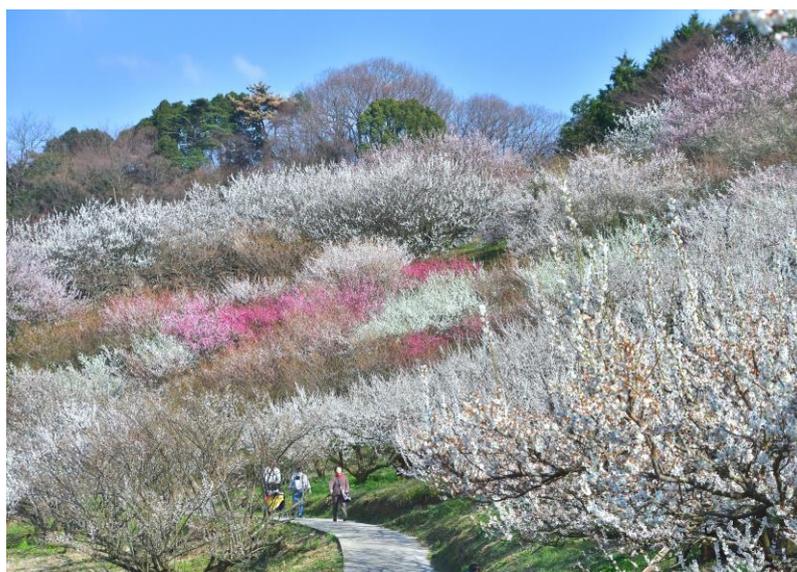
環境保全行動指針	行動例
電気・ガスなどのエネルギーの節約に努める。	<input type="checkbox"/> 不要な照明は消しましょう。 <input type="checkbox"/> 電化製品やOA機器のスイッチはこまめに消しましょう。 <input type="checkbox"/> 電化製品の待機時電力を減らすため、主電源を切りましょう。 <input type="checkbox"/> 定期的な清掃など、電化製品の効率的な利用に努めましょう。 <input type="checkbox"/> エレベータなどの利用を控え、できるだけ階段を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> エアコンの適温（冷房 28℃、暖房 20℃）を徹底しましょう。 <input type="checkbox"/> 湯沸器の口火はこまめに消しましょう。 <input type="checkbox"/> ガスコンロのバーナーはこまめに掃除しましょう。 <input type="checkbox"/> 事業所のエネルギー使用量を把握しましょう。 <input type="checkbox"/> 業務時間の合理化を図りましょう。
水の節約に努める。	<input type="checkbox"/> 節水コマや水圧調整により水道使用量を削減しましょう。 <input type="checkbox"/> 手洗いや食器洗いなどで水を出し放しにしないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 雨水を貯め、植木などへの散水などに利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 雨水の貯留施設を設置し、水を有効利用しましょう。

(3) ごみを廃棄するとき

環境保全行動指針	行動例
ごみの減量に努める。	<input type="checkbox"/> 両面印刷・両面コピーを心がけましょう。 <input type="checkbox"/> ミスコピーや使用済みコピーの裏面を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 会議資料の部数・ページ数を必要最小限の量としましょう。 <input type="checkbox"/> OA 機器や電化製品は修理に出すなどして長く使いましょう。 <input type="checkbox"/> 食品ロスの削減(需給バランスの徹底・廃棄期限の見直し)に努めましょう。
リサイクルに努める。	<input type="checkbox"/> ごみ分別ボックスを設置し、分別を徹底しましょう。 <input type="checkbox"/> 空き缶や古新聞、段ボールなどの資源ごみは資源回収に出しましょう。
事業系ごみは適正に処理する。	<input type="checkbox"/> ごみは決められたルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。 <input type="checkbox"/> 有害化学物質などは適正に処理しましょう。 <input type="checkbox"/> オゾン層保護のため、特定フロンを使用している冷凍・冷蔵庫やエアコン・カーエアコンを廃棄するときは、特定フロンを回収するよう適正な業者の選択をしましょう。 <input type="checkbox"/> ダイオキシン類の発生を抑えるため、簡易焼却炉などでのごみの焼却はやめましょう。

(4) 車を利用するとき

環境保全行動指針	行動例
低公害車などの環境負荷の少ない車の導入に努める。	<input type="checkbox"/> ハイブリッド自動車などの低公害車や低燃費車で環境への負荷の少ない自動車を積極的に導入しましょう。
環境に配慮した運転（エコドライブ）の実践に努める。	<input type="checkbox"/> アイドリングストップを実践しましょう。 <input type="checkbox"/> 急発進、急加速、空ぶかし、スピード運転をやめ、経済速度で走行しましょう。 <input type="checkbox"/> 不必要な荷物は載せないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 自動車の点検整備はこまめにしましょう。
自動車の使用をできるだけ控えるように努める。	<input type="checkbox"/> 出張などでは、自動車利用は控え、できるだけ公共交通機関を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 近距離のときは、徒歩や自転車を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 同じ方向への移動のときは、調整して相乗りするなどして自動車の使用を控えましょう。 <input type="checkbox"/> 社内におけるノーマイカーデーなど、自家用車での通勤を減らしましょう。



七折梅まつり（七折）

(5) 事務所や工場などを建設・管理するとき

環境保全行動指針	行動例
周辺の環境に配慮した建築に努める。	<input type="checkbox"/> 事業所や工場・事業場などを設置するときは、周辺の景観との調和に十分配慮しましょう。 <input type="checkbox"/> 近隣への日照などに配慮しましょう。 <input type="checkbox"/> 看板などの設置に際しては、周囲に与える影響に配慮しましょう。
環境に配慮した建築に努める。	<input type="checkbox"/> 効率的な空調システムを採用しましょう。 <input type="checkbox"/> 省電力照明機器を採用しましょう。 <input type="checkbox"/> 断熱・通風性などに配慮した設備の導入を進めましょう。 <input type="checkbox"/> 太陽光利用システムなどを導入し、自然エネルギーの有効利用を進めましょう。 <input type="checkbox"/> 工場排熱など未利用エネルギーの有効利用を進めましょう。
雨水の地下浸透に努める。	<input type="checkbox"/> 雨水浸透柵を設置し、雨水を地下浸透させましょう。 <input type="checkbox"/> 駐車場などは、透水性舗装にしましょう。
生活排水の処理と設備の適正な管理に努める。	<input type="checkbox"/> 下水道などが整備された地区では、速やかに接続しましょう。 <input type="checkbox"/> 下水道などの処理区域外については、合併処理浄化槽を設置しましょう。 <input type="checkbox"/> 下水道の汚水柵や浄化槽は定期的に点検・清掃しましょう。
工場・事業場の緑化に努める。	<input type="checkbox"/> 工場などの敷地内は緑化を進めましょう。 <input type="checkbox"/> ベランダや屋上の緑化を進めましょう。
屋外照明の適正化に努める。	<input type="checkbox"/> 光害 ³³ を防止するため、照明の時間帯、場所、照明方法に配慮するなど屋外照明の適正化を進めましょう。

(6) 騒音・振動・悪臭をなくすために

環境保全行動指針	行動例
工場・事業場における悪臭防止対策の徹底に努める。	<input type="checkbox"/> 臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置しましょう。 <input type="checkbox"/> 作業時などに悪臭を発生させないよう社員などへの技術的指導を徹底しましょう。
業務車両などの騒音・振動の防止に努める。	<input type="checkbox"/> 自動車やオートバイの空ぶかしやアイドリングはやめましょう。 <input type="checkbox"/> トラックなどの大型車を使用するときは、周囲への騒音や振動に十分注意しましょう。 <input type="checkbox"/> バックブザーの音量は、近隣民家の迷惑にならない程度にしましょう。
工場・事業場における騒音・振動の防止に努める。	<input type="checkbox"/> 防音施設などを整備しましょう。 <input type="checkbox"/> 低騒音、低振動型の機器を導入しましょう。 <input type="checkbox"/> 施設の管理を徹底しましょう。



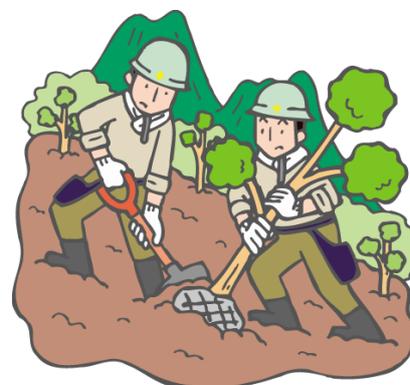
³³ 光害：都市化や交通網の発達による屋外照明の過大使用により、星が見えにくくなったり、動植物や人体への影響が発生すること。

(7) 自然や地域文化を守るために

環境保全行動指針	行動例
自然の重要性を認識する。	<input type="checkbox"/> 事業所周辺の動植物の分布について把握しましょう。 <input type="checkbox"/> 大気浄化機能や水源涵養機能など自然の持つ公益的機能の重要性を認識しましょう。
自然環境に配慮した事業活動に努める。	<input type="checkbox"/> 事業活動にともなう、地域の自然環境への負荷を最小限に抑えましょう。 <input type="checkbox"/> 自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、代替措置として植林や他の地域での自然回復に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 事業所内外の動植物を保護しましょう。 <input type="checkbox"/> 町が行う自然環境保全施策に協力しましょう。
自然環境保全活動への協力を努める。	<input type="checkbox"/> 町や環境保全団体などが実施する自然観察会や自然環境調査などへの協力や参加を心がけましょう。 <input type="checkbox"/> 自然とふれあうレクリエーション事業を開催しましょう。
緑化に対する協力・支援に努める。	<input type="checkbox"/> 緑の管理に対する協力・支援に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 地域における緑化運動への協力・支援に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 緑化基金などへの協力を努めましょう。
地域の歴史・文化遺産の保存と継承に努める。	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的遺産の保全への協力・支援に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 地域の祭りに参加・協力しましょう。 <input type="checkbox"/> 地域の郷土芸能の保全と継承への協力・支援に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 歴史や文化の香るまちづくりに参加・協力しましょう。

(8) 地球環境を良くするために

環境保全行動指針	行動例
事業活動における二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に努める。	<input type="checkbox"/> 事業所における省エネルギー対策や新エネルギーの導入を進めましょう。 <input type="checkbox"/> 製造・輸送過程で温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。
二酸化炭素の吸収源として森林の保全と創出に努める。	<input type="checkbox"/> 地域や地球規模での森林の保全と創出に努めましょう。
フロンガスの排出を防止する。	<input type="checkbox"/> フロンを使用している機器の飛散防止措置などを徹底しましょう。 <input type="checkbox"/> フロンを使用した機器の廃棄時にはフロン回収を行いましょう。
酸性雨原因物質の排出抑制に努める。	<input type="checkbox"/> 硫酸酸化物質や窒素酸化物質対策を進めましょう。



(9) 環境配慮を実践するために

環境保全行動指針	行動例
職場における環境教育の推進に努める。	<input type="checkbox"/> 環境に関する情報を調べ、社員に提供しましょう。 <input type="checkbox"/> 職場において環境に関するセミナーや講演会などを開催しましょう。
町や NPO などが行う環境学習会などへの協力を努める。	<input type="checkbox"/> 社員が町や環境関連団体などが主催する環境学習会へ参加できるよう体制を整えましょう。 <input type="checkbox"/> 町や環境関連団体などが主催する環境学習会などへの協力・支援に努めましょう。
職場における環境保全活動に努める。	<input type="checkbox"/> 職場でできる環境保全活動を実践しましょう。 <input type="checkbox"/> 環境保全活動を企画してみましょう。 <input type="checkbox"/> 敷地内にピオトープ ³⁴ を造りましょう。
地域の環境保全活動に努める。	<input type="checkbox"/> 地域で行う環境保全活動への参加や支援に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 河川の水質改善に関する活動へ参加・協力しましょう。 <input type="checkbox"/> 環境保全のための基金に協力しましょう。 <input type="checkbox"/> 緑を守る運動などに参加・協力しましょう。
環境管理体制を整備し、環境に配慮した事業活動に努める。	<input type="checkbox"/> 環境情報を広く公表しましょう。 <input type="checkbox"/> 環境に配慮した行動に関するマニュアルや指針を作成しましょう。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する基本方針や行動指針を定めましょう。 <input type="checkbox"/> 環境保全のための担当部署や専任者を設置しましょう。 <input type="checkbox"/> 環境管理システムの導入に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 自主的に事業の計画段階で環境への影響を検討しましょう。 <input type="checkbox"/> 事業実施後の環境への影響を把握し、必要に応じ、適切な対策を行いましょ。



砥石山 (外山)

³⁴ ピオトープ：ドイツ語で生物を意味する「ピオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のピオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

事業別環境保全行動指針

環境への影響は、事業の種類によってそれぞれ異なります。そのため、事業者ができるだけ環境に配慮するためには、それぞれの事業の種類に応じ取組を進めていかななくてはなりません。ここでは、そのための代表的な取組について指針として示すことで、事業の種類に応じた取組が促進されることが期待できます。

(1) 農業・畜産業

環境保全行動指針	行動例
環境保全型農業の実践に努める。	<input type="checkbox"/> 良好な田畑の景観を保全しましょう。 <input type="checkbox"/> 動植物の生息環境の保全及び創出に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 生ごみの堆肥などを活用した有機栽培を進めましょう。 <input type="checkbox"/> 農薬や化学肥料の使用を減らしましょう。 <input type="checkbox"/> 悪臭発生防止のため、堆肥などはきちんと管理しましょう。 <input type="checkbox"/> 土壌分解型のマルチシートの利用など、環境に配慮した農業用資材の利用に努めましょう。
農業系ごみは適正に処理しましょう。	<input type="checkbox"/> ビニールハウスなどのビニールや資材などのごみは自家焼却せず、適正に処理しましょう。 <input type="checkbox"/> 再資源化できるものについては、再資源化しましょう。

(2) 建設業

環境保全行動指針	行動例
環境に配慮した建築物づくりの推進に努める。	<input type="checkbox"/> 環境に配慮した設計をし、周辺の緑化を図りましょう。 <input type="checkbox"/> 省エネルギー型の建築物づくりを進めましょう。 <input type="checkbox"/> 太陽光利用システムなどを導入し、自然エネルギーの有効利用を進めましょう。 <input type="checkbox"/> 空調設備などには脱代替フロンやより環境負荷の少ない冷媒を選択しましょう。 <input type="checkbox"/> 建築物などの色彩や形状などが周辺の景観と調和するようにしましょう。
環境への負荷の少ない建築資材などの活用に努める。	<input type="checkbox"/> 型枠用熱帯木材などの使用を削減しましょう。
工事に伴う粉じんや騒音・振動の発生防止に努める。	<input type="checkbox"/> 工事などを実施するときは、排出ガス対策型、低騒音、低振動型建設機械を使用しましょう。 <input type="checkbox"/> 周辺の住民から苦情がでないように工事内容を住民に説明し、理解を得られるようにしましょう。
工事に伴う廃棄物は適正に処理するとともに、建設副産物などの有効利用に努める。	<input type="checkbox"/> 工事に伴う廃棄物は、適正に処理しましょう。 <input type="checkbox"/> 再資源化が可能な建設副産物などは有効利用しましょう。

(3) 製造業

環境保全行動指針	行動例
環境に配慮した製品の開発・製造に努める。	<input type="checkbox"/> エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品の開発・製造に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 再生紙を利用した製品の開発・製造に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 電化製品などは省エネルギー型製品の開発・製造に努めましょう。 <input type="checkbox"/> ダイオキシン類を発生しない製品の開発・製造に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 自然界で分解される素材を活かした製品の開発・製造に努めましょう。
ごみの減量化・再資源化に適した製品の開発・製造に努める。	<input type="checkbox"/> リサイクルが容易な素材を使用した製品を開発・製造しましょう。 <input type="checkbox"/> ごみになる量が少ない製品を開発・製造しましょう。 <input type="checkbox"/> 部品の共通規格化・交換化、長期間の保管など、持続的に使用可能な製品の開発に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 安価で修理する体制をつくりましょう。 <input type="checkbox"/> 詰め替え可能な製品を開発・製造しましょう。 <input type="checkbox"/> 製品の梱包に際してはリサイクルしやすい梱包材を活用しましょう。
製造工程における環境配慮に努める。	<input type="checkbox"/> 製造工程から排出される廃棄物の減量やリサイクルに努めましょう。 <input type="checkbox"/> 製造工程の効率化、排熱の有効利用など省エネルギー対策を進めましょう。 <input type="checkbox"/> 廃棄物を資源として利用する産業と協力しましょう。 <input type="checkbox"/> ライフサイクルアセスメント ³⁵ を導入し、製品製造工程全体における環境への負荷の把握、低減に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 製造工程で使用する化学物質などは適正に管理し、廃棄するときは適正に処理しましょう。 <input type="checkbox"/> 低騒音・低振動型の機器を導入しましょう。 <input type="checkbox"/> 未利用エネルギーや自然エネルギーを活用しましょう。
水質汚濁防止のための排水処理や浄化対策に努める。	<input type="checkbox"/> 排水の管理体制を整備しましょう。 <input type="checkbox"/> 排水処理施設の整備充実を図りましょう。 <input type="checkbox"/> 定期的な排水の水質調査を実施しましょう。 <input type="checkbox"/> 地下水汚染防止のための排水対策を推進しましょう。
工場・事業場における悪臭防止対策に努める。	<input type="checkbox"/> 悪臭防止に関する行政施策への協力に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 臭気を発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置しましょう。 <input type="checkbox"/> 作業時などに悪臭を発生させないよう社員などへの技術的指導を徹底しましょう。
大気汚染防止対策に努める。	<input type="checkbox"/> 大気汚染の防止に係る高効率な設備の導入などに努めましょう。 <input type="checkbox"/> 施設の管理を徹底しましょう。



³⁵ ライフサイクルアセスメント：製品の原材料から生産・流通・消費・廃棄(リサイクル)などすべての段階を通して環境に与える負荷を客観的・定量的に評価する手法のこと。

(4) 卸売・小売業、飲食店

環境保全行動指針	行動例
環境に配慮した商品などの販売に努める。	<input type="checkbox"/> エコマークやグリーンマークなどの環境ラベリング製品の販売を進めましょう。 <input type="checkbox"/> 農産物は地場産のものや有機栽培のもの販売を進めましょう。 <input type="checkbox"/> 動植物の輸入・販売などをするときは、貴重な野生生物の保護に十分注意しましょう。
容器包装の減量化とリサイクルに努める。	<input type="checkbox"/> 包装紙や使い捨て容器の使用を減らしましょう。 <input type="checkbox"/> マイバッグ持参者などへの詰換え売りや量り売りなどに努めましょう。 <input type="checkbox"/> トレイ、ペットボトルなどの分別回収ボックスを設置しましょう。 <input type="checkbox"/> チラシ・ポスターに再生紙を使用しましょう。 <input type="checkbox"/> 使用済みの段ボール箱を再資源化しましょう。包装材に再生紙を使用しましょう。 <input type="checkbox"/> ポリ製買い物袋を削減しましょう。 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理の担当者を置きましょう。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の保管場所を設置し、きちんと管理しましょう。
飲食におけるごみの減量化・リサイクルに努める。	<input type="checkbox"/> 割り箸や食べ残し、調理クズなどを分別し、リサイクルを進めましょう。 <input type="checkbox"/> 生ごみの発生を抑えるために、食材の効率的な利用を図りましょう。 <input type="checkbox"/> 食品ロスの削減(需給バランスの徹底・廃棄期限の見直し)に努めましょう。
周囲の環境に配慮した事業活動に努める。	<input type="checkbox"/> 深夜・早朝の配達車からの騒音に配慮しましょう。 <input type="checkbox"/> 看板・建物などは、周辺の景観に配慮しましょう。 <input type="checkbox"/> ネオンや照明などは、使用時間に配慮しましょう。 <input type="checkbox"/> 拡声器などを使用するときは、音量や時間に配慮しましょう。

(5) 運輸・流通業

環境保全行動指針	行動例
効率的な物流などに努める。	<input type="checkbox"/> 共同輸配送を実施するなど、貨物輸送の効率化を進めましょう。 <input type="checkbox"/> 配送システムの情報化、集積化による配送効率の向上を図りましょう。 <input type="checkbox"/> 過積載しないように十分注意しましょう。 <input type="checkbox"/> 効率的な走行ルートを選定しましょう。
低公害車などによる輸送とエコドライブに努める。	<input type="checkbox"/> 低公害車などの環境に負荷の少ない車を使用しましょう。 <input type="checkbox"/> 荷物の積み卸し時のアイドリングストップを徹底しましょう。 <input type="checkbox"/> 時間待ち、客待ち時のアイドリングストップを徹底しましょう。 <input type="checkbox"/> 適正速度を守りましょう。 <input type="checkbox"/> 社員などへのエコドライブを徹底しましょう。



第 6 章 計画の実現に向けて

1. 町・町民・事業者の役割と協働
2. 推進体制
3. 進行管理

第6章 計画の実現に向けて

1. 町・町民・事業者の役割と協働

本計画の推進にあたっては、町・町民・事業者の役割と責務に応じた行動が必要です。また、三者は本計画の実現に向けて協働することが重要です。

(1) 町

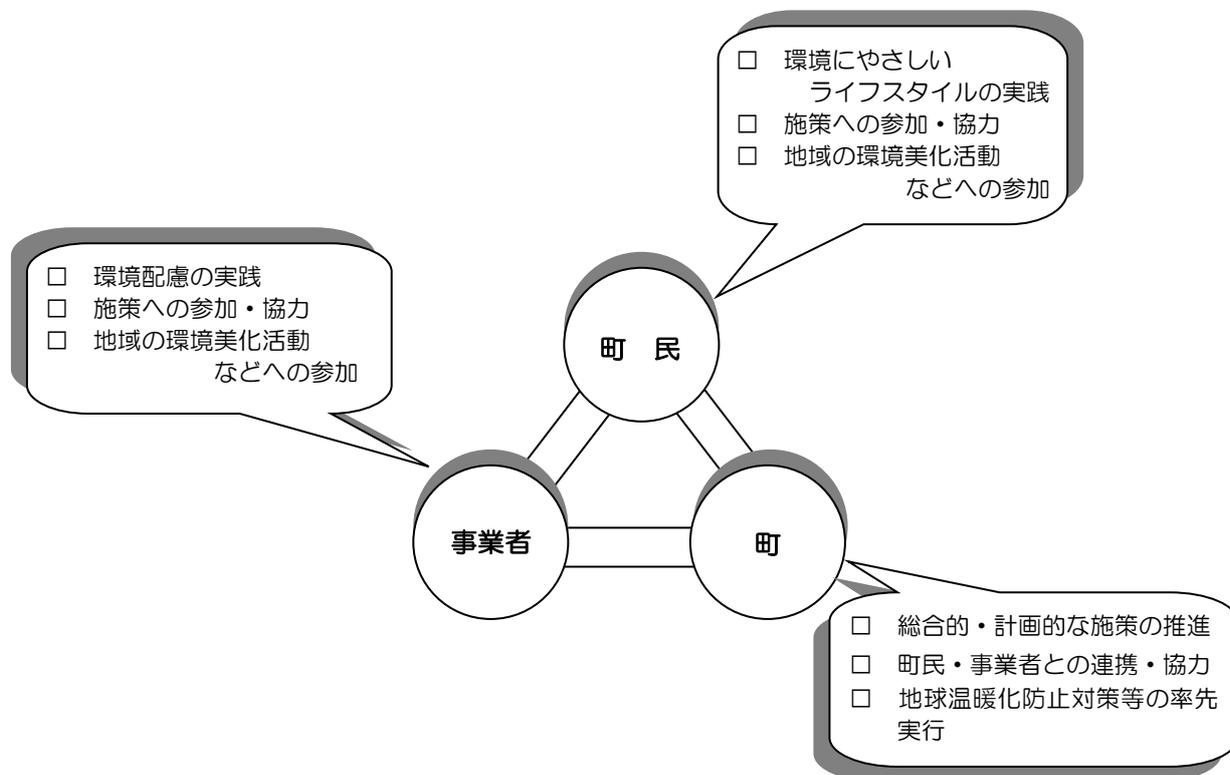
町は、環境を保全するための中心的な役割を担い、良好な環境の保全と創出に関する施策を積極的に推進します。

(2) 町民

日常生活において、環境に配慮したライフスタイルを実践するとともに、町の施策に積極的に参加・協力します。

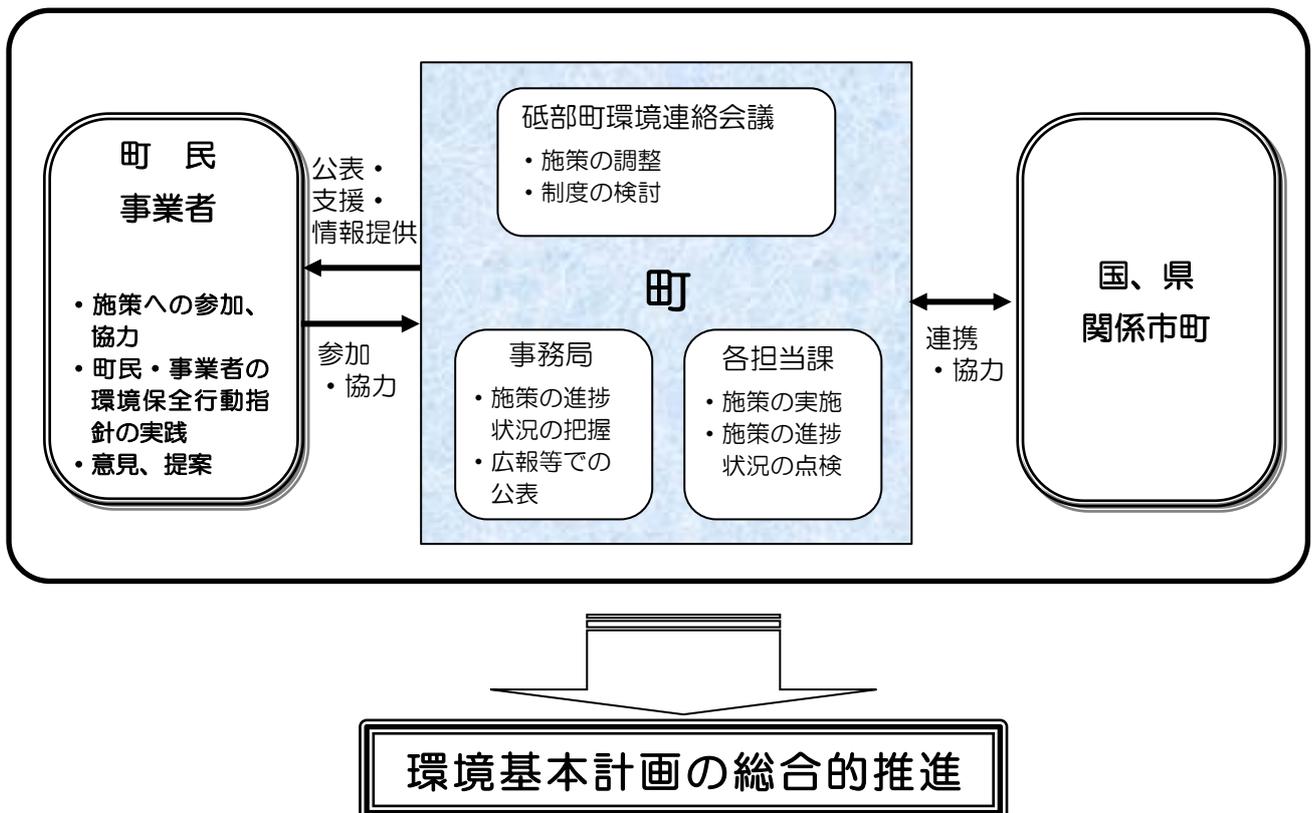
(3) 事業者

自らの事業活動が環境に負荷を与えることを十分認識し、環境への負荷の少ない事業活動を行うとともに、町の施策に積極的に参加・協力します。



2. 推進体制

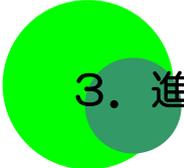
本計画が有効に機能するためには、町・町民・事業者がお互いの役割を理解しつつ、三者が出来ること、すべきことを行うために連携・協力を形成する仕組みが必要です。



本計画に定めた広範囲にわたる町の施策は、庁内の合意形成のもとで進めていきます。なお、各担当課は本計画で定められた施策を実施し、その進捗状況を点検します。

施策の進捗状況は、事務局がとりまとめ、庁内すべての課で構成する「砥部町環境連絡会議」で、施策の推進方策、複数所管の施策の調整や新たな制度の検討など、町の取り組みについて検討します。

また、町では、町・町民・事業者が行う取り組み状況や、環境の状況を広報等により、町民・事業者へ公表し、本計画の総合的推進に向けた推進体制を確保します。



3. 進行管理

<計画の策定>

本計画は、砥部町環境基本条例に基づき、本町の環境の現状と課題を踏まえ、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町民・事業者の意見を広く取り入れ、策定します。

<計画の実行>

本計画で定めた施策は、町・町民・事業者の連携・協力のもとで推進します。また、環境にやさしい自主的な取り組みを推進するため、環境保全行動指針を策定し、町・町民・事業者の連携のもとで実践します。

<計画の点検>

本計画に定めた町・町民・事業者の取り組みの進捗状況を点検し、進行管理を行います。また、町の施策については、各施策ごとに定めた施策方針について、取り組み状況を把握し、それらを広報等で公表します。

これら、各主体の取り組みにより、目指す環境像、5つの基本目標、13の個別目標の実現を目指します。

<計画の見直し>

今後の社会情勢や環境問題に変化が生じた場合には、必要に応じて町の環境施策、町民・事業者が行う取り組み、計画の推進体制、施策の進行管理方策等の適宜見直しを図るなど柔軟に対応していきます。

<広報等による報告>

本計画の進捗状況は、毎年、広報等により公表します。



資 料 編

1. 砥部町環境基本条例
2. 砥部町環境審議会委員名簿
3. 環境に関する町民・事業者・中学生
意識調査結果
4. 第2次砥部町環境基本計画策定経過
5. 環境基準

1. 砥部町環境基本条例

砥部町環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 環境保全施策（第7条－第15条）
- 第3章 環境審議会（第16条－第23条）
- 第4章 雑則（第24条）
- 附則

「清流とほたる、砥部焼とみかんの町」砥部町は、豊かな自然環境に恵まれており、温暖な気候は、私たちの生活に大きな恩恵を与えている。私たちは、この健全で恵み豊かな環境の中で、過去から現在へと長い年月を掛けて、生活を営み、産業を興し、特色ある文化をつくり上げてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めた一方で、環境に大きな影響を及ぼしている。良好な環境の下、健康で快適かつ文化的な生活を営むことは、現在及び将来の町民の権利であり、この環境を守り、育て、及び将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

このような認識に基づき、町、町民及び事業者が、それぞれの役割分担の下、その責務を果たし、互いに協働することで「うるおいのある自然豊かなまち 砥部」を目指して、ここに、砥部町環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町の良好な環境の保全及び創出について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創出に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれ

のあるものをいう。

（2）地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、良好な環境の保全及び創出に寄与するものをいう。

（3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以

下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創出は、町民が健康で快適かつ文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承できるよう適切に行わなければならない。

2 良好な環境の保全及び創出は、自然の生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との共生が確保されるよう適切に行わなければならない。

3 良好な環境の保全及び創出は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な町を構築するため、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境施策を総合的かつ計画的に実施し、及び推進する責務を有する。

2 町は、良好な環境の保全及び創出に関する町民意識の高揚に努めなければならない。

3 町は、必要に応じ、国、県及び近隣市町と連携して環境施策を実施し、及び推進するように努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念のっとり、自然環境の適正な保全並びに日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 町民は、環境についての理解を深めるとともに、自ら進んで良好な環境の保全及び創出に努めなければならない。

3 町民は、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念のっとり、公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 事業者は、環境についての理解を深めるとともに、積極的に良好な環境の保全及び創出に努めなければならない。

5 事業者は、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 環境保全施策

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念ののっとり、環境施策の実施及び推進に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

(1) 人の健康が保護され、生活環境が保全され、及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

(3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。

(4) 良好な環境の保全及び創出についての関心と理解を深めるとともに、活動を行う意欲が増進されるよう、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境施策を総合的かつ計画的に実施し、及び推進するため、前条の基本方針に基づき、砥部町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創出に関する目標及び施策の

方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に実施し、及び推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ砥部町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 町長は、毎年度、町の環境の状況及び実施した環境施策について公表しなければならない。

(町の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(協定等の締結)

第10条 町長は、公害の防止、自然環境の保全及び快適な環境の確保のために必要があると認めるときは、町民又は事業者と協定等を締結することができる。

2 町民及び事業者は、町長が協定等の締結について協議を求めたときは、これに応じなければならない。

3 協定等を締結した町民又は事業者は、当該協定等を遵守しなければならない。

(指導、助言及び助成)

第11条 町長は、良好な環境の保全及び創出のために必要があると認めるときは、町民又は事業者に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

2 町長は、前項の指導、助言及び助成を行ったときは、必要な報告を求めることができる。

(町民の意見の反映)

第12条 町は、環境の保全に関する施策に町民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、測定及び調査等)

第13条 町長は、環境の監視、測定及び調査の体制の整備に努めるとともに、環境に関する情報を体系的に収集し、及び整備するものとする。

2 町長は、必要に応じ、環境の監視、測定及び調査の結果並びに環境に関する情報を町民及び事業者に提示することができる。

(勧告及び公表)

第14条 町長は、公害等により環境を著しく悪化させた者に対し、必要な勧告を行い、勧告に従わないときは、その内容及び氏名等を公表することができる。

(表彰)

第15条 町長は、良好な環境の保全及び創出に関し、顕著な功績があった者を表彰することができる。

第3章 環境審議会

(設置)

第16条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、砥部町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第17条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、必要があると認める場合は、町長に意見を述べることができる。

(1) 環境保全に関する基本的施策

(2) 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する基本的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全及び廃棄物全般に係る重要事項

(組織)

第18条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に関係する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 22 条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 23 条 委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年砥部町条例第 41 号)の定めるところによる。

第 4 章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(砥部町環境審議会条例の廃止)
- 2 砥部町環境審議会条例(平成 17 年砥部町条例第 17 号)は、廃止する。
(砥部町環境審議会条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の砥部町環境審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第 3 条第 2 項の規定により砥部町環境審議会の委員に委嘱されている者は、第 18 条第 2 項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、第 19

条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 10 月 2 日までとする。

- 4 この条例の施行の際現に旧審議会条例第 5 条第 1 項の規定により砥部町環境審議会に置かれた会長及び副会長である者は、第 20 条第 1 項の規定により置かれた会長及び副会長とみなす。

附 則

この条例は、平成 19 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

2. 砥部町環境審議会委員名簿

区 分	役 職	氏 名	備 考
識見を有する者	愛媛大学教授	鑪迫 典久	会長
	砥部中学校長	柿本 久	
事業者代表	砥部町商工会副会長	二宮 良和	
	(株)フジ砥部店店長	川上 高広	
	J A えひめ中央 麻生支所長	入山 栄一	
	(有) 佐々木産業社長	佐々木 隆二	
住民代表	大畑グリーンクラブ代表	福原 英夫	副会長
	銅いきいきサロン代表	安岡 敬右	
	廃棄物減量等推進員	稲田 紀子	
	廃棄物減量等推進員	野口 日登美	

3. 環境に関する町民・事業者・中学生意識調査結果

(1) 町民意識調査結果

- 調査地域：砥部町全域 ■ 抽出方法：無作為抽出 ■ 調査方法：郵送による。
 - 調査対象：18歳以上の町民 1,000人 ■ 回収結果：414通（回収率：41.4%）
- 各設問の概要は以下に示すとおりです。

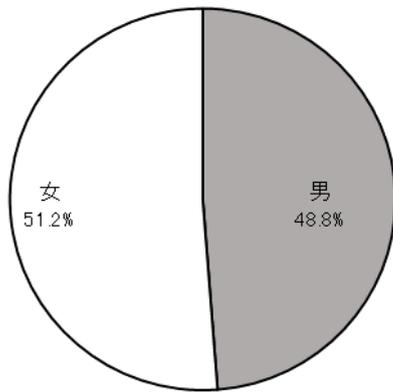
No.	設問概要	
1	回答者の属性	性別
2		年齢
3		居住地区
4		居住年数
5		職業
6		居住者人数
7		家事担当
8	環境の現状認識	砥部町の環境への満足度
9	保全活動の状況	日常生活での保全活動
		9-1 物の購入 9-2 電気・燃料の節約 9-3 節水 9-4 自動車の使い方 9-5 廃棄物・環境汚染物質の排出抑制
10		住居や自動車への環境配慮
11		環境情報の入手方法
12		環境保全活動への参加
13	ごみ処理について	ごみの分別
14		ごみの収集運搬
15		ごみを減らす取り組み
16	環境問題	砥部町にとって大切な環境
17		関心のある環境問題
18		砥部町の環境を良くするための取り組み

※：各設問について、無効回答、該当しない等の回答は除いて掲示しているため、設問によっては、集計数が少なくなっています。

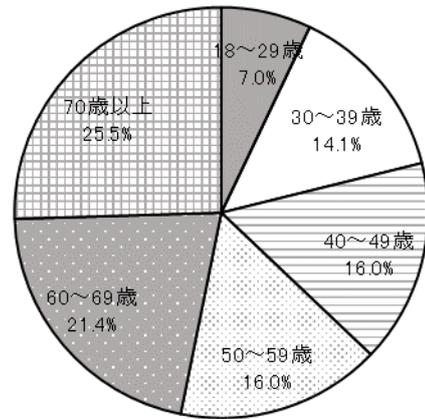
1) 回答者の属性（設問1～7）

男女比率について、平成31年1月現在（男：47.8%、女：52.2%）と比較すると、若干、男性が多めに計上されているものの、大きな差はありませんでした。前回のアンケート結果（平成17年、以下同じ。）と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

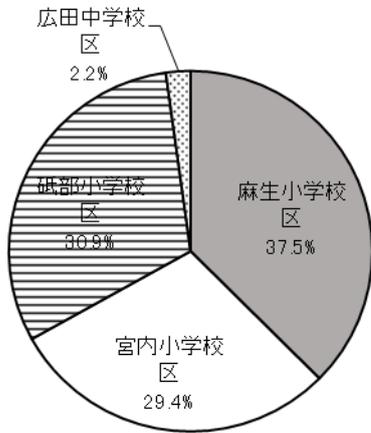
設問1 性別



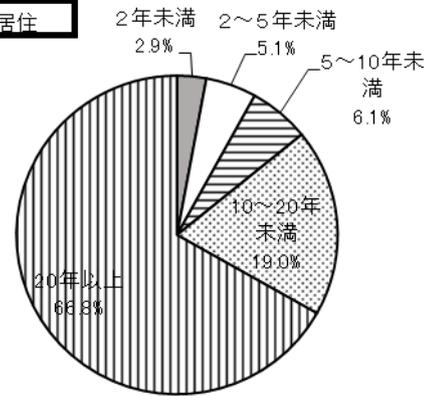
設問2 年齢



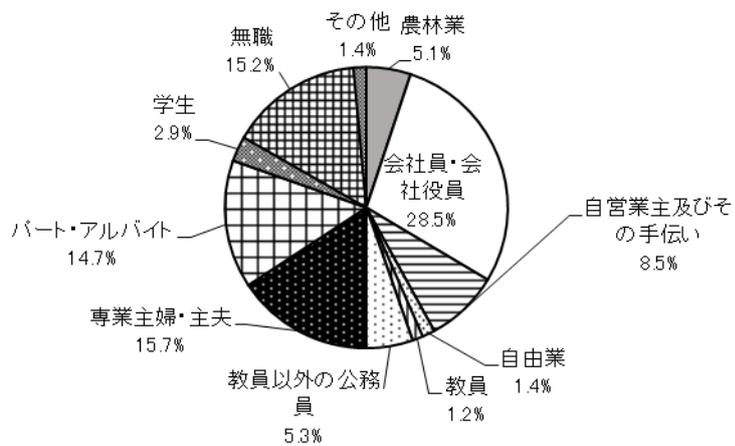
問3 地域



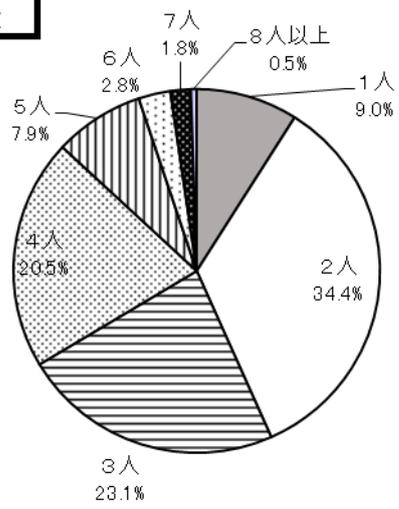
問4 居住



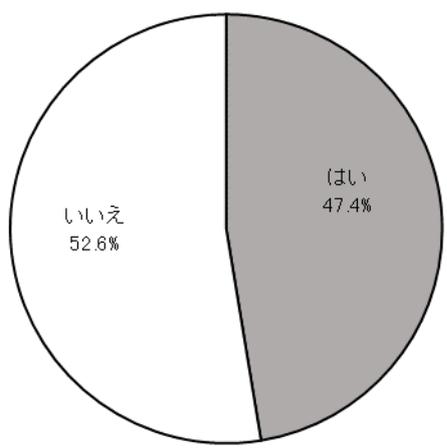
問5 職業



問6 居住人数



問7 家事担当



2) 環境の現状認識 (設問8)

プラスイメージの強かった項目は、以下のとおりでした。

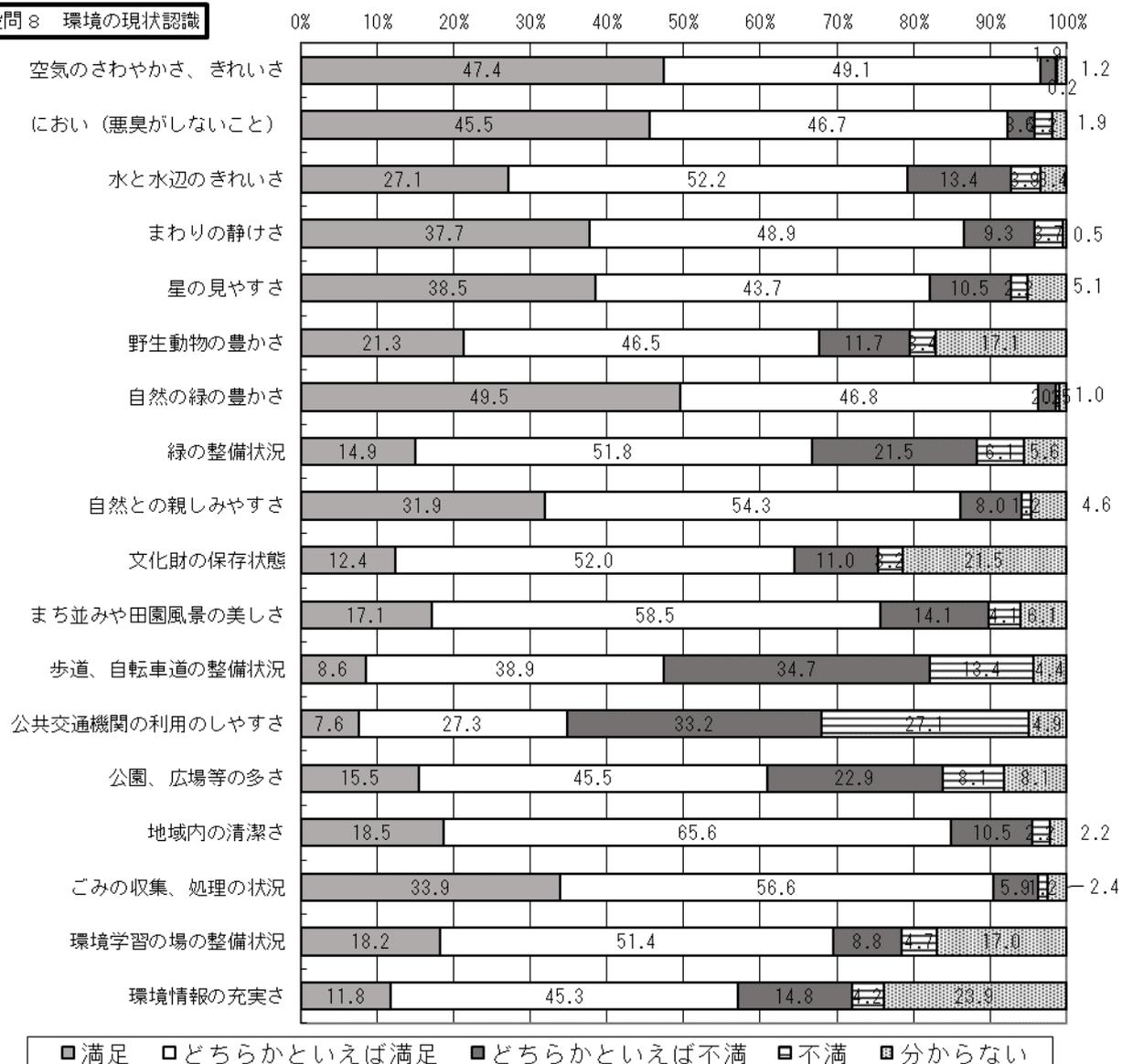
- ① 空気のさわやかさ、きれいさ (96.5%)
- ② におい(悪臭がしないこと) (92.2%)
- ③ ごみの収集・処理の状況 (90.5%)

マイナスイメージの強かった項目は、以下のとおりでした。

- ① 公共交通機関の利用のしやすさ (65.2%)
- ② 歩道、自転車道の整備状況 (52.5%)
- ③ 環境情報の充実さ (42.9%)

前回のアンケート結果と比較すると、ごみの収集・処理の状況にプラスイメージを持つ方が10%以上増加しています。ごみ処理の有料化を実施し、住民の意識が高まったことが要因と考えられます。また、公共交通機関の利用のしやすさにマイナスイメージを持つ方が10%以上増加しています。

設問 8 環境の現状認識



3) 保全活動の状況（設問9～12）

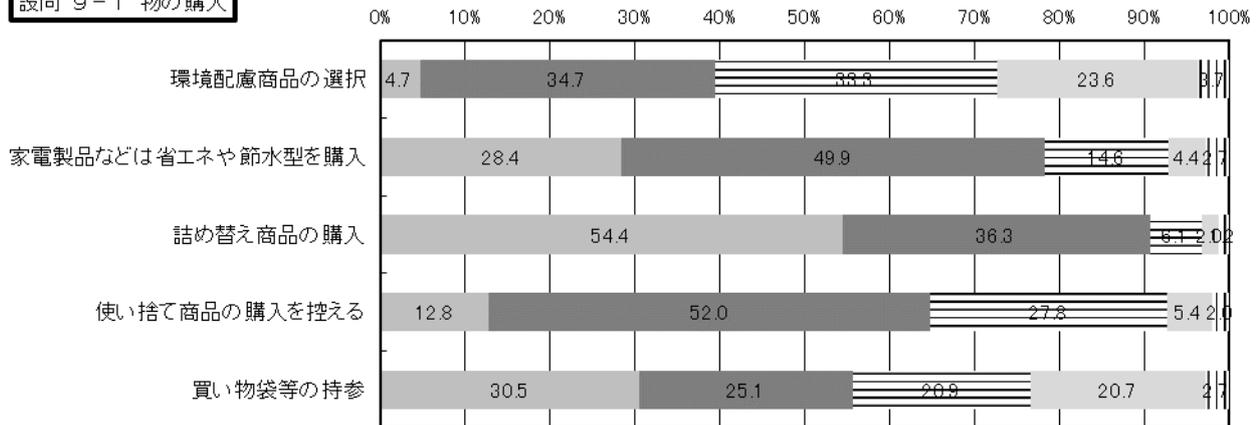
(I) 物の購入について（設問9-1）

よく行われていた行動は、以下のとおりでした。

- ① 詰め替え商品の購入 (90.7%)
- ② 家電製品などは省エネや節水型を購入 (78.3%)
- ③ 使い捨て商品の購入を控える (64.8%)

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

設問 9-1 物の購入



■いつもしている ■どちらかといえばしている ■どちらかといえばしていない ■まったくしていない ■該当しない

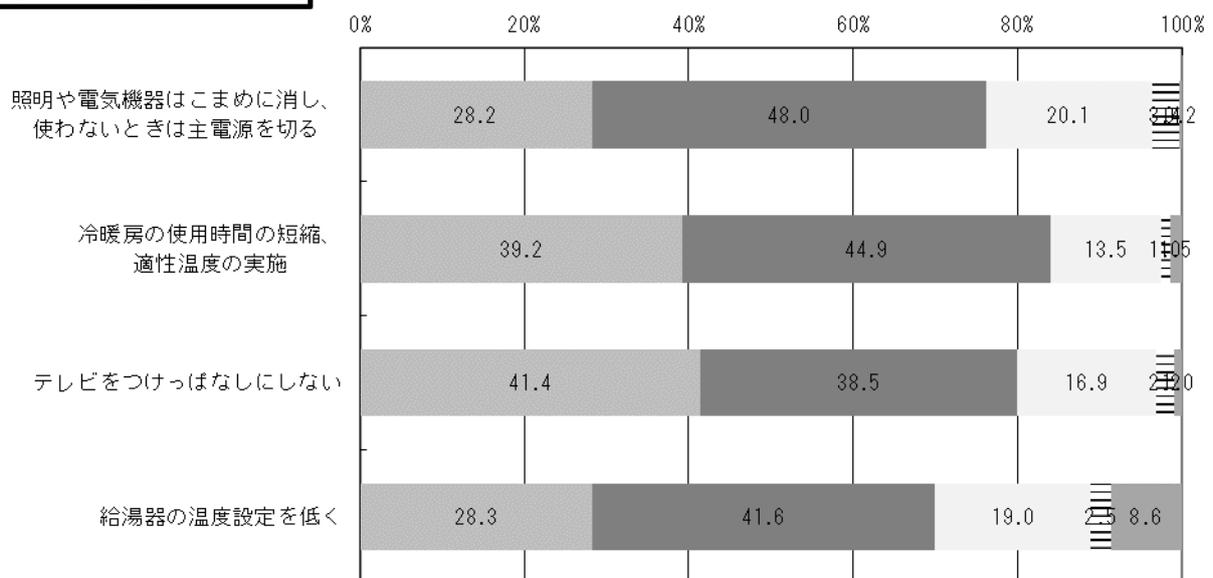
(II) 電気・燃料の節約について（設問9-2）

よく行われていた行動は、以下のとおりでした。

- ① 冷暖房の使用時間の短縮、適正温度の実施 (84.1%)
- ② テレビをつけっぱなしにしない (79.9%)
- ③ 照明や電気機器はこまめに消し、使わないときは主電源を切る (76.2%)

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

設問 9-2 電気・燃料の節約



■いつもしている ■どちらかといえばしている ■どちらかといえばしていない ■まったくしていない ■該当しない

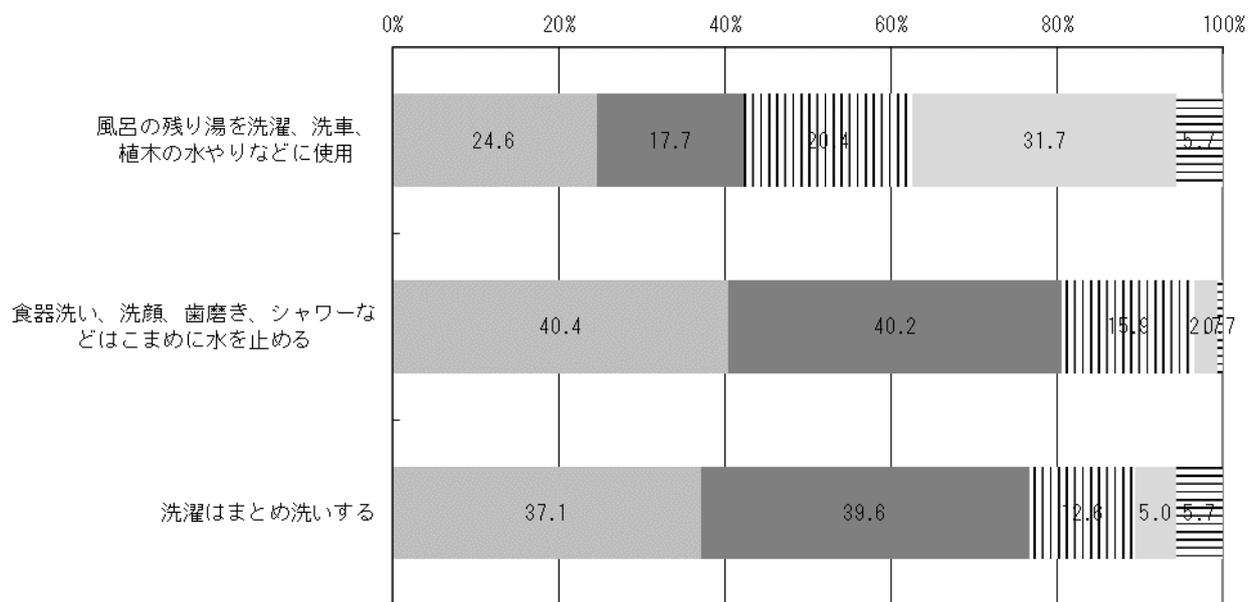
(Ⅲ) 節水について（設問9-3）

よく行われていた行動は、以下のとおりでした。

- ① 食器洗い、洗顔、歯磨き、シャワーなどはこまめに水を止める（80.6%）
- ② 洗濯はまとめ洗いをする（76.7%）
- ③ 風呂の残り湯を洗濯、洗車、植木の水やりなどに使用（42.3%）

前回のアンケート結果と比較すると、風呂の残り湯を洗濯、洗車、植木の水やりなどに使用する方が約20%と大幅に減少しています。その他項目についても減少しており、今後は節水意識を高めるための取り組みが求められます。

設問9-3 節水



■いつもしている ■どちらかといえばしている ■どちらかといえばしていない ■まったくしていない -該当しない

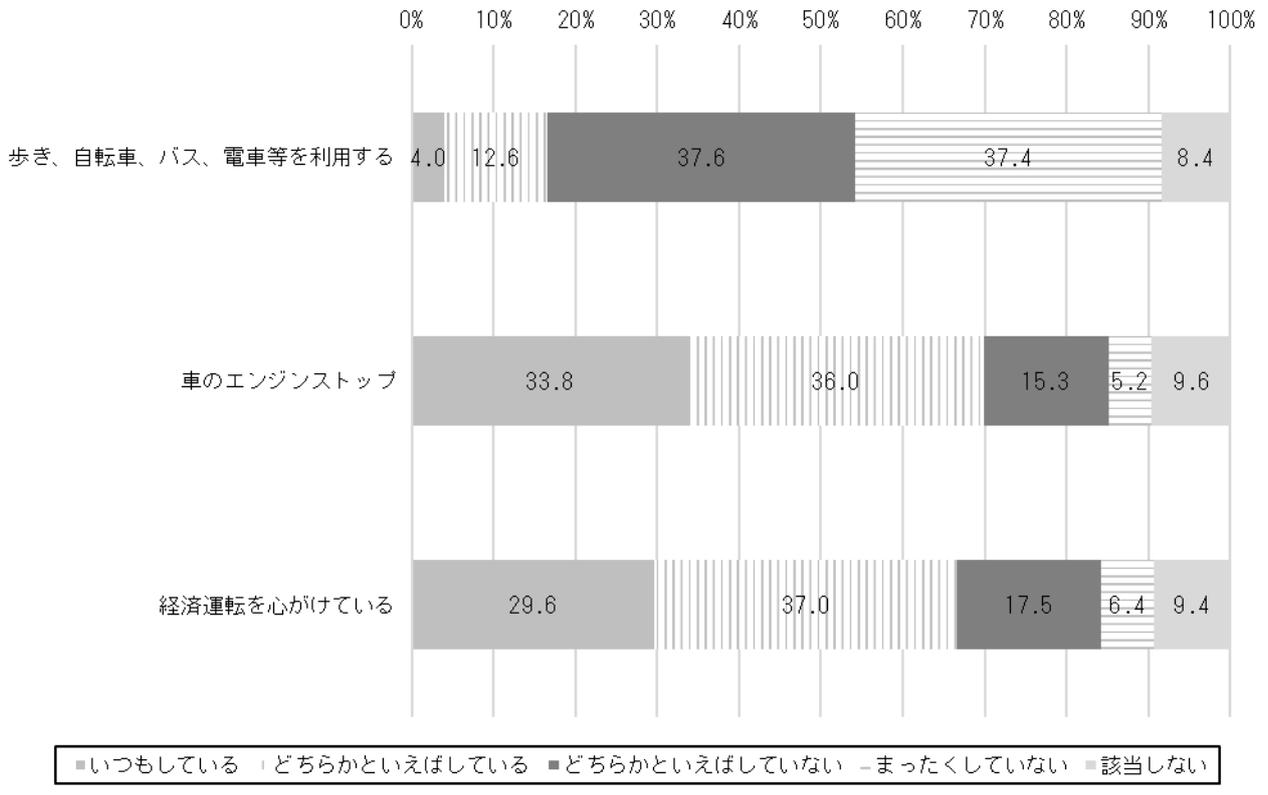
(Ⅳ) 自動車の使い方について（設問9-4）

よく行われていた行動は、以下のとおりでした。

- ① 車のエンジンストップ（69.8%）
- ② 経済運転を心がけている（66.8%）
- ③ 歩き、自転車、バス、電車等を利用する（16.6%）

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

設問9-4 自動車の使い方



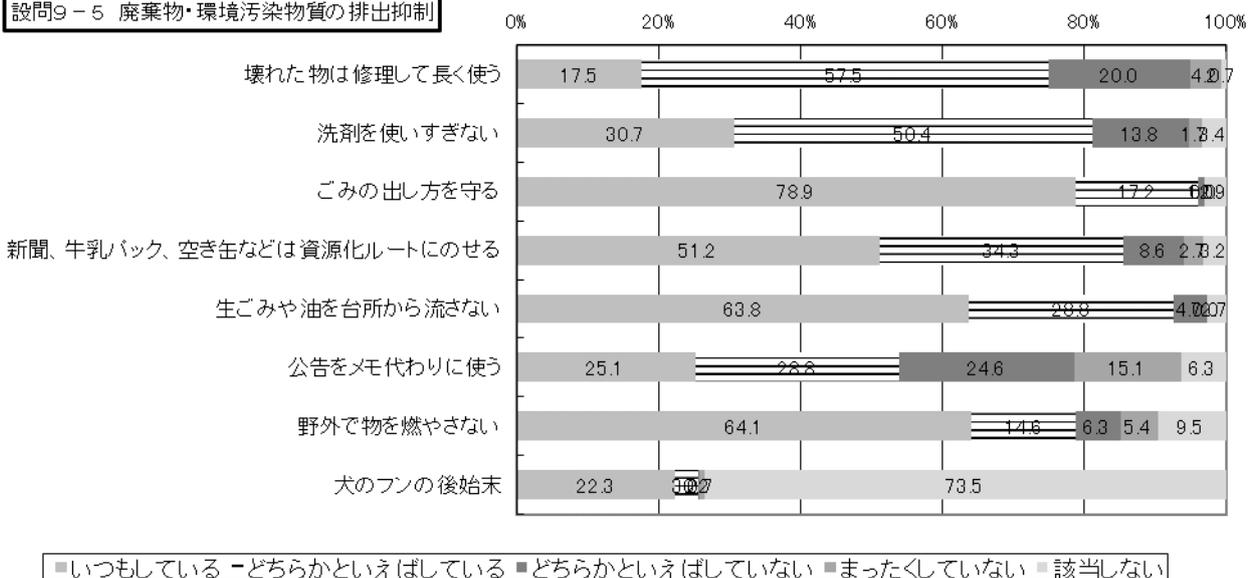
(V) 廃棄物・環境汚染物質の排出抑制について（設問9-5）

よく行われていた行動は、以下のとおりでした。

- ① ごみの出し方を守る (96.1%)
- ② 生ごみや油を台所から流さない (92.6%)
- ③ 新聞、牛乳、空き缶などは資源化ルートにのせる (85.5%)

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

設問9-5 廃棄物・環境汚染物質の排出抑制



6) 住居や自動車への環境配慮（設問 10）

よく行われていた行動は、以下のとおりでした。

- ① 深夜電力機器の導入（36.9%）
- ② 低公害車の導入（27.3%）
- ③ 太陽熱温水器の導入（10.8%）

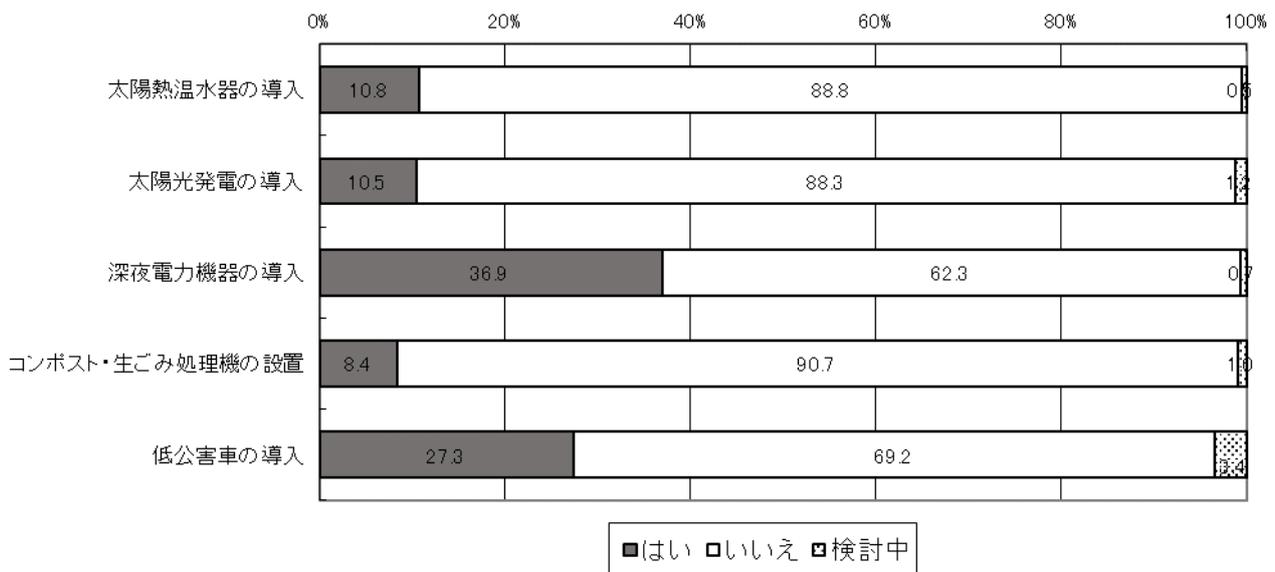
前回のアンケート結果と比較すると、深夜電力機器、低公害車の導入が大幅に増加しており、環境に配慮した暮らしが浸透してきたことがわかります。

検討中との回答は、以下のとおりでした。

- ① 低公害車の導入（3.4%）
- ② 太陽光発電機の導入（1.2%）
- ③ コンポスト・生ごみ処理機の導入（1.0%）

前回のアンケートと比較すると、太陽熱温水器を導入した方や、導入を検討している方が減少したことがわかります。環境に配慮した製品が増加し、選択肢が多様化したことが要因と考えられます。

設問10 住居や自動車への環境配慮



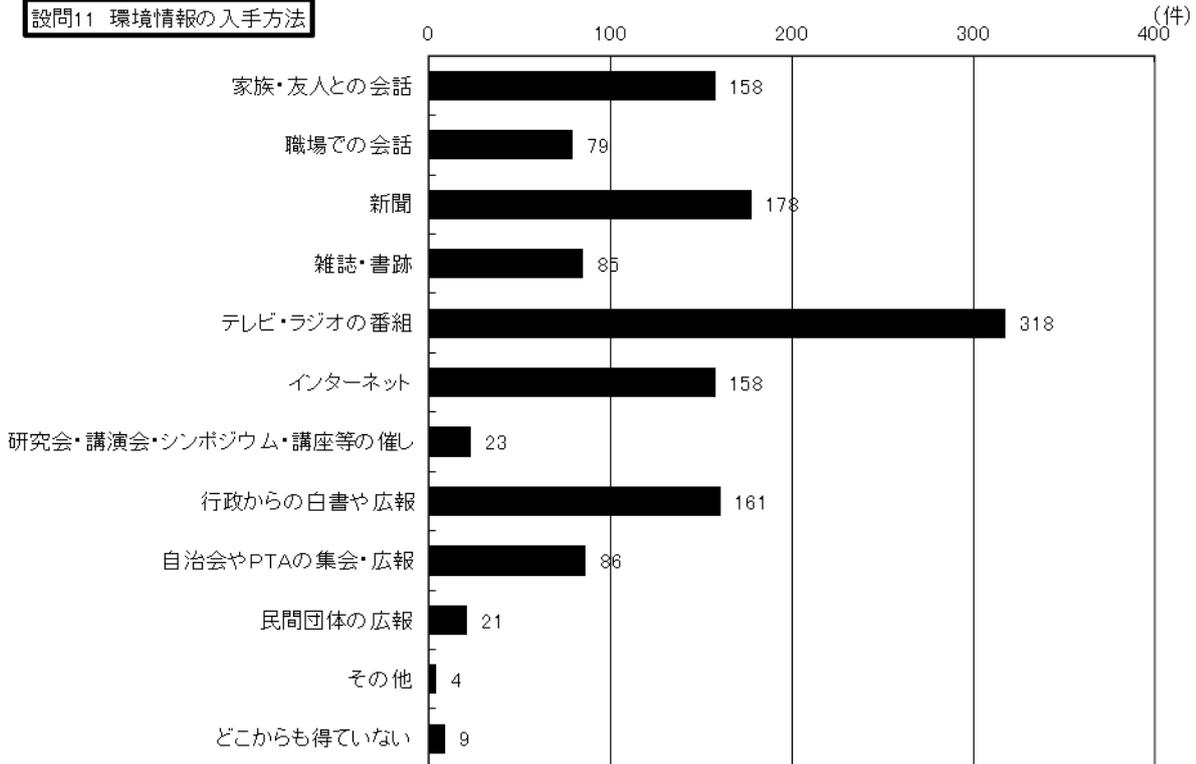
7) 環境情報の入手方法（設問 11）

環境情報の入手方法として回答が多かったのは、以下のとおり、テレビや新聞などの報道から得る情報が多い結果となりました。

- ① テレビ・ラジオの番組（318 件：24.8%）
- ② 新聞（178 件：13.9%）
- ③ 行政からの白書や広報（161 件：12.6%）
- ④ インターネット（158 件：12.3%）
- ④ 家族・友人との会話（158 件：12.3%）

前回のアンケート結果と比較すると、インターネットで環境情報を入手する方が大幅に増加しています。インターネットの普及が要因と考えられるため、今後は、インターネットを上手に活用し、環境情報を発信していく必要があります。

設問11 環境情報の入手方法



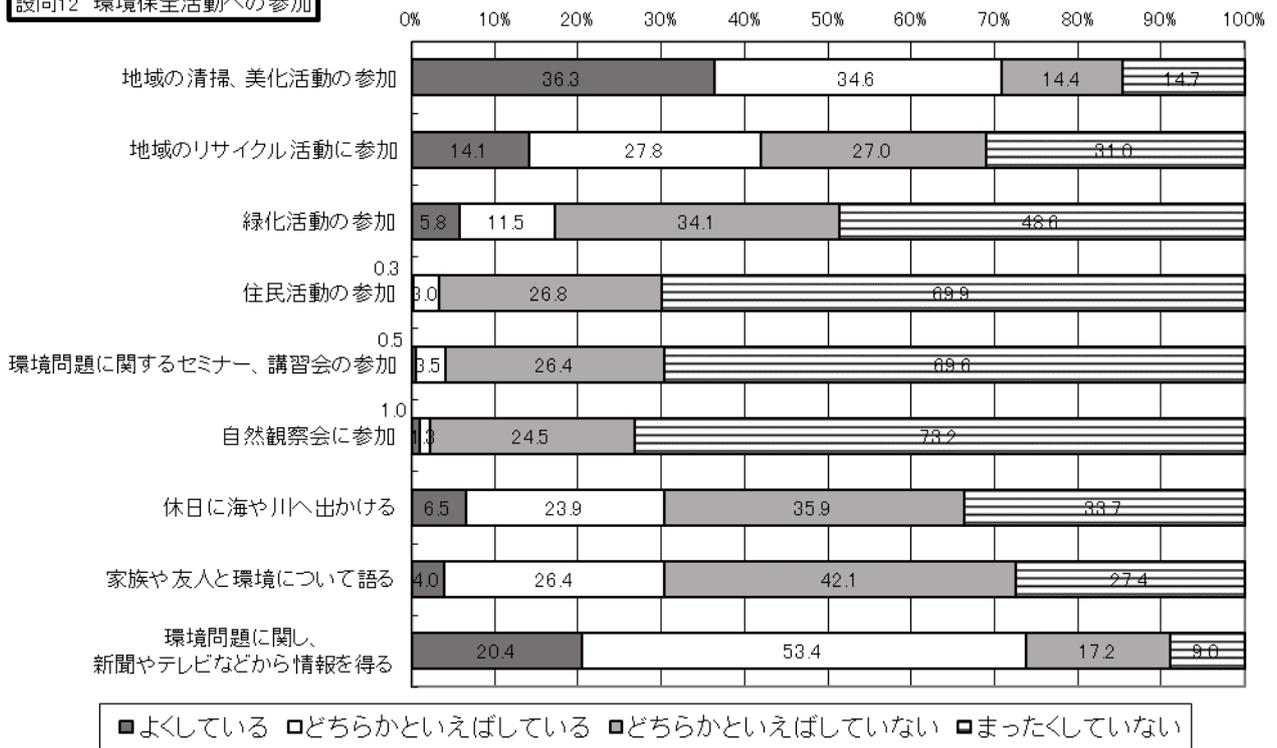
8) 環境保全活動への参加 (設問 12)

環境保全活動への参加について、回答が多かったのは、以下のとおり、比較的身近な取り組みについて多い結果となりました。

- ① 環境問題に関し、新聞やテレビなどから情報を得る (73.8%)
- ② 地域の清掃、美化活動の参加 (70.9%)
- ③ 地域のリサイクル活動に参加 (41.9%)

前回のアンケート結果と比較すると、環境問題に関し、新聞やテレビなどから情報を得る方が 10%程度減少しています。しかし、割合が最も高いことに変化はありません。マスコミが環境問題について積極的に発信することで、環境問題への意識が高まると考えられます。今後は、行政がマスコミと連携し、環境に関する啓発を行っていくことも効果的であると考えられます。

設問12 環境保全活動への参加

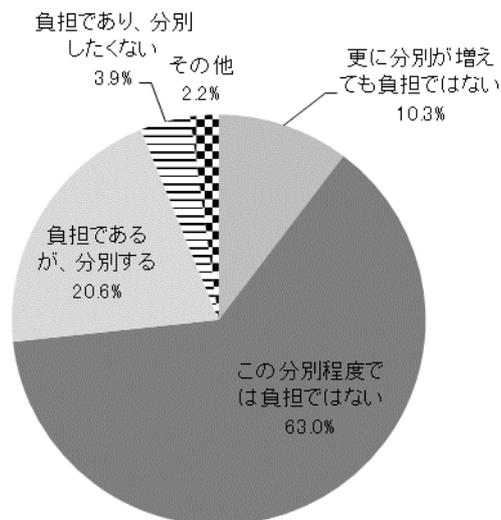


9) ごみ処理について (設問 13~15)

(I) ごみの分別について (設問 13)

現在のごみ分別区分について、聞いたところ、更に分別が増えても負担ではないとの回答は 10.3% でした。前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

設問13 ごみの分別

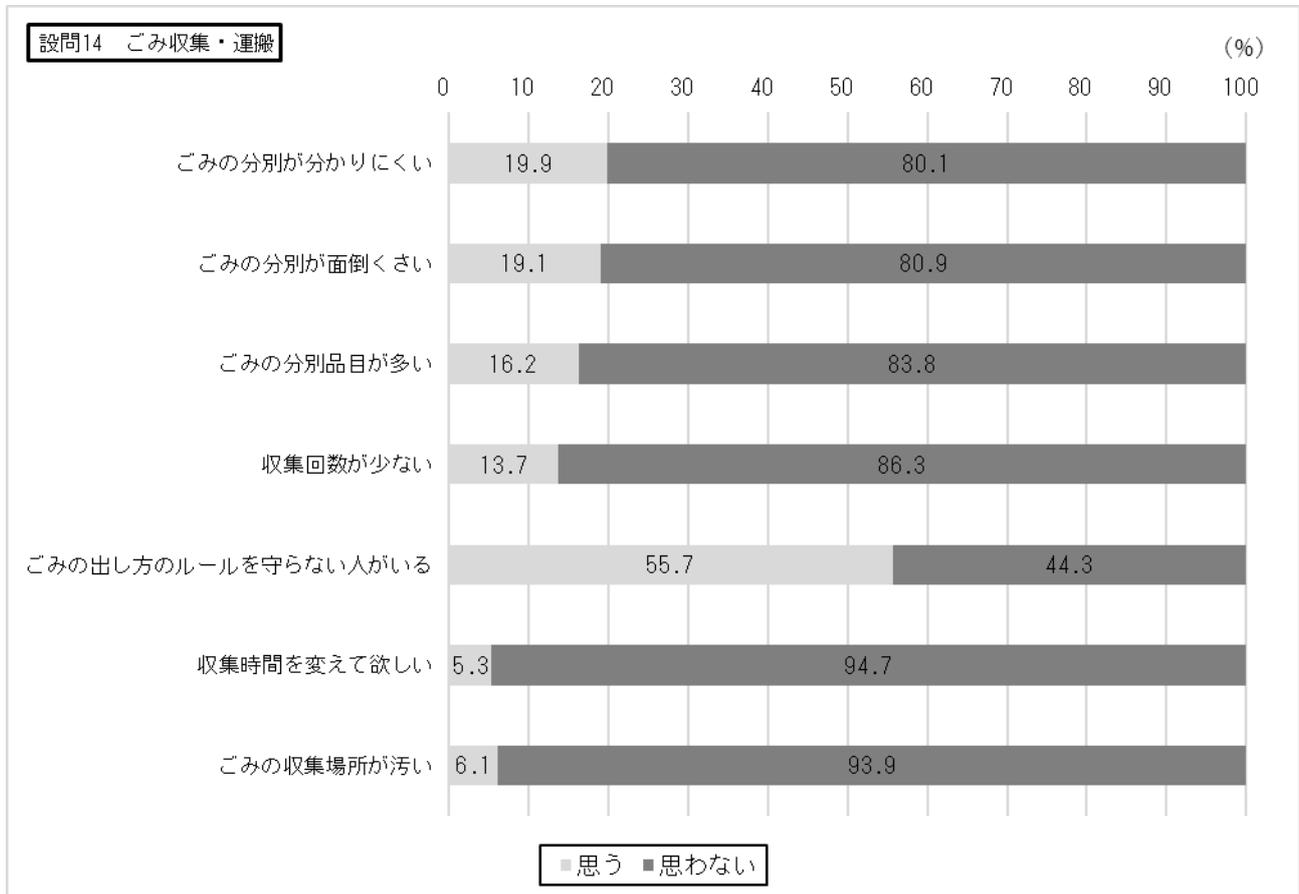


(Ⅱ) ごみの収集・運搬について（設問 14）

ごみの収集・運搬に対する希望や不満等について、回答が多かった項目は以下のとおりでした。

- ① ごみの出し方のルールを守らない人がいる（55.7%）
- ② ごみの分別が分かりにくい（19.9%）
- ③ ごみの分別が面倒くさい（19.1%）

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

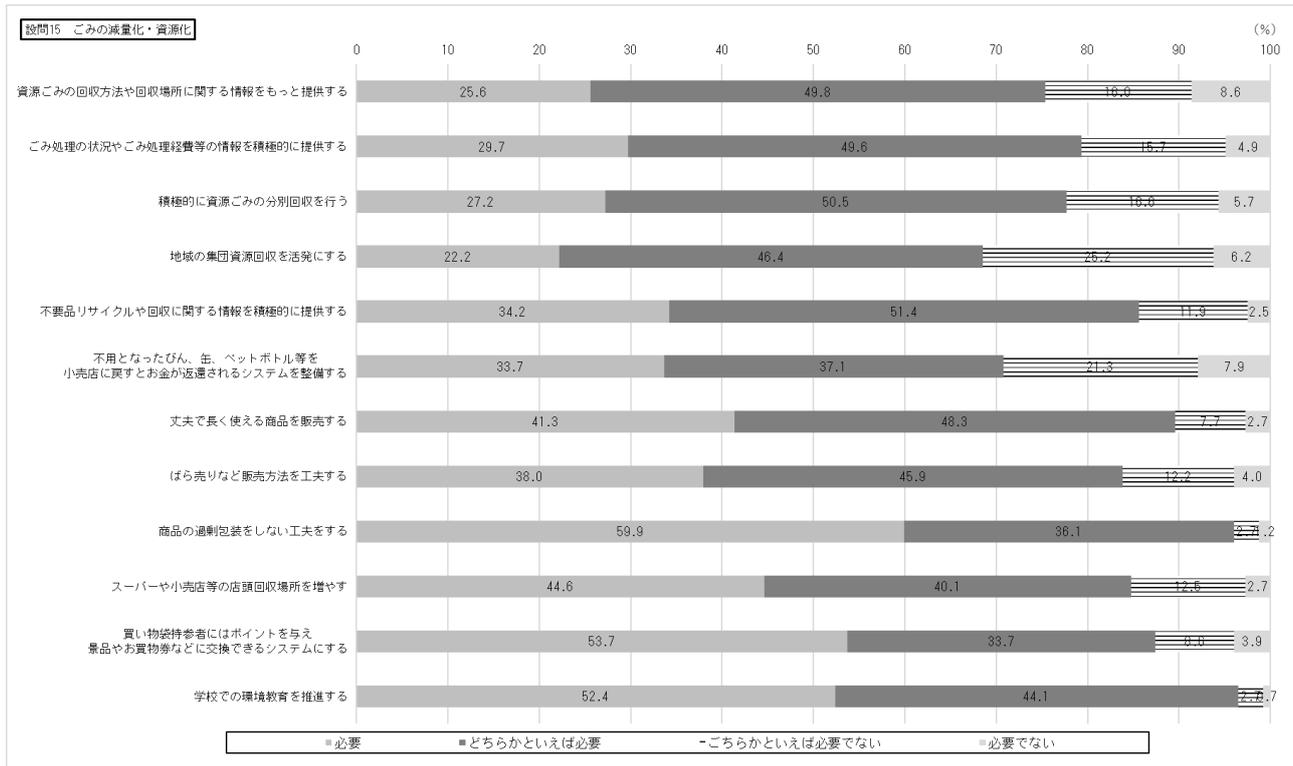


(Ⅲ) ごみの減量化や資源化について（設問 15）

ごみの減量化や資源化について、必要（どちらかといえば必要を含む。）との回答が多かったのは、以下のとおりでした。

- ① 学校での環境教育を推進する（96.5%）
- ② 商品の過剰包装をしない工夫をする（96.0%）
- ③ 丈夫で長く使える商品を販売する（89.6%）

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。



10) 環境問題 (設問 16~18)

(I) 砥部町にとって大切な環境 (設問 16)

大切との意見が多かった項目は、以下のとおりでした。

- ① 砥部衝上断層 (46 件 : 15.5%)
- ② 赤坂泉 (39 件 : 13.2%)
- ③ 砥部川 (20 件 : 6.8%)

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

(II) 関心のある環境問題 (設問 17)

関心の高かった環境問題は、以下のとおりでした。

- ① 地球温暖化 (209 件 : 17.2%)
- ② ごみのポイ捨て、不法投棄 (202 件 : 16.6%)
- ③ オゾン層破壊 (129 件 : 10.6%)

前回のアンケート結果と比較すると、地球温暖化に関する関心が大幅に高まっていることがわかります。

(III) 砥部町の環境を良くするための取り組み (設問 18)

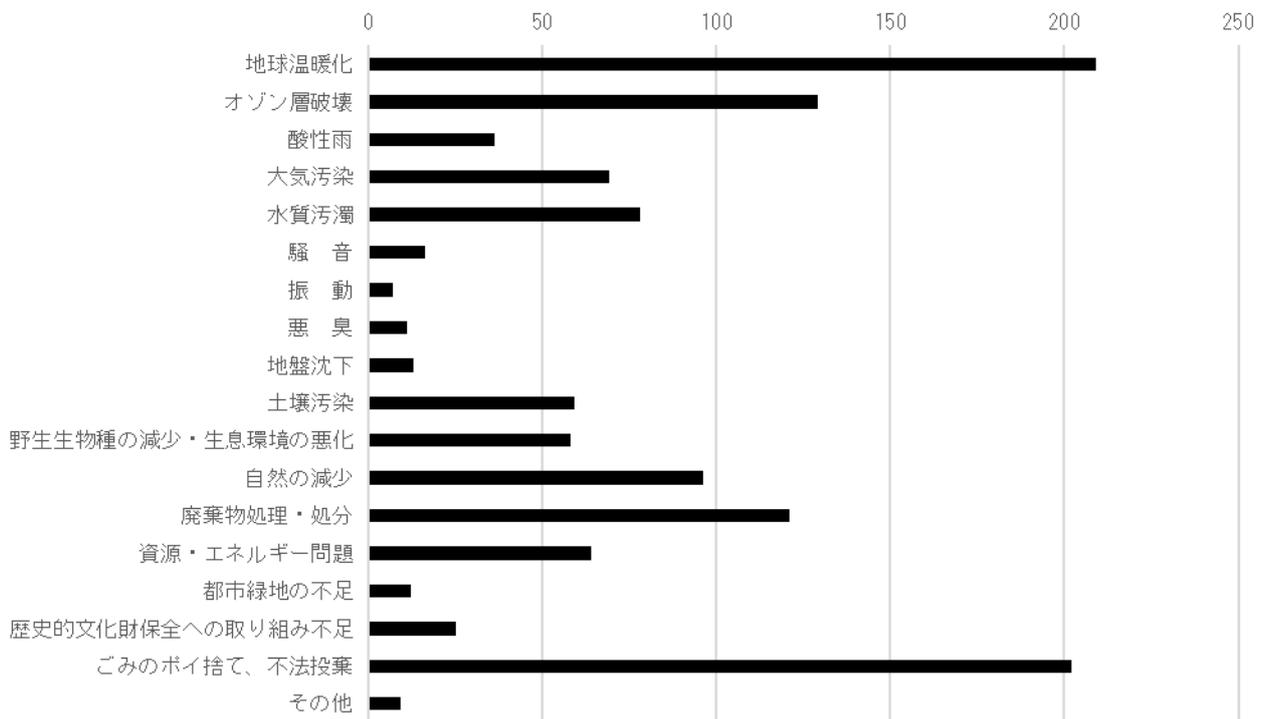
町に望む施策は、以下のとおりでした。

- ① ごみのポイ捨て・不法投棄の防止 (133 件 : 11.5%)
- ② 温暖化への取り組み (98 件 : 8.4%)
- ③ 健全な水環境の確保 (94 件 : 8.1%)

前回のアンケートと比較すると、生活活動に伴う水質汚濁への対策が大幅に減少していることがわかります。合併浄化槽への転換促進など、水質汚濁対策に効果があったものと考えられます。

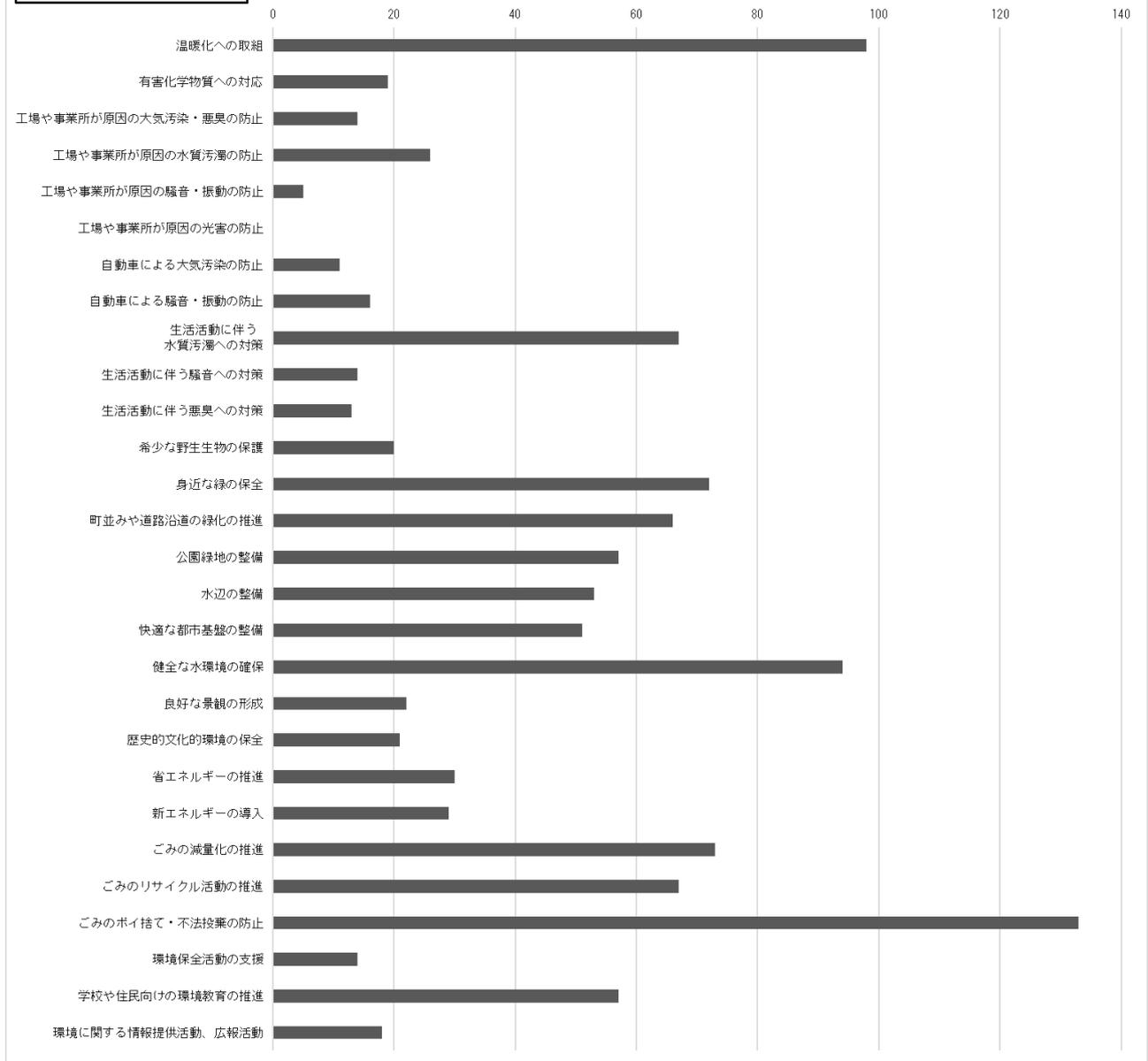
設問17 関心のある環境問題

(件)



設問18 環境を良くするための取り組み

(件)



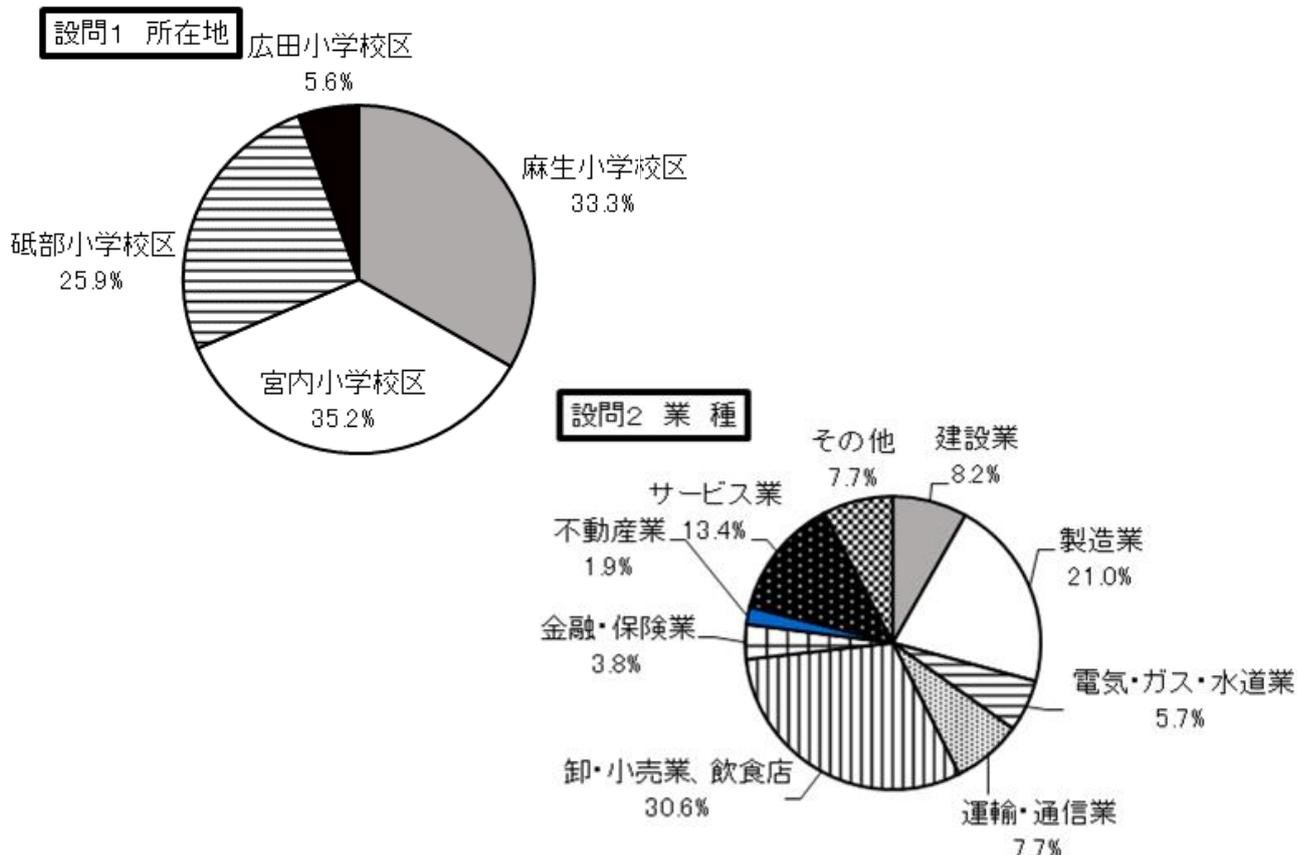
(2) 事業者意識調査結果

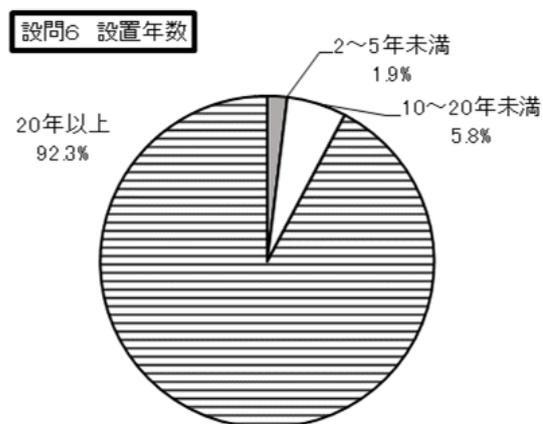
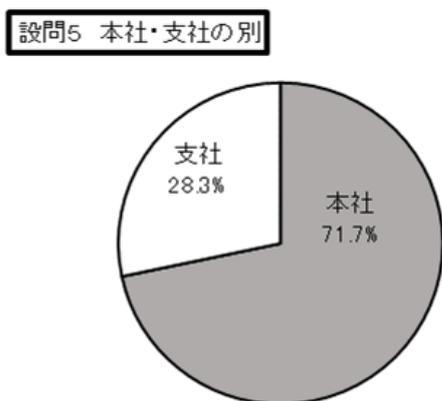
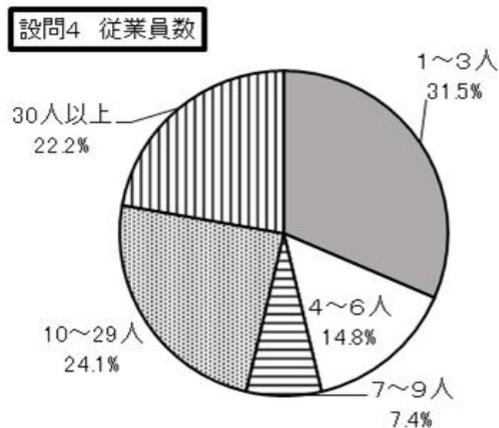
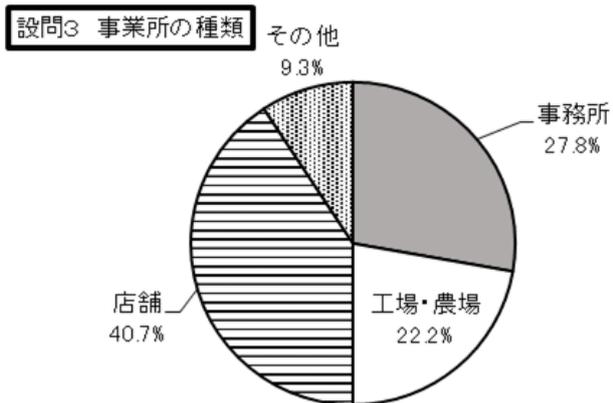
- 調査地域：砥部町全域 ■ 抽出方法：無作為抽出 ■ 調査方法：郵送による。
 - 調査対象：町内の事業所 100 力所 ■ 回収結果：54 通（回収率：54.0%）
- 各設問の概要は以下に示すとおりです。

No.	設問概要	
1	回答者の属性	所在地
2		業種
3		事業所の種類
4		従業員数
5		本社・支社の別
6		設置年数
7	環境汚染対策	
8	廃棄物の減量・リサイクルに対する取り組み	
9	製品を購入する際の取り組み	
10	省エネルギーに対する取り組み	
11	環境全般への配慮	
12	新エネルギー・省エネルギーの導入	
13	環境保全への自主的な取り組み	
14	砥部町に望む環境保全に関する施策	

※：各設問について、無効回答、該当しない等の回答は除いて掲示しているため、設問によっては、集計数が少なくなっています。

1) 回答者の属性（設問1～6）





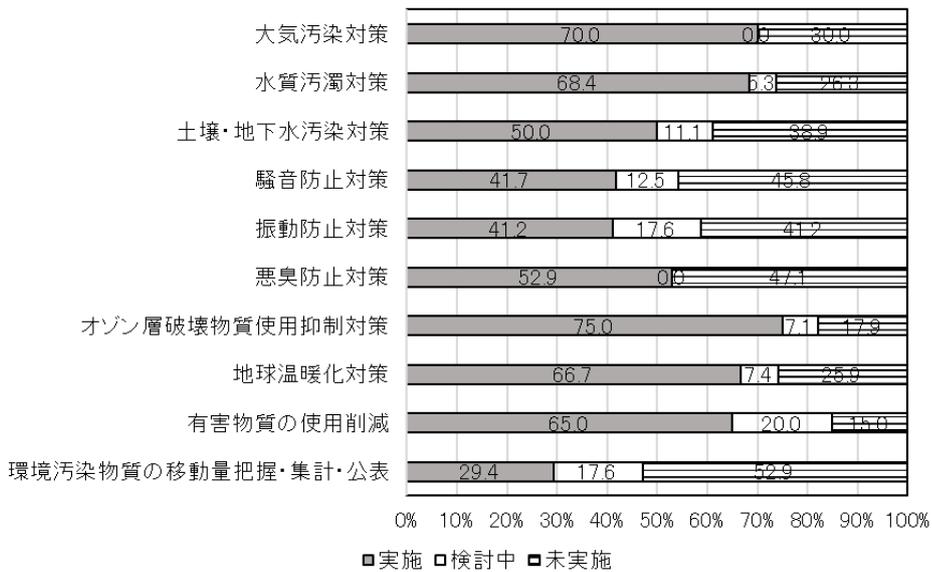
2) 環境汚染対策（設問7）

実施率の高かった項目は、以下のとおりでした。

- ① オゾン層破壊物質使用抑制対策 (75.0%)
- ② 大気汚染対策 (70.0%)
- ③ 水質汚濁対策 (68.4%)

前回のアンケート結果と比較すると、大気汚染対策を実施する企業が約30%と大幅に増加しています。

設問7 環境汚染対策の実施状況



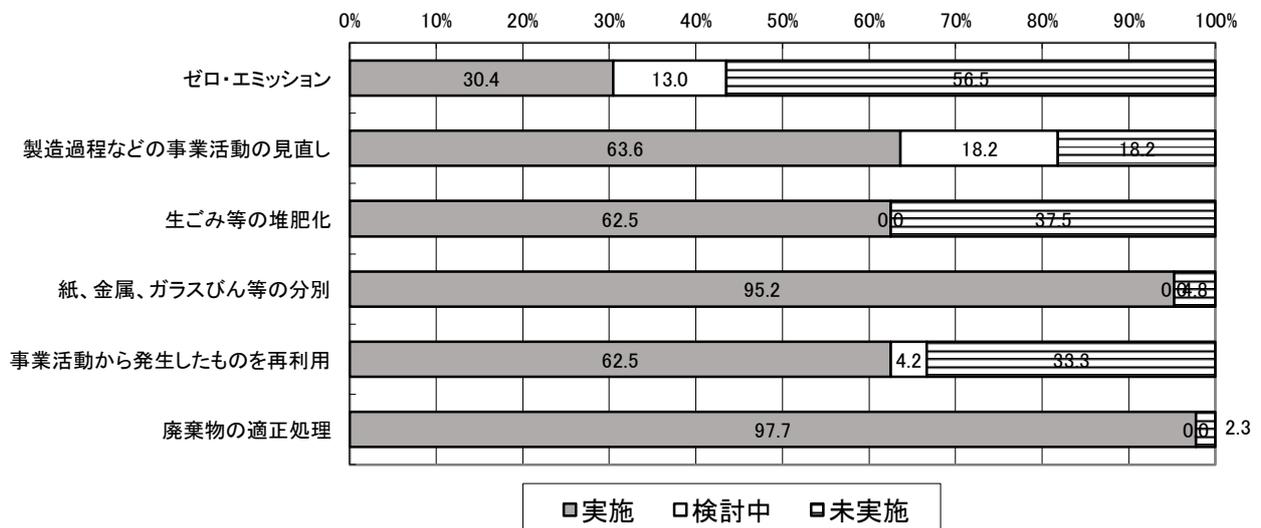
3) 廃棄物の減量・リサイクルに対する取り組み（設問8）

実施率の高かった項目は、以下のとおりでした。

- ① 廃棄物の適正処理 (97.7%)
- ② 紙、金属、ガラスびん等の分別 (95.2%)
- ③ 製造過程などの事業活動の見直し (63.6%)

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

設問8 廃棄物の減量・リサイクルの取り組み



ゼロ・エミッション：製造工程等から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなどして、全体での「廃棄物ゼロ」を目指す生産システムのこと。

4) 製品を購入する際の取り組み（設問9）

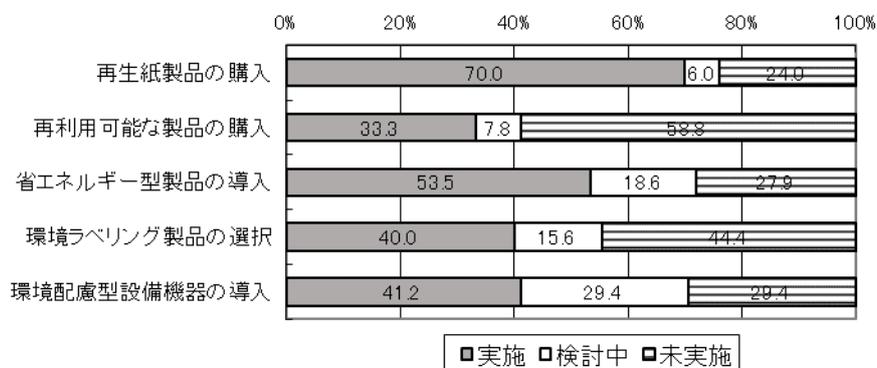
実施率の高かった項目は、以下のとおりでした。

- ① 再生紙製品の購入 (70.0%)

- ② 省エネルギー型製品の導入 (53.5%)
- ③ 環境ラベリング製品の選択他 (40.0%)

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

設問9 製品を購入する際の取り組み



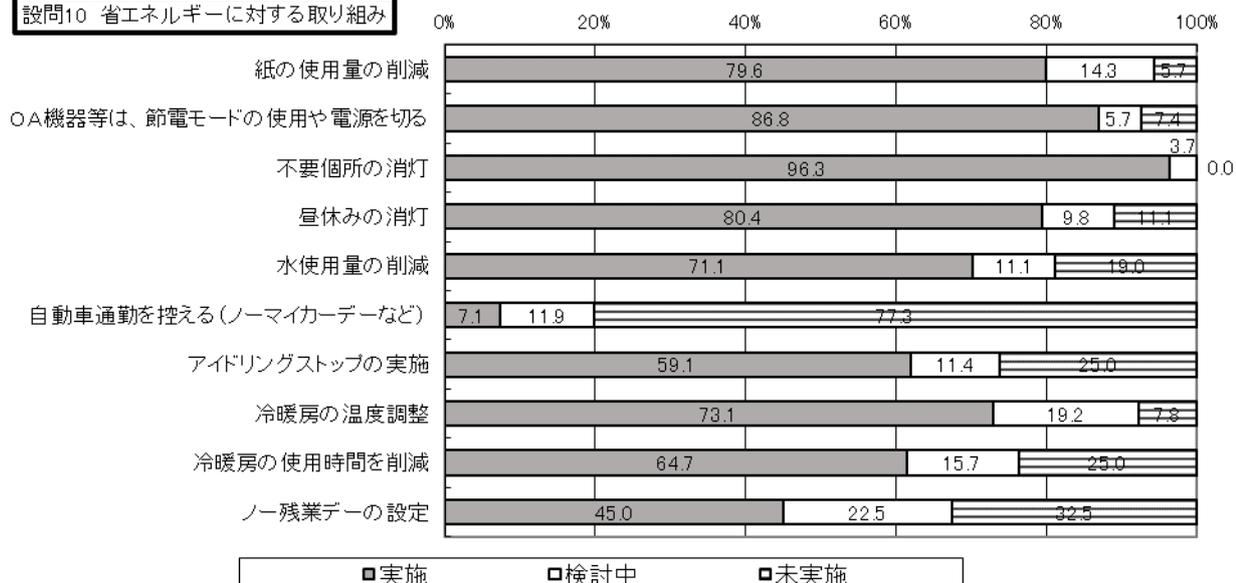
5) 省エネルギーに対する取り組み (設問 10)

実施率の高かった項目は、以下のとおりでした。

- ① 不要個所の消灯 (96.3%)
- ② OA 機器等は節電モードの使用や電源を切る (86.8%)
- ③ 昼休みの消灯 (80.4%)

前回のアンケート結果と比較すると、全ての項目で実施率が向上していることがわかります。省エネルギーに対する意識が全体的に高まっており、今後も継続して啓発していくことが求められます。

設問10 省エネルギーに対する取り組み



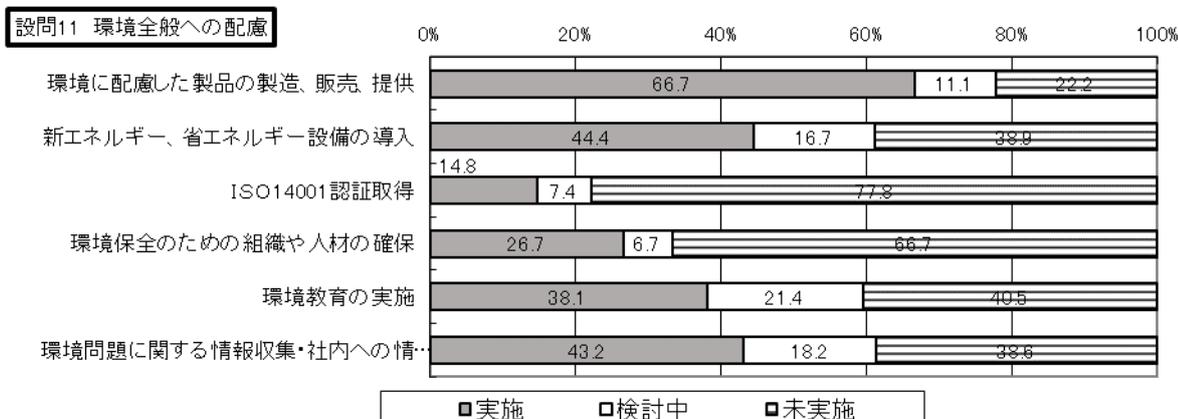
6) 環境全般への取り組み (設問 11)

実施率の高かった項目は、以下のとおりでした。

- ① 環境に配慮した製品の製造、販売、提供 (66.7%)

- ② 新エネルギー、省エネルギー設備の導入 (44.4%)
- ③ 環境問題に関する情報収集・社内への情報提供 (43.2%)

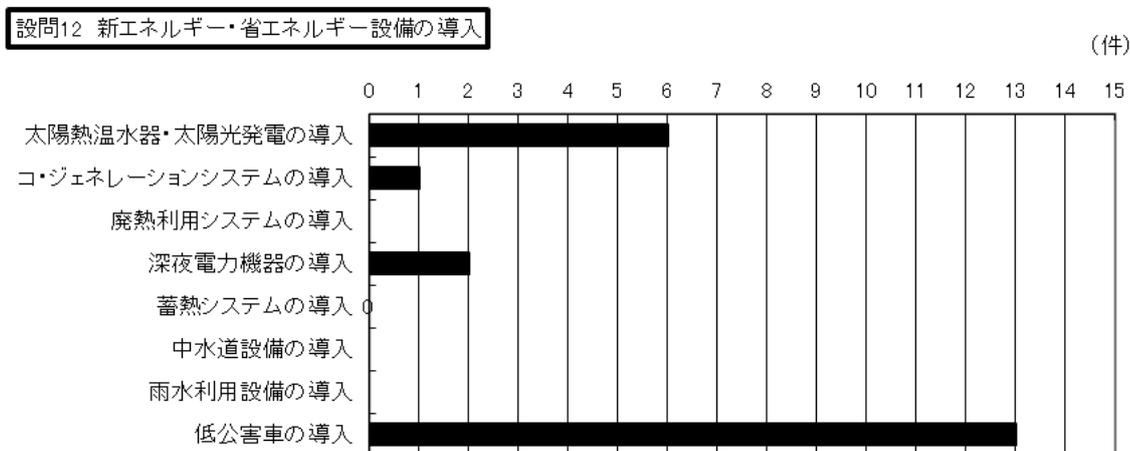
前回のアンケート結果と比較すると、設問 10 と同様に、全ての項目で実施率が向上していることがわかります。省エネルギーに限らず、環境全般に関する企業の意識の高まりが感じられます。



7) 新エネルギー・省エネルギーの導入 (設問 12)

新エネルギー・省エネルギーの導入状況としては、「太陽熱温水器・太陽光発電の導入」が 6 件、「低公害車の導入」が 13 件ありました。

前回のアンケート結果と比較すると、どちらも大幅に導入件数が増加しており、この設問からも意識の高まりを感じられます。



コ・ジェネレーションシステム：電熱供給システム。ガスタービンなどで発電し、その排熱を、地域冷暖房、給湯などの熱源として利用するシステムで総合エネルギー効率が高い。

中水道設備：上水と下水の中間に位置付けられる水の用途で、水をリサイクルして限定した用途に利用する為の設備。

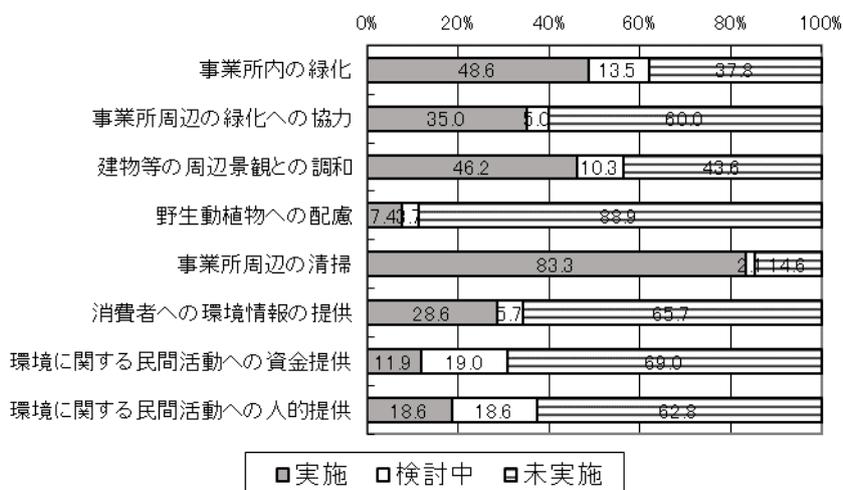
8) 環境保全への自主的な取り組み (設問 13)

実施率の高かった項目は、以下のとおりでした。

- ① 事業所周辺の清掃 (80.6%)
- ② 事業所内の緑化 (46.2%)
- ③ 建物等の周辺景観との調和 (40.7%)

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

設問13 環境保全への自主的な取り組み



9) 砥部町に望む環境保全に関する施策（設問 14）

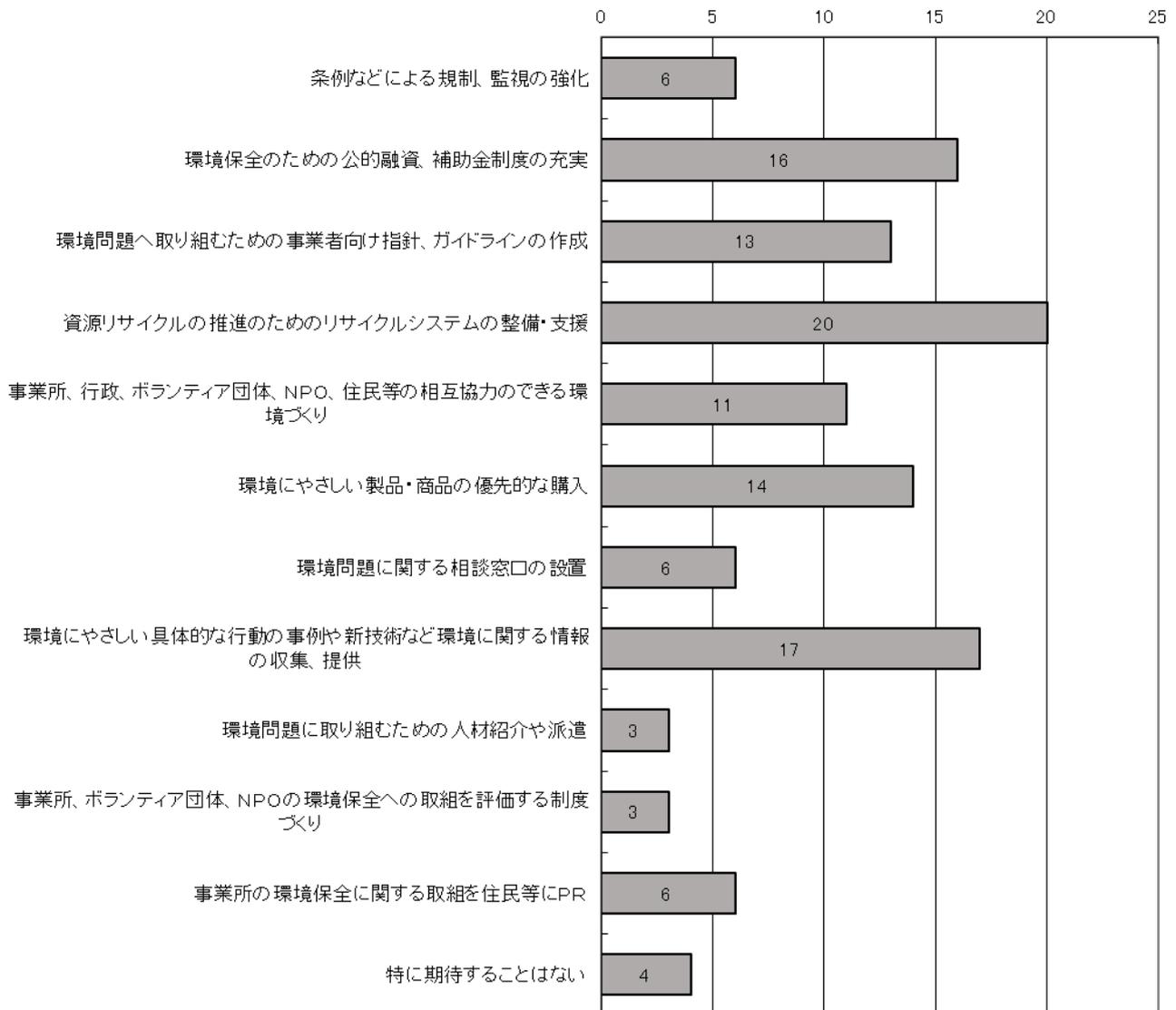
砥部町に望む環境保全に関する施策は、以下のとおりでした。

- ① 資源リサイクルの推進のためのリサイクルシステムの整備・支援（20件）
- ② 環境にやさしい具体的な行動の事例や新技術など環境に関する情報の収集、提供（17件）
- ③ 環境保全のための公的融資、補助金制度の充実（16件）

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

設問14 砥部町に望む環境保全に関する施策

(件)



(3) 中学生意識調査結果

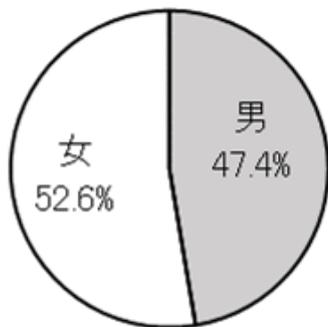
- 調査地域：砥部町全域 ■ 抽出方法：砥部中学校2年生
 - 調査方法：直接配布・回収による。 ■ 調査対象：181人
 - 回収結果：171通（回収率：94.5%）
- 各設問の概要は以下に示すとおりです。

No.	設問概要	
1	回答者の属性	性別
2		住居地区
3	環境の現状認識	
4	身近な環境利用	
5	身近な環境での取り組み	
6	環境保全活動への参加	
7	関心のある環境問題	
8	環境学習	
9	砥部町の環境をより良くするための施策について	

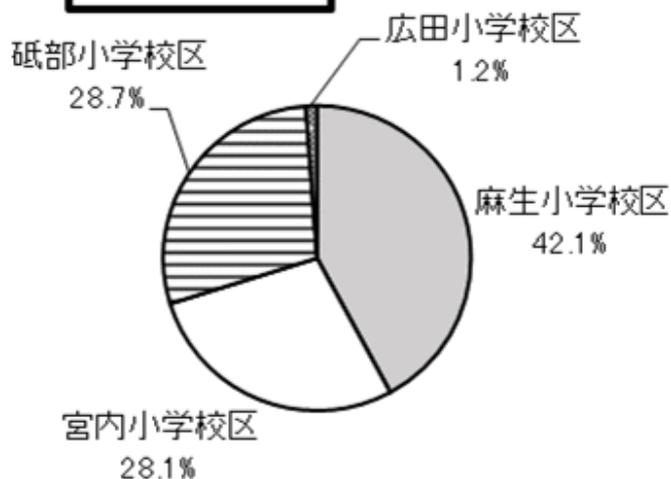
※：各設問について、無効回答、該当しない等の回答は除いて掲示しているため、設問によっては、集計数が少なくなっています。

1) 回答者の属性（設問1～2）

設問1 性別



設問2 居住地区

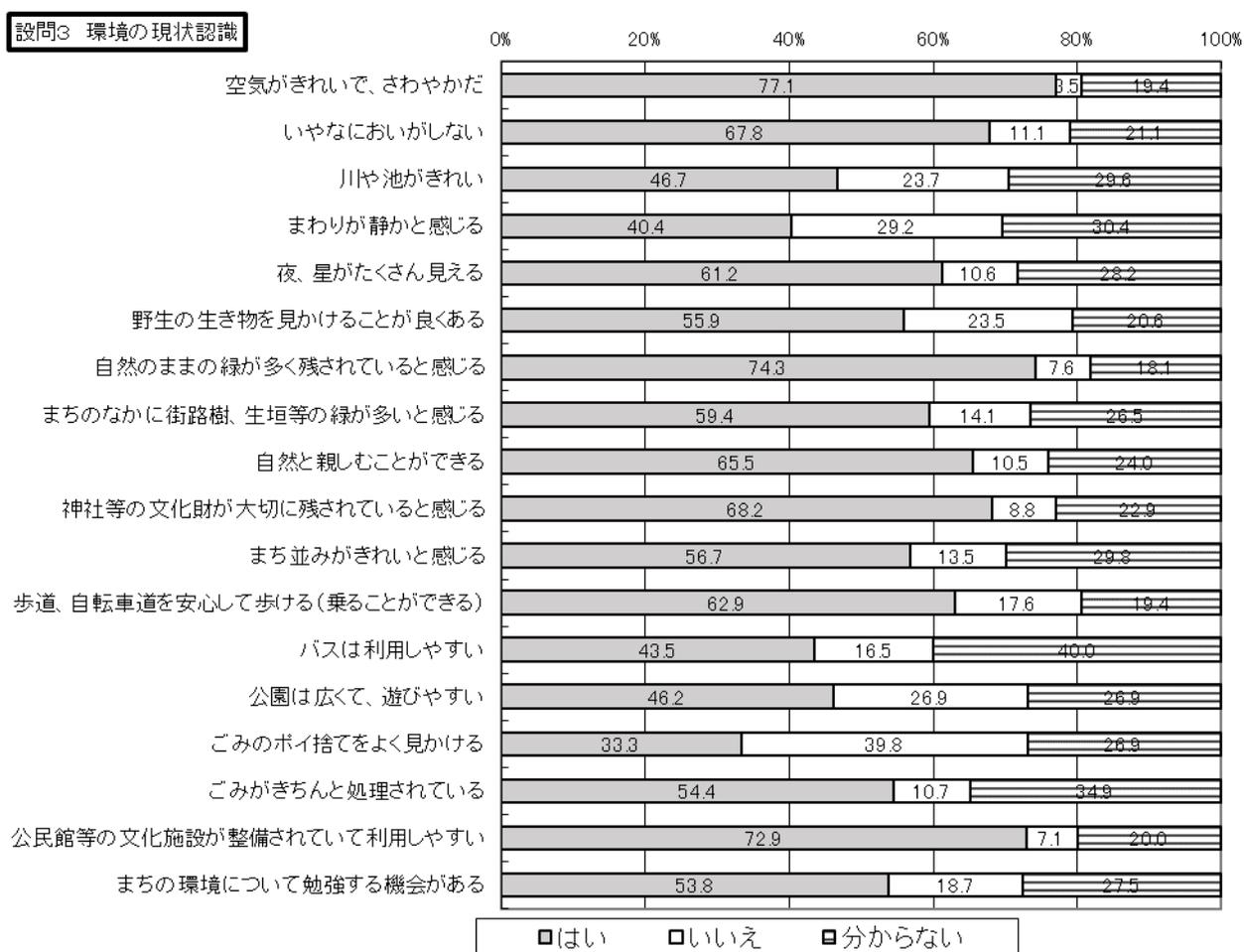


2) 環境の現状認識（設問3）

満足を感じている項目は、以下のとおりでした。

- ① 空気がきれいで、さわやかだ (77.1%)
- ② 自然のままの緑が多く残されていると感じる (74.3%)
- ③ 公民館等の文化施設が整備されていて利用しやすい (72.9%)

前回のアンケート結果と比較すると、空気がきれいでさわやかだと感じる方と、自然のままの緑が多く残されていると感じる方が 10%以上増加していることがわかります。環境に配慮した取組の効果が現れたものと考えられます。

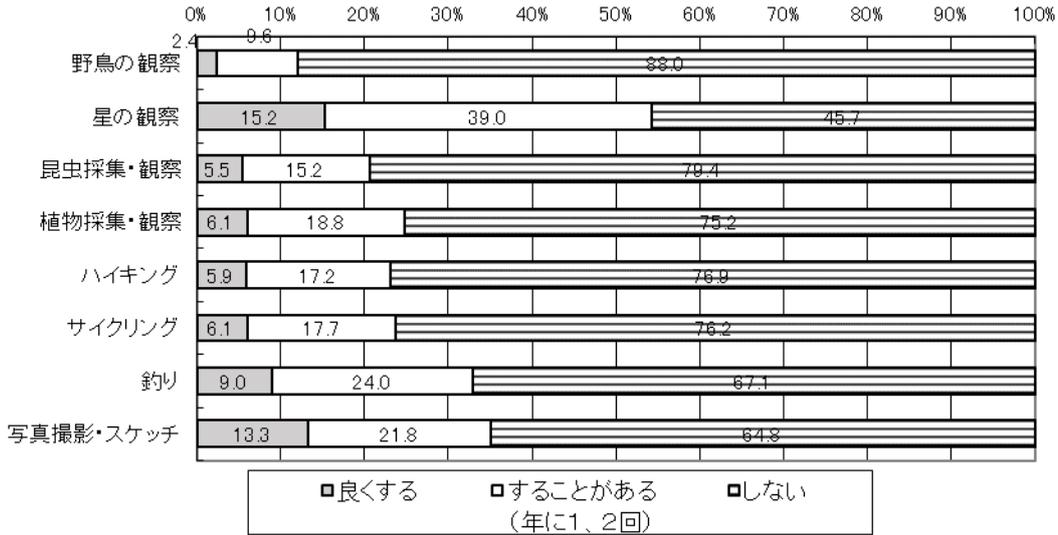


3) 身近な環境利用（設問4）

外で遊ぶとき、何をして遊ぶか、聞いたところ、よく行われていた遊びは、以下のとおりでした。

- ① 星の観察 (15.2%)
- ② 写真撮影・スケッチ (13.3%)
- ③ 釣り (9.0%)

設問4 身近な環境利用



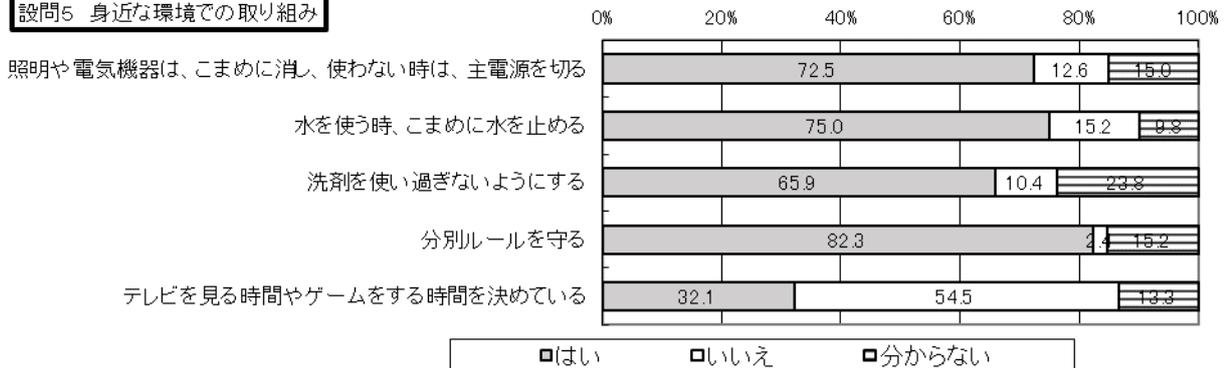
4) 身近な環境での取り組み（設問5）

よく行われていた取り組みは、以下のとおりでした。

- ① 分別ルールを守る (82.3%)
- ② 水を使う時、こまめに水を止める (75.0%)
- ③ 照明や電気機器は、こまめに消し、使わない時は、主電源を切る (72.5%)

前回のアンケート結果と比較すると、すべての項目で実施率が向上しています。若い世代でも、環境に関する意識が高まっていることがわかります。

設問5 身近な環境での取り組み



5) 環境保全活動への参加（設問6）

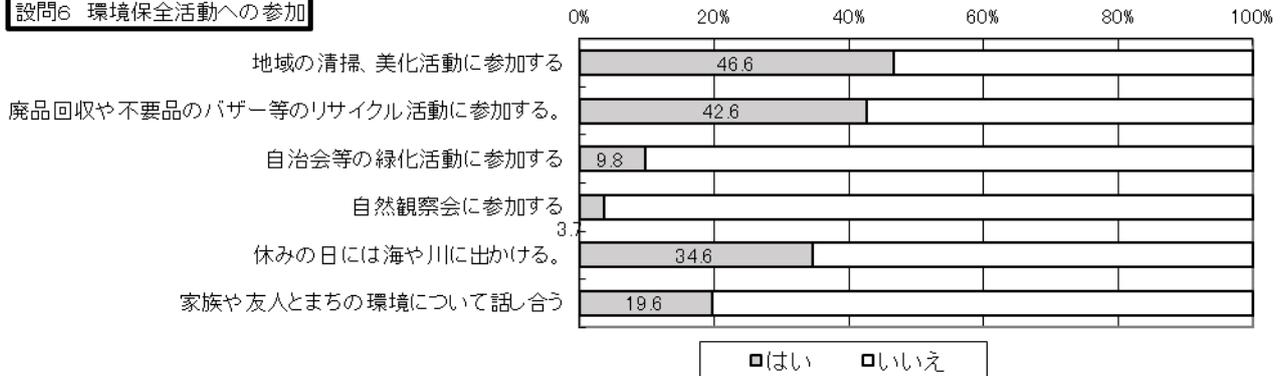
参加率が高かった環境保全活動は、以下のとおりでした。

- ① 地域の清掃、美化活動に参加する (46.6%)
- ② 廃品回収や不要品のバザー等のリサイクル活動に参加する (42.6%)

③ 休みの日は海や川に出かける (34.6%)

前回のアンケート結果と比較すると、地域の清掃、美化活動に参加する方が10%以上と大幅に減少していることがわかります。その一方で、その他項目については全て増加しています。今後は、地域における環境の取り組みについて、意識を高める啓発が求められます。

設問6 環境保全活動への参加



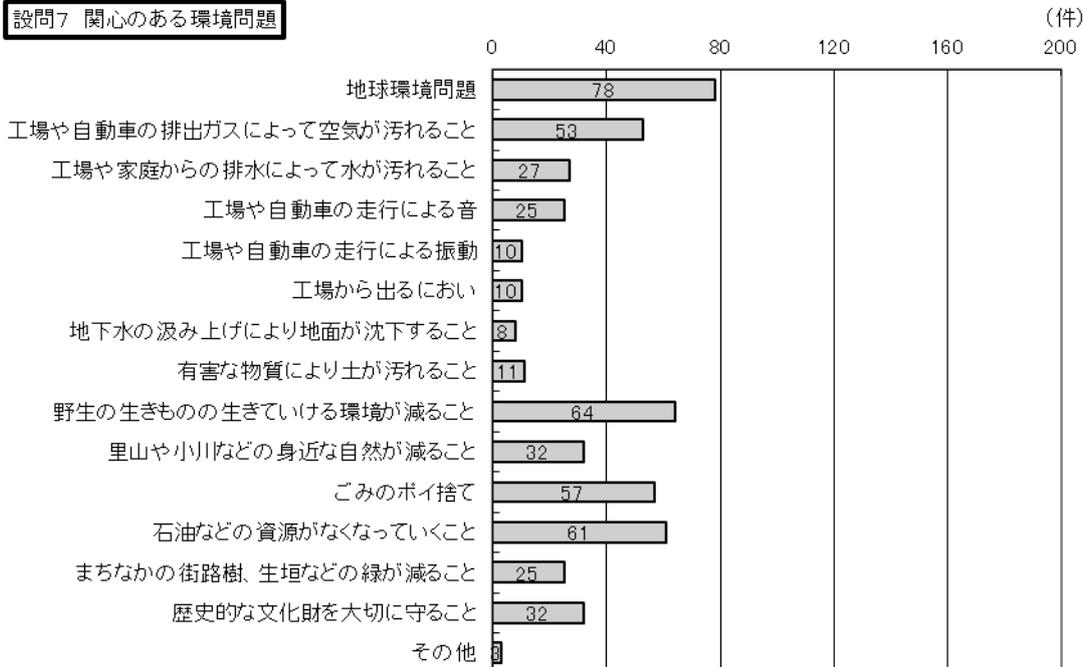
6) 関心のある環境問題 (設問7)

関心の高かった環境問題は、以下のとおりでした。

- ① 地球環境問題 (78件、15.7%)
- ② 野生の生きものの生きていける環境が減ること (64件、12.9%)
- ③ 石油などの資源がなくなっていくこと (61件、12.3%)

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

設問7 関心のある環境問題



7) 環境学習 (設問8)

授業で関心を持った内容は以下のとおりでした。

- ① 地球温暖化 (43件)
- ② 大気汚染 (19件)

③ 水質汚濁 (14件)

前回のアンケート結果と比較すると、大気汚染について関心を持つ方が増加していることがわかります。

また、今後、授業で教えてほしい内容は以下のとおりでした。

- ① 自然環境の保護 (15件)
- ② 地球温暖化 (10件)
- ③ ごみ問題 (7件)

前回のアンケート結果と比較すると、自然環境の保護について教えてほしいと考えている方が増加していることがわかります。

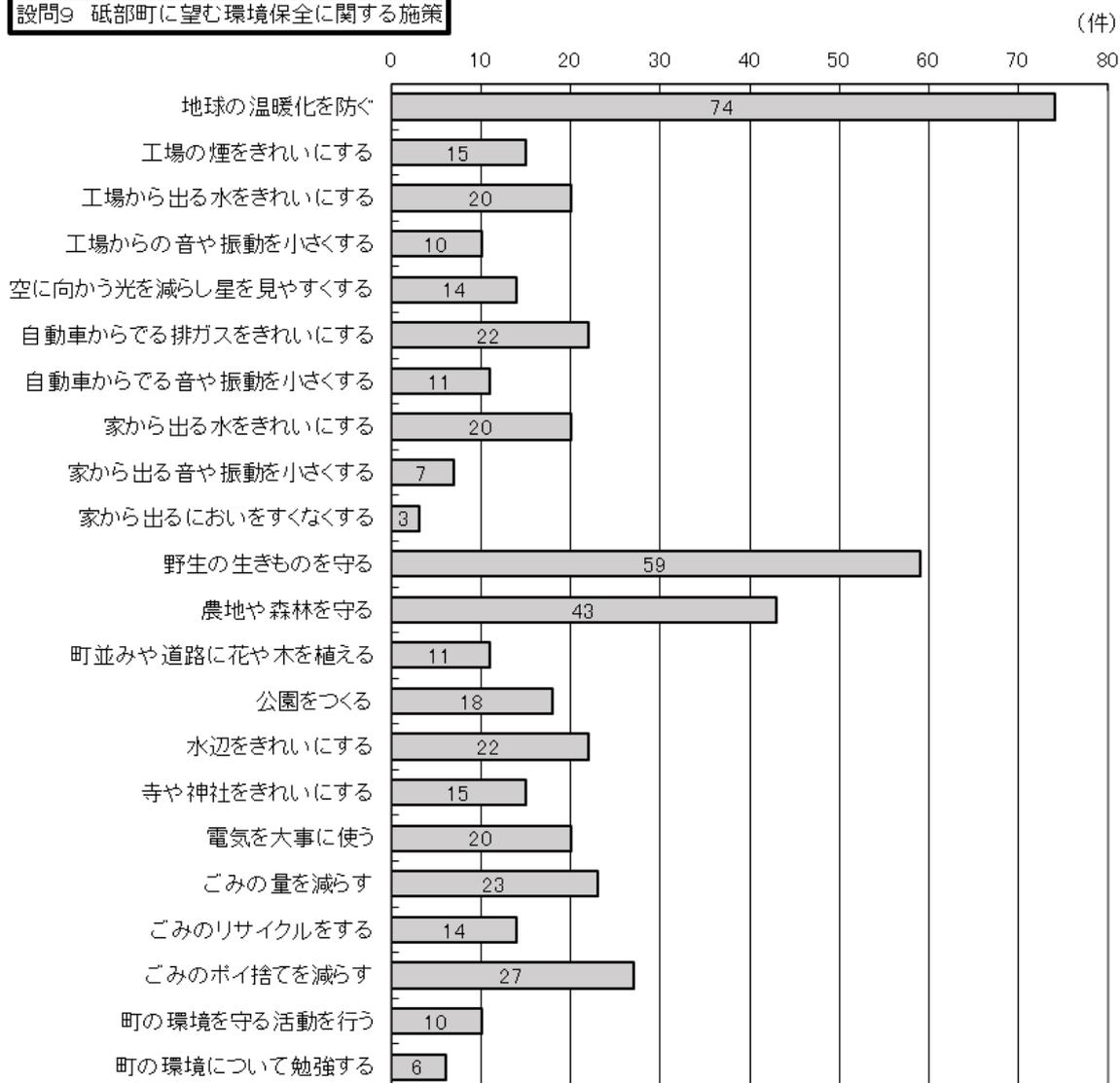
8) 砥部町に望む環境保全に関する施策(設問9)

砥部町に望む環境保全に関する施策は、以下のとおりでした。

- ① 地球の温暖化を防ぐ(74件、15.9%)
- ② 野生の生きものをまもる(59件、12.7%)
- ③ 農地や森林をまもる(43件、9.3%)

前回のアンケート結果と比較しても、大きな変化は見られませんでした。

設問9 砥部町に望む環境保全に関する施策



4. 第2次砥部町環境基本計画策定経過

令和元年7月2日（火）	第1回砥部町環境審議会
令和元年6月17日（月） ～7月31日（水）	環境に関するアンケート調査 町 民 ：1,000人 事業所 ：100カ所 中学生 ：181人（砥部中2年生）
令和元年9月11日（水） ～9月25日（水）	砥部町環境連絡会議(各課照会)
令和元年10月31日（木）	第2回砥部町環境審議会（諮問）
令和元年11月11日（月） ～12月11日（水）	パブリックコメント
令和2年1月17日（金）	第3回砥部町環境審議会（答申）
令和2年1月29日（水） ～2月5日（水）	砥部町環境連絡会議(各課照会)

5. 環境基準

環境基準は、環境基本法第16条に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として政府によって定められています。

(1) 大気

① 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

- 備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に残される粒子をいう。

② 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

- 備考) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(2) 水 質

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
鉛	0.01mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
砒 素	0.01mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	チウラム	0.006mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/ℓ 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	セレン	0.01mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	ほう素	1mg/ℓ 以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、昭和46年12月環境庁告示第59号に示された方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

② 生活環境の保全に関する環境基準（河川〔湖沼を除く。〕）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/ℓ 以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

③ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
鉛	0.01mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
砒 素	0.01mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	チウラム	0.006mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/ℓ 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	セレン	0.01mg/ℓ 以下
クロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	ほう素	1mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示第 10 号で示された方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(3) 土 壤

① 土壤の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒 素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。

備考) 1. 検液とは、土壤を10倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき、0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年環境庁告示第46号で示された方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

(4) 騒音

① 騒音に係る環境基準（騒音の評価手法は、等価騒音レベル*1）

■ 一般地域の環境基準

地域の類型	当該地域	時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道(4車線以上)、自動車専用道路をいう。近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

*1 等価騒音レベル…変動する騒音の騒音レベルをエネルギー平均値として表した量。

(5) ダイオキシン類

① ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/ℓ以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下

- 備考) 1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。



砥部町

第2次砥部町環境基本計画

令和2年2月

発行：砥部町

編集：生活環境課

〒791-2195

愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地

TEL 089-962-7446（直通）

FAX 089-962-6499（直通）
